（様式2）

庁議（政策会議） 案件申込書

申込日 平成25 年 2 月 4 日

案件名	相模原市職員会館の移管に伴う取扱いについて									
所管	総務	局区	総務	部	職員厚生	課	担当者		内線	
概要	職員会館は、神奈川県市町村職員共済組合（以下、共済組合という）が出資して建設した施設である。本市は、共済組合との間に賃貸借契約を締結し、建設費相当額を賃借料として支払ってきた。最終年度が本年度となっており、支払終了後は市に無償譲渡されるため、その取扱いについて協議するもの。									
審議内容（論点）	・市有財産としての位置付けについて ・職員労働組合、職員生活協同組合への貸出しについて ・市民利用について ・行政財産の目的外使用許可に伴う使用料について ・規則等の改正について ・維持管理業務について ・会議室への変更について									
審議（希望）日	関係課長会議	平成25 年 1 月 21 日				政策調整会議	平成25 年 2 月 4 日			
	局・区経営会議	年 月 日				政策会議	平成25 年 2 月 8 日			
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供	なし			
	パブリックコメント	実施なし	時期			議会への情報提供				

検討経過等

関係部局との調整

関係部局名等	調整項目	調整状況
管財課・総務法制課	庁舎管理規則、行政財産の目的外使用許可取扱要領の改正について	細部について調整中
総務法制課	職員会館管理運営要綱について	細部について調整中

打合せ・会議の経過

月日	会議名等	内容

備考

政策調整会議の結果等

原案を 上部庁議へ付議する （ 政策会議 ）

これまでの庁議での主な意見

関係課長会議の意見
○各総合事務所内の組合事務所を使用料免除とし、職員会館内の組合事務所を50%減免とする理由は。
→各総合事務所の組合事務所では、H25年度以降、組合固有の事務のほか、共済組合や職員厚生会に係る書類を配置するなど職員厚生課の事務を一部担ってもらうため、さらに50%減額し使用料を免除とした。

○体育室の利用について、一般利用は目的外使用許可とのことだが、公の施設の体育室の利用と変わらないのではないか。
→職員会館は、職員の福利厚生のため行政財産（庁舎）と位置付けることとし、市や職員等が使用する以外は行政財産の目的外使用許可で対応する。

○全庁的に適用する行政財産の目的外使用許可取扱要領に、職員会館体育室に係る個別の規定を設けることは違和感がある。個別の要綱で対応できないのか。
→公の施設の場合には使用料を条例で定めているが、職員会館は行政財産（庁舎）とするため、市有財産条例に基づいて使用料を徴収することとなる。このため、時間単位の使用料や5割減額の規定について、同条例を受けた目的外使用許可取扱要領に盛り込むこととしたものである。

事務事業調整会議の意見
○総合事務所内の目的外使用許可について、その取扱いを緑区として整理したいと考えているので、個別に調整をお願いしたい。

政策調整会議の意見
○移管前と移管後で評価額に違いがあるのはなぜか。
→移管前は、固定資産税評価額を使用しており、移管後は、管財課で算出する評価額を使用することになるためである。

○3月29日に移管ということだが、その時から行政財産となり今回の規定を適用するのか。
→3月29日付で無償譲渡され、市の行政財産となる。年度内の使用料など細部については、調整中である。

事案の具体的な内容

(1) 事案概要

(2) 事業スケジュール

(3) 事業経費等

○職員会館施設概要

相模原市職員会館は、平成10年3月、職員の健康管理や元気回復、生活支援、さらには災害時の職員の待機・休憩場所としての利用を図るため、本市の設置依頼を受け、神奈川県市町村共済組合が「神奈川県市町村職員共済組合長期経理の資金による職員住宅及び職員厚生施設の取得に関する要綱」に基づき建設した施設である。

本市は、神奈川県市町村職員共済組合との間に賃貸借契約（平成10年～平成24年度　15年間）を締結し、建設費相当額を賃借料として支払いながらこれまで使用してきた。平成24年度に契約期間が満了となることから、今年度の賃借料の支払完了をもって神奈川県市町村職員共済組合から無償譲渡を受けるものである。

・敷地面積　　2,547.47㎡（所有　相模原市が普通財産として）
・延床面積　　4,513.80㎡（所有　神奈川県市町村職員共済組合）
・構　　造　　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
　地下1階、地上4階建
・施設内容　　地階/音響室1、2　倉庫　熱源機械室　受水槽室　発電機室　電気室
　1階/職員厚生課事務室（健康管理班）　検診室1、2　健康相談室1、2
　医務室　健康管理データ室　更衣室　陶芸窯室　管理事務室　駐車場
　職員生協売店　職員生協事務室　倉庫
　2階/体育室（災害時職員待機室）　フィットネス室　更衣室　シャワー室　倉庫
　職員休憩スペース　中庭　自動販売機コーナー
　3階/職員厚生課事務室（厚生班）　同好会室　展示ギャラリー　更衣室
　組合事務室、会議室1、2、3
　4階/和室（大、中、小）　退職者談話室　娯楽室　パントリー　倉庫　庭園　中庭

○移管後の考え方

＜市有財産としての位置付けについて＞
・職員会館（敷地を含む）は行政財産とする。
　なお、提供緑地については従来どおり普通財産とする。

＜職員労働組合、職員生活協同組合への貸出しについて＞
・職員労働組合及び職員生活協同組合への貸出しについては、市有財産条例に基づき目的外使用許可により対応する。

＜市民利用について＞
・市民から職員会館の体育室等の利用の申し出があった場合には、市有財産条例に基づき、目的外使用許可により対応する。

＜行政財産の目的外使用許可に伴う使用料について＞
・市有財産条例に基づき「市長が定めた評価額に100分の6を乗じて得た額」を使用料として徴収する。（光熱費、管理・清掃業務に係る経費については実費負担）
　なお、職員労働組合等が使用する場合、「行政財産の目的外使用許可取扱要領」に基づき、使用料を減免することができるものとする。

＜規則等の改正について＞
・「相模原市庁舎管理規則」を一部改正し、市職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事務事業の用に供する建物として職員会館を庁舎に位置付ける。

＜維持管理業務について＞
・会館の建物・設備の維持管理、補修・修繕、警備・清掃業務等維持管理業務については、職員厚生課が所掌する。

＜会議室への変更について＞
・退職者談話室・娯楽室（ともに4F）を平成25年4月以降会議室とする。

○今後のスケジュール

平成25年3月29日　平成24年度賃借料支払い
平成25年4月　　共済組合から登記承諾書を受付
平成25年4月　　所有権移転登記（原因日　平成25年3月29日）

相模原市職員会館の本市への移管について

１．経過

相模原市職員会館は、平成 10 年 3 月、職員の健康管理や元気回復、生活支援、さらには災害時の職員の待機・休憩場所としての利用を図るため、本市の設置依頼を受け、神奈川県市町村職員共済組合が「神奈川県市町村職員共済組合長期経理の資金による職員住宅及び職員厚生施設の取得に関する要綱」に基づき建設した施設である。

本市は、神奈川県市町村職員共済組合との間に賃貸借契約（平成 10 年度～平成 24 年度　15 年間）を締結し、建設費相当額を賃借料として支払いながらこれまで使用してきた。平成 24 年度に契約期間が満了となることから、今年度の賃借料の支払完了をもって神奈川県市町村職員共済組合から無償譲渡を受けるものである。

２．職員会館の概要

（１）開 館 日　　平成 10 年 3 月 30 日
（２）建設期間　　平成 8 年 11 月～平成 10 年 3 月（2 年 4 月）
（３）敷地面積　　２，５４７．４７㎡
（４）延べ床面積　４，５１３．８０㎡
（５）構　　造　　鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造）
　　地下１階・地上４階建
（６）施設設備　　地階　音響室（１・２）　倉庫　熱源機械室
　　受水槽室　発電機室　電気室
　　１階　職員厚生課事務室（健康管理班）
　　検診室（１・２）　健康相談室（１・２）
　　医務室　健康管理データ室　更衣室　陶芸窯室
　　管理事務室　駐車場　職員生協売店　事務室　倉庫
　　２階　体育室　フィットネス室　更衣室　シャワー室
　　倉庫　職員休憩スペース　中庭　自販機コーナー
　　３階　職員厚生課事務室（厚生班）　会議室（１・２・３）
　　同好会室　展示ギャラリー　更衣室
　　職員組合事務室
　　４階　和室（大・中・小）　退職者談話室　娯楽室
　　パントリー　倉庫　庭園　中庭

３．市有財産としての位置づけ

〇行政財産とする。

（理　由）

職員会館は、地方公務員法第４２条に地方公共団体の責務として規定された「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項」を実施するための施設であるとともに、災害発生時における活動職員の待機・休憩場所としての機能を有する施設であり、職員厚生課事務室のほか、会議室、職員休憩室を配し、分庁舎としての機能も併せて有しているため。

※敷地

行政財産とする。

なお、提供緑地（３３１．２㎡）は従来どおり普通財産とする。

※　職員会館を行政財産としている他都市の事例

	横須賀市	八王子市	藤沢市	堺市
名称	職員厚生会館	職員会館	職員会館	職員会館
構造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造地下１階地上5階	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造地上3階(2・3階部分)	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造地下１階地上3階	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造地下1階(本庁舎地下部分)
延床面積	2,906.29㎡	1,501.77㎡	1,784.81㎡	472.36㎡
管理形態	人事課が管理	職員課が管理	福利厚生会が目的外使用許可（使用料免除）	職員厚生会が目的外使用許可（使用料免除）

４　職員会館の諸室の使用区分

（１）市が使用するもの（職員厚生会・職員個人の使用を含む）

地階　音響室（１・２）　倉庫　熱源機械室　受水槽室　発電機室
電気室

１階　職員厚生課事務室（健康管理班）　検診室（１・２）
健康相談室（１・２）　医務室　健康管理データ室　更衣室
陶芸窯室　管理事務室　駐車場

２階　体育室　フィットネス室　更衣室　シャワー室　倉庫
職員休憩スペース　中庭

３階　職員厚生課事務室（厚生班）　会議室（１・２）　同好会室
展示ギャラリー　更衣室

４階　　和室（大・中・小）　退職者談話室　娯楽室　パントリー
　　倉庫　庭園　中庭
その他　共用部分
　　ホール　通路　階段　エレベーター　トイレ　別館連絡橋
　　ベランダ・非常階段

※　職員個人や職員厚生会の利用について

地方公務員法第 42 条は、地方公共団体が職員の保健や元気回復に係る事項のほか、広くその他厚生に関する事項について実施しなければならないことを定めている。

本市の場合、この規定に基づき、直接に、また職員厚生会を介して職員への福利厚生事業を実施しており、職員の保健や元気回復の拠点として職員会館を整備したものである。

このことから、職員個人や職員厚生会が職員会館内の施設・設備を使用して行う健康の保持増進に係る事業やレクリエーションの活動は、福利厚生事業として行政財産の目的に合致した使用であり、行政財産の目的外使用許可を得る必要はないものとする。

（２）市職員労働組合が使用するもの

※　行政財産の目的外使用許可

職員組合事務室（3F）　会議室３（3F）　駐車場２台（1F）

（３）職員生活協同組合が使用するもの

※　行政財産の目的外使用許可

売店（1F）　事務室（1F）　倉庫（1F）　駐車場２台（1F）
ホールの一部（1F）　検診車駐車場の一部（1F）
自販機コーナー（2F）

５　市民利用について

市民（地域の自治会、文化サークル等の団体）から職員会館の体育室等の利用の申し出があった場合には、職員等の利用に支障のない範囲で、目的外使用許可により対応する。

なお、利用の実際を考慮し、時間単位での利用を認める。

６　目的外使用許可に伴う使用料

市有財産条例に基づき、「市長が定めた評価額に 100 分の 6 を乗じて得た額」を使用料として徴収する。（光熱費、管理・清掃業務に係る経費については実費負担）

なお、職員労働組合及び職員生活協同組合が使用する場合、団体の活動が職員の福利厚生に寄与する点を考慮し、「行政財産の目的外使用許可取扱要領」を改正し、使用料を減額することができるものとする。

（１）職員労働組合が専用利用する部分係る使用料　　別紙１
（２）職員生活協同組合が専用利用する部分に係る使用料　　別紙２
（３）体育室の貸出（時間利用）に係る使用料　　別紙３

７　規則等

○「相模原市庁舎管理規則」を一部改正し、市職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事務事業の用に供する建物として職員会館を「庁舎」に位置付け、庁舎管理者を職員厚生課長とする。

○「相模原市職員会館管理運営要綱」を策定し、職員会館の利用や管理に関する諸規定を定める。

○「行政財産の目的外使用許可取扱要領」を一部改正し、職員労働組合、職員生活協同組合に係る減免規定を修正する（職員会館の規定について、５割減額の規定を追加）。あわせて、体育室の貸出に係る規定（時間単位の使用料と５割減額の規定）を追加する。

８　維持管理業務

相模原市職員会館の建物・設備の維持管理、補修・修繕、警備・清掃業務（敷地を含む）など維持管理業務については、職員厚生課が所掌する。

９　会議室へ位置付けの変更

平成 25 年度以降、次に掲げる各室については会議室とし、庁内の会議等で使用できるものとする。

４階：退職者談話室・娯楽室

10　移管に係るスケジュール

平成 25 年 3 月	体育室利用団体（市民登録団体）への平成 25 年度利用に係る説明会の開催
平成 25 年 3 月 29 日	平成 24 年度賃借料支払い
平成 25 年 4 月	共済組合から登記承諾書を受付
平成 25 年 4 月	所有権移転登記（原因日　平成 25 年 3 月 29 日）

○　市職員労働組合

１．平成２５年度使用料（案）

№	項目	面積（㎡）	使用料（円）	減免率	減免後使用料（円）
1	事務室	85.00	1,539,981	50%	769,991
2	会議室３	46.15	836,119	50%	418,060
3	駐車場（２台分）	37.00	670,344	50%	335,172
合　計		168.15	3,046,445		1,523,223

※　職員会館評価額　　1,362,974,000円　（市長が定めた評価額）

２．平成２４年度貸付料

№	項目	面積（㎡）	貸付料（円）	減免率	減免後貸付料（円）
1	事務室	85.00	851,634	50%	425,817
2	会議室３	46.15			
3	駐車場（２台分）	37.00	370,711	50%	185,356
合　計		168.15	1,222,346		611,173

※　職員会館評価額　　753,746,730円　（平成２４年度固定資産税評価額）

※各総合事務所内の組合事務所に係る使用料

№	所在	面積（㎡）	使用料（円）	減免率	減免後使用料（円）
1	藤野総合事務所	7.00	59,496	100%	0
2	相模湖総合事務所	16.00	161,751	100%	0
3	城山総合事務所	24.35	145,709	100%	0
4	津久井総合事務所	25.92	90,584	100%	0
合　計		73.27	457,540		0

○　職員生活協同組合

１．平成２５年度使用料（案）

№	項目	面積（㎡）	使用料（円）	減免率	減免後使用料（円）
1	事務室	28.60	518,158	50%	259,079
2	売店	195.90	3,549,203	50%	1,774,602
3	倉庫	29.50	534,464	50%	267,232
4	駐車場	37.00	670,344	50%	335,172
5	パンフレットラック等	4.96	89,862	50%	44,931
6	自動販売機（２階）	4.23	76,636	0%	76,636
7	検診車スペース	23.00	416,700	50%	208,350
合　計		323.19	5,855,371		2,966,003

※　職員会館評価額　　1,362,974,000円　（市長が定めた評価額）

２．平成２４年度貸付料

№	項目	面積（㎡）	貸付料（円）	減免率	減免後貸付料（円）
1	事務室	28.60	286,549	50%	143,275
2	売店	195.90	1,962,767	50%	981,384
3	倉庫	29.50	295,567	50%	147,784
4	駐車場	37.00	370,711	50%	185,356
5	パンフレットラック等	10.25	102,697	50%	51,349
6	自動販売機（２階）	4.23	42,381	50%	21,191
合　計		305.48	3,060,674		1,530,337

※　職員会館評価額　　753,746,730円　（平成２４年度固定資産税評価額）

目的外使用許可による使用料一覧

別紙3

				組合、生協、地域の自治会･文化サークル等の特例		
	面積	日額	時間額	減免率	日額	時間額
体育室	580.00㎡	28,789円	2,214円	50%	14,395円	1,107円

（様式2）

庁議（政策会議）　案件申込書

申込日　平成25　年　2　月　4　日

案件名	さがみはら森林ビジョン実施計画の策定について									
所管	環境経済	局区	経済	部	津久井経済観光	課	担当者		内線	
概要	平成２２年度策定された「さがみはら森林ビジョン」の実現に向け、平成３１年度までの目標を定めた「さがみはら森林ビジョン実施計画」を策定するもの。									
審議内容（論点）	1　さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について 2　さがみはら森林ビジョン審議会の設置について 3　パブリックコメントの実施結果									

審議（希望）日												
	関係課長会議	平成24	年	11	月	1	日	政策調整会議	平成24	年	11	月	8	日
	局・区経営会議		年		月		日	政策会議	平成24	年	2	月	8	日

日程等調整事項						
条例等の調整	制定あり	議会上程時期	平成２５年３月	定例会	報道への情報提供	なし
パブリックコメント	実施あり	時期	平成２４年１２月１７日 ～平成２５年１月２１日	議会への情報提供	部会	平成24年12月

検討経過等

関係部局との調整

関係部局名等	調整項目	調整状況
作業部会	実施計画素案の内容確認	素案に反映済み
総務法制課	さがみはら森林ビジョン審議会の設置に伴う附属機関の設置に関する条例の改正について	ヒアリング実施済
情報公開課	さがみはら森林ビジョン審議会の設置に伴う附属機関の設置について	調整済

打合せ・会議の経過

月日	会議名等	内容
H24.4.20	関係課長会議	さがみはら森林ビジョン実施計画の策定について
H24.6.22	作業部会	さがみはら森林ビジョン実施計画の策定について
H24.10.19	検討部会	さがみはら森林ビジョン実施計画素案について
H24.10.30	関係課長会議	さがみはら森林ビジョン実施計画素案について
H24.11.1	関係課長会議	さがみはら森林ビジョン実施計画素案について
H24.11.8	政策調整会議	さがみはら森林ビジョン実施計画素案について
H24.12.4	環境経済部会	さがみはら森林ビジョン実施計画素案について

備考　さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会3回、策定ワーキング1回

政策調整会議の結果等　原案を一部修正し　上部庁議へ付議する　（　政策会議　）

これまでの庁議での主な意見

・難しい用語があるので、用語説明を増やしたほうが良い。

・間伐材は細い材であまり利用できないという認識があるが現状はどうなのか。
→津久井の間伐材については、主伐くらいの太さになっているので、木材として十分利用できる。

・今後公共建築物にも対応できるようＪＡＳ認証について考えてもらいたい。
→JAS認証については県産材ですでにJAS相当の認証制度を行っている。市内産木材についても来年度以降、協議会にて検討を行っていく。

・来年度以降の組織体制はどのように考えているのか。
→第三者機関として「さがみはら森林ビジョン審議会」を設置し、実施計画の進行管理等を行う。（附属機関の設置に関する条例の改正）

事案の 具体的な内容	
(1) 事案概要	(1) 事案概要 相模原市は津久井地域との合併により、市域の6割を森林が占める都市となった。市内の豊かな森林を保全･再生し、循環･継続的に利用することにより、健全な姿で次世代に引き継ぐことを目的に、平成22年度「さがみはら森林ビジョン」を策定し、本市の森林と市民とのかかわりのあるべき将来像を示すとともに、そこに向かうための各関係主体のあり方について示した。 そこで今年度は、本ビジョンにある基本施策の中から重点施策を絞り、新･相模原市総合計画の期間でもある平成31年度までの計画を策定する。 なお、実施計画策定後は第三者機関である「さがみはら森林ビジョン審議会」を設置し、進行管理を行っていく。 (2) さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会について 諮問機関である「さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会」により実施計画について答申案の検討がなされた。(策定委員会3回、策定ワーキング1回) 策定委員会構成 (8名) ･学識経験者 (1) ･森林組合 (1) ･財産区代表者 (1) ･林業関係者 (3) ･公募委員 (2)
(2) 事業スケジュール	(3) さがみはら森林ビジョン審議会の設置について 目的 着実な進行管理及び32年度以降の実施計画策定を行うため 位置づけ 市の附属機関 設置根拠 「附属機関の設置に関する条例」 人数 8人以内 構成 学識経験者、市民公募、森林組合、林業関係者、観光協会、環境団体等 設置時期 平成25年3月条例改正、平成25年9月委員委嘱予定
(3) 事業経費等	(4) 事業スケジュール 平成22年度 さがみはら森林ビジョン策定 平成24年度 4月20日 関係課長会議 6月22日 作業部会 7月18日 諮問･第1回策定委員会 9月 3日 策定ワーキング 9月14日 第2回策定委員会 10月19日 検討部会 10月23日 第3回策定委員会 10月30日 答申 11月 1日 関係課長会議 11月 6日 事務事業調整会議 11月 8日 政策調整会議 12月 4日 環境経済委員会 部会 12月17日～1月21日 パブリックコメント 2月 8日 政策会議 3月議会 附属機関の設置に関する条例一部改正上程 3月下旬 さがみはら森林ビジョン実施計画 策定 (5) 事業経費 (平成25年度) さがみはら森林ビジョン審議会 審議会委員報酬 152千円 公募委員選考委員謝礼 20千円 交通費 (費用弁償) 2千円 (6) パブリックコメントの実施結果 ①実施時期: 平成24年12月17日～平成25年1月21日 ②意見数: 4人 (6件) ③意見要旨及び市の考え方: 別紙のとおり

別紙

森林ビジョン　掲載内容						
基本方針			基本施策		主な取組項目	重点事項
「知る」アプローチ	1	市民への情報提供	①	ホームページなど多様な媒体による情報発信の推進	森林づくり活動などの情報を提供するポータルサイトの開設･運営	
			②	イベントなどの開催による普及･啓発活動の推進	市民向け森林体験教室などの開催の促進	
					催し物などでの情報提供の推進	
	2	環境教育の推進	①	児童･生徒の環境教育の推進	森林をフィールドとした体験学習の推進	
					地域の自然や森林と人の暮らしなど、郷土に学ぶ活動の推進	
			②	市民主体による環境教育の推進	市民が主体となって行う体験活動･交流活動の場としての森林の活用促進	
			③	「木育」の推進	材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動（木育）の推進	
「使う」アプローチ	3	市民と森林の接点づくり	①	市民が森林と触れ合う機会の創出	市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討	●
					都市のみどりの保全･再生の推進	
			②	都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進	里地と一体となった里山の保全･再生、活用の推進	
					地域資源や人材を活用した体験･交流型観光プログラムの開発の推進	
			③	多様な主体との協働による森林づくり体制の強化	市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進	●
					森林ボランティアやインストラクターの育成･支援の推進	
	4	木材等の利活用の推進	①	木材の利用拡大	材質に応じた木材流通の最適化の促進	●
					公共建築物への利用促進	●
					地産地消の促進	●
					木材の多様な利用のための技術･商品開発の促進	●
			②	木材の安定供給体制構築に向けた取組	効率的な木材生産システムの開発･導入促進	
					路網整備の推進	
					施業集約化の推進	
					林業の担い手育成	
					技術開発のためのモデル団地の設定	
	5	森林環境の保全･整備	①	健全な森林の保全･育成	適切な森林管理の推進	●
					森林所有者への意識啓発	
					森林の現況把握とモニタリングの推進	
			②	市民生活を守る森林の保全･育成	鳥獣被害対策の推進	
					花粉症対策の推進	
					不法投棄対策の推進	
					残土処分地等の開発事業対策の推進	

さがみはら森林ビジョン実施計画（案）

平成 25 年 3 月

相　模　原　市

目次

1.　さがみはら森林ビジョン実施計画について

(1)　策定期間と概要 ＿＿＿

(5)　さがみはら森林ビジョン実施計画検討部会設置要綱 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿24
(6)　パブリックコメントの実施 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿26
(7)　用語の解説 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿27

1.　さがみはら森林ビジョン実施計画について

(1)　策定経緯と概要

相模原市は津久井地域との合併により、市域の約 6 割を森林が占める「森林」と「市街地」を併せ持つ新しい都市となりました。

しかし、本市の森林は、木材価格の低迷や林業労働者の減少、林業経営における採算性の悪化などから、森林に対する所有者の管理意識が低下し、手入れ不足の森林が増えたことにより、水源かん養や山地災害防止など森林のもつ公益的な機能の低下が憂慮されています。

このため、本市では限りある森林資源を保全・再生し、循環・継続的に利用することにより、これら豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成 22 年度に「さがみはら森林ビジョン」を策定しました。

「さがみはら森林ビジョン（以下、「森林ビジョン」という。）」では「知って、使って、身近になる」をキャッチフレーズに、「いきいきとした人と森林のかかわり」と「いきいきとした森林」の実現を将来像とし、また、そこに至るための 5 つの基本方針（①市民への情報提供、②環境教育の推進、③市民と森林の接点づくり、④木材等の利活用の推進、⑤森林環境の保全・整備）とそれぞれに対応する基本施策を示しました。

森林ビジョン策定後、これらの基本方針に沿って施策を進めていますが、森林ビジョンの内容は幅広く、また、長期的な取組を必要とするため、これを確実に実現すべく、「さがみはら森林ビジョン実施計画（以下、「実施計画」という。）」を策定します。

なお、森林ビジョンを推進するために必要な森林の整備に関する具体的事項については、相模原市森林整備計画において定めます。

図：さがみはら森林ビジョンの基本方針

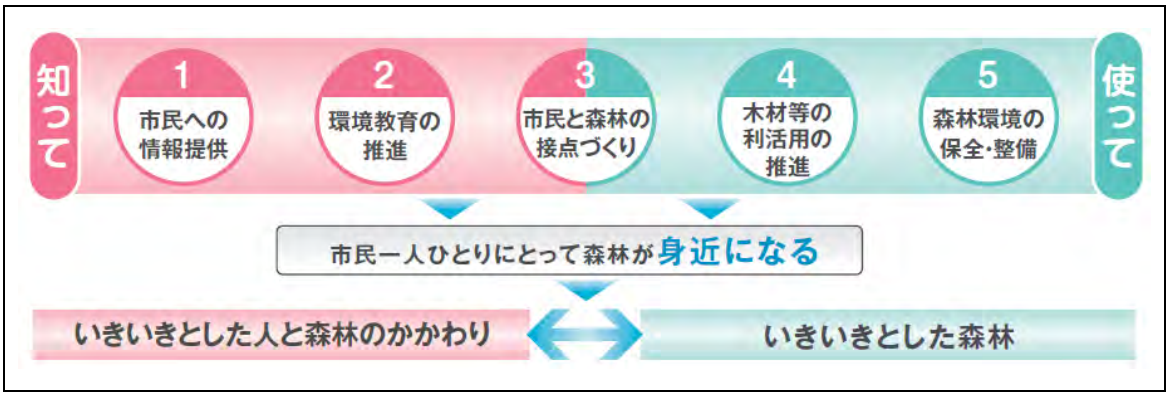

(2) 計画期間

実施計画の計画期間は、「新・相模原市総合計画」及びその他の部門別計画にあわせ、平成 31 年度まで（平成 25 年度から）としました。なお、内容については、社会的状況の変化に応じて適宜変更、修正を行うものとします。

(3) 平成 25 年度から平成 31 年度までの重点項目について

平成 23 年度実績で、間伐材積（試算）が約 19,000 ㎥に対し、搬出材積は約 2,100 ㎥と非常に少なく、著しく「使われていない」状況が明らかになっています。
実際に、森林ビジョンの 5 つの基本方針のうち、①「市民への情報提供」、②「環境教育の推進」、③「市民と森林の接点づくり」、⑤「森林環境の保全・整備」については、県の事業や市独自の事業によって現在も推進が図られているため、31 年度までの実施計画において、特に喫緊の課題である④「木材等の利活用の推進」の分野に注力が必要であると考えました。

こうした状況を踏まえ、森林ビジョンの実現に向けて、計画的な施策実施が必要と思われる事項について、次の表のとおり、重点事項を設定しました。実施計画では、これら重点事項について２６年度、３１年度に目標値を掲げ、具体的施策を推進します。取組の優先順位を明確にし、重点事項を確実に達成するため、重点事項以外の項目については、特に年度ごとの目標は設定しませんが、引き続き他計画や既存事業との連携を取りながら森林ビジョンにより掲げた目標を推進します。

森林ビジョン　掲載内容						
基本方針			基本施策		主な取組項目	重点事項
「知る」アプローチ	1	市民への情報提供	①	ホームページなど多様な媒体による情報発信の推進	森林づくり活動などの情報を提供するポータルサイトの開設・運営	
			②	イベントなどの開催による普及・啓発活動の推進	市民向け森林体験教室などの開催の促進	
					催し物などでの情報提供の推進	
	2	環境教育の推進	①	児童・生徒の環境教育の推進	森林をフィールドとした体験学習の推進	
					地域の自然や森林と人の暮らしなど、郷土に学ぶ活動の推進	
			②	市民主体による環境教育の推進	市民が主体となって行う体験活動・交流活動の場としての森林の活用促進	
			③	「木育」の推進	材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動（木育）の推進	
	3	市民と森林の接点づくり	①	市民が森林と触れ合う機会の創出	市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討	●
					都市のみどりの保全・再生の推進	
			②	都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進	里地と一体となった里山の保全・再生、活用の推進	
					地域資源や人材を活用した体験・交流型観光プログラムの開発の推進	
			③	多様な主体との協働による森林づくり体制の強化	市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進	●
					森林ボランティアやインストラクターの育成・支援の推進	
「使う」アプローチ	4	木材等の利活用の推進	①	木材の利用拡大	材質に応じた木材流通の最適化の促進	●
					公共建築物への利用促進	●
					地産地消の促進	●
					木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進	●
			②	木材の安定供給体制構築に向けた取組	効率的な木材生産システムの開発・導入促進	
					路網整備の推進	
					施業集約化の推進	
					林業の担い手育成	
					技術開発のためのモデル団地の設定	
	5	森林環境の保全・整備	①	健全な森林の保全・育成	適切な森林管理の推進	●
					森林所有者への意識啓発	
					森林の現況把握とモニタリングの推進	
			②	市民生活を守る森林の保全・育成	鳥獣被害対策の推進	
					花粉症対策の推進	
					不法投棄対策の推進	
					残土処分地等の開発事業対策の推進	

2. 重点事項について

(1) 重点事項①【3－①のうち、市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討】

森林ビジョン掲載内容		中間目標 （平成 26 年度）	目標 （平成 31 年度）
市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討	市有林や財産区有林など公有林等を活用した「市民の森」の整備について検討します。	「市民の森構想」策定	施設整備着手

【具体的取組】

市民と森林がふれあう機会の創出を促進するため、「（仮称）相模原市市民の森」の整備について検討を進めます。

- 平成 24 年度、25 年度で設置する検討委員会により、候補地選定や構想を策定します。

- 以降は当構想に従い、土地造成や施設整備を含めた具体的な計画（基本計画、実施計画）の策定および設計を行い、平成 31 年度までに施設整備に着手することを目標とします。

参照：檜原都民の森

(2) 重点事項②【3－③のうち、市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進】

森林ビジョン掲載内容		現状 （平成 23 年度）	中間目標 （平成 26 年度）	目標 （平成 31 年度）
市民や企業など多様な主体との協働による森林整備の推進	水源地域の住民と都市地域の住民との協働による水源林づくりや交流・体験事業等、市民や企業など多様な主体との協働による森林づくりを推進します。	企業の森面積 110ha※1 企業の森件数 10 件	企業の森面積 143ha 企業の森件数 13 件	企業の森面積 198ha 企業の森件数 18 件
	神奈川県による「森林再生パートナー制度（平成 21 年 3 月末～）」などとも連携し、企業参加による森林づくりを進めます。			

【具体的取組】

市内には多くの企業が存在しており、大企業の工場なども立地しています。これら多くの企業との接点を持つ本市においては、企業との協働による森林づくりについて積極的に取り組む必要があります。

神奈川県の制度である「森林再生パートナー制度」による「企業の森」は、平成 24 年 7 月 1 日現在、県内で 27 件 436ha であり、市内では 10 件 110ha となっています。市内の県有林や財産区有林など、事業を拡大する余地と必要性は大きいと考えられることから、以下の取組を実施します。

- 「企業の森」について、企業のＣＳＲとしての意義や価値について、行政が積極的にプロモーションを展開します。（ホームページ、ポータルサイト、広報紙への掲載、直接提案など）

- 「企業の森」には、県の「森林再生パートナー制度」によるもの以外にも、企業と森林組合等の林業事業体との直接連携による整備も含まれますが、「森林再生パートナー制度」によって受けた企業からの寄付金については、広く県内の森林整備に利用されることになるため、企業が特定した森林の整備に利用することはできません。このことから、企業と森林組合等の林業事業体などが直接連携し、市内の独自の課題を抱える特定の森林（崩落危険箇所、荒廃の進んでいる箇所など）等の整備を進めることも併せて提案や発信します。

- 企業と「企業の森」の関わりは、ネーミングライツ（命名権）の取得にとどま

※1 本実施計画に掲げる数値目標は全て目標値以上を目指している。

らず、社員の福利厚生やイベント開催など具体的な活動機会の提供にもつながります。市では、企業が森林での活動を行いやすいように、インストラクターの育成を行うなど、「企業の森」に参加するメリットにつながるような受入体制の整備を検討します。

- 県や他県および企業へのヒアリングにより、「企業の森」に関する企業側のニーズを把握し、この結果を市内の林業者・NPO などの団体と共有することで、各団体のサービスの修正・開発を促します。

- これらの施策を実行することにより、市内の「企業の森」を、平成 26 年度までに 13 社、平成 31 年度までに 18 社に拡大することを目標とします。(1 年に 1 社程度の増加)

- また、これまでの市内の「企業の森」の 1 社当たりの面積は平均して 11ha 程度であることから、上記の社数と合わせて、「企業の森」の面積を平成 26 年度までに 143ha、平成 31 年度までに 198ha まで拡大することを目標とします。

相模原市内の森林再生パートナー　ネーミングライツ森林

会社名	森林名
（株）湘南リビング新聞社 （株）サンケイリビング新聞社	リビング新聞の森林
三菱商事（株）	三菱商事　芽ぐみの森
ＫＤＤＩ（株）	KDDIau 取扱説明書 リサイクルの森
（株）野本建設	野本建設の森
ルネサスエレクトロニクス（株）	ルネサス半導体の森
（株）カナエル	カナエルの森
住友スリーエム（株）相模原事務所	３M の森
ＪＡグループ神奈川	みどり・みらい・JA50 の森
（株）モンテローザ	（株）モンテローザ　白木屋の森
伯東（株）	伯東の森

（平成２４年７月１日現在）

(3) 重点事項③【4－①木材の利用拡大】

森林ビジョン掲載内容			現状（平成23年度）	中間目標（平成26年度）	目標（平成31年度）
木材の利用拡大	材質に応じた木材流通の最適化の促進	供給側、需要側双方への情報提供などにより、供給された木材の質や量に応じた最適な需要との結びつき等を促します。	津久井産材素材生産量 2,100㎥	津久井産材素材生産量 2,600㎥	津久井産材素材生産量 3,600㎥
	公共建築物への利用促進	「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月に施行され、低層の公共建築物の木造化を図ることが示されています。 本市においても、国・県の動向を踏まえて方針等の策定を検討するとともに、今後も公共建築物※2への木材利用を推進します。		「（仮称）津久井産材利用拡大促進協議会」の発足	森林組合による津久井産材の取扱窓口の設置
	地産地消の促進	地域の木でつくる家づくりや家具づくり、津久井産木材のブランド化など、木材の利用拡大に係る民間事業体の取組を促進します。			
	木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進	カーボン・オフセットは、低炭素社会へと転換する上で重要な手法の一つであることから、市民・事業者と連携し、市独自の市民・事業者参加システムを構築し、有効活用に取り組みます。		「（仮称）バイオマス利活用に関する協議会」の発足	
		紙の原料となるパルプ、燃料となるペレット※3やバイオエタノールへの利用など、他産業との連携についても視野に入れ、地場産木材の多様な利用のための技術・商品開発等の検討を積極的に推進します。			

※2 公共建築物に限らず、公共施設全般に対して木材利用を推進します。
※3 薪、チップも含みます。

【具体的取組】

市内産材（＝津久井産材）は、「利用されていない」状況が顕著であることから需要喚起、利用拡大を積極的に推進します。

津久井産材が利用されない要因は次のとおりと考えられることから、これらの課題を解消するための取組を実施します。

［ストック不足］
津久井産材の利用希望者が必要とする素材をすばやく提供できない。
［情報発信不足］
どこに問い合わせれば津久井産材の入手が可能か分からない。また、品質基準、製材量、価格などの条件を明示できない。
［競争力不足］
県産材そのものの価格自体は、相対的に見ても決して高いものではないが、人工乾燥などの様々な経費を考えると、割高となる傾向となるほか、ブランド力が欠如している。

＜（仮称）津久井産材利用拡大促進協議会の設置＞

平成 26 年度までに、下記の事項などについて林業事業者、工務店等を中心とした「(仮称）津久井産材利用拡大促進協議会」を発足し、以下のような具体的な議論を行います。

- 津久井産材のストックの担い手等の検討
  ストックヤードの設置や、木材の情報の取りまとめを実施する主体と、その方法の検討
- 津久井産材のブランド化の検討
  津久井産材ブランドの立ち上げや、産地認証制度及び神奈川県産材ブランドとの住み分けの検討を行うとともに、品質基準、認定制度の運営方法や補助制度などについての検討
- 流域連携に関する具体的協議
  近隣地域を含めた津久井産材の利用拡大のための具体的協議
- 需要拡大に関する具体的協議
  津久井産材の需要拡大を図るため、工務店等との営業連携などの体制づくりの検討

＜相模原市のサポート体制の確立＞

津久井産材及びこれを扱う民間事業者のプロモーション支援などを積極的に行います。（販売イベントへの参加や、市のホームページやポータルサイト「さがみはら森林情報館」、広報紙等での情報発信支援など）

＜森林組合による津久井産材の取り扱い窓口機能の設置＞

現状では、市民が津久井産材の情報にアクセスすることは困難であることから、森林組合が、津久井産材の取扱いに関する窓口を担うことによる、情報の集約と提供の円滑化を図ります。森林組合は、平成 31 年度までに窓口機能を設置することを目標に、体制の整備を進め、業務内容については、「（仮称）津久井産材利用拡大推進委員会」において協議します。

＜国内制度に基づく津久井産材の利用量の拡大＞

現状の津久井産材の素材生産量は 2,100 ㎥程度ですが、平成 24 年度以降は森林経営計画に基づき、搬出量の増加が見込まれています。加えて、県による「長期受委託事業」では、林道から 200m 以内の材を積極的に搬出することになっています。また、「相模原市公共施設における木材の利用の促進に関する基本方針」※4及び「地域型住宅ブランド化事業」により、津久井産材の需要も増加する見込みであることから、「地域型住宅ブランド化事業」の認定団体に含まれている市内の事業者を中心に、津久井産材の流通を活発化しながら、平成 26 年度までに 2600 ㎥、平成 31 年度までに 3600 ㎥の利用（素材生産量）を目指します。

※4 相模原市内における公共施設、公共建築物、公共工作物の木造化、木質化に努める旨や、これらに使用する木材の適切な確保に向けて、施業集約化等の供給体制の整備に取り組むこと、さらに市内産木材の PR・普及に努める旨などを定めた方針（平成 24 年度策定）

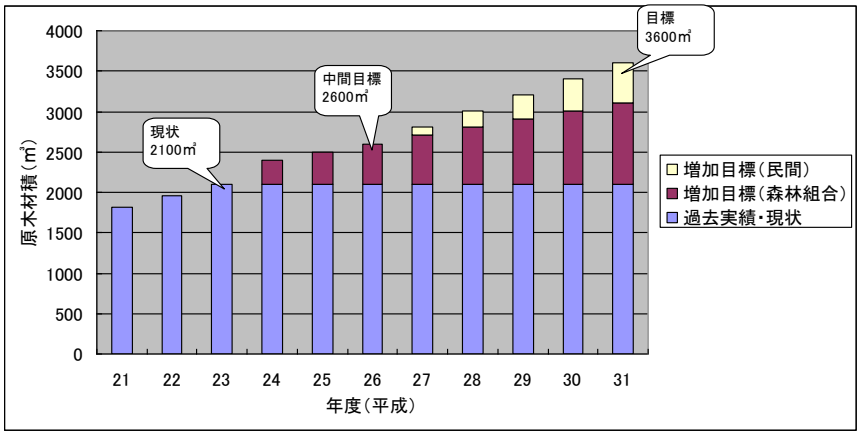

図：津久井産材の利用量目標

＜バイオマス利活用に関する検討＞

切捨て間伐材など、未利用木質バイオマスの燃料等への利用は、現状では採算性が悪く、事業化が難しい傾向にあります。また、市内の森林の半分を占める広葉樹林の材の活用も難航していることから、当面は木質バイオマスの利活用について、国の「再生可能エネルギーの全量買取制度（FIT）」も踏まえながら、「（仮称）バイオマス利活用に関する協議会」を発足させて、以下のような取組を推進します。

- バイオマス利用の設備や他地域の事例に関する情報収集を行います。
- 隣接地域との連携の検討を図ります。
- 小規模施設など相模原市型のバイオマス利用について検討を進めます。

(4) 重点事項④【5－①のうち、適切な森林管理の推進】

森林ビジョン掲載内容		現状 （平成 23 年度）	中間目標 （平成 26 年度）	目標 （平成 31 年度）
適切な森林管理の推進	森林所有者や森林組合などの事業者と協力して、人工林および里山林（天然林）の適切な森林管理の推進に取り組みます。特に、水源地域の森林整備については、神奈川県の「水源の森林づくり事業」と連携して進めるものとします。	【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 5,126ha 実績進捗率 52.5%	【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 6,120ha 進捗率 62.7%	【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 8,170ha 進捗率 83.7%
		【地域水源林整備の支援】 整備面積 78.8ha(市有林) 10.2ha(私有林) 10.8ha(特別緑地保全地区など)	【地域水源林整備の支援】 整備面積 112.6ha(市有林) 15.6ha(私有林) 16.2ha(特別緑地保全地区など)	【地域水源林整備の支援】 整備面積 169.5ha(市有林) 24.6ha(私有林) 22.6ha(特別緑地保全地区など)

【具体的取組】

- 本市における水源の森林エリアの私有林の整備に対しては、県の「水源の森林づくり事業」による事業費の 8 割補助に加えて、市独自による 2 割の上乗せ補助を行い、水源地域の森林管理を促進しており、引き続き、適切な森林管理の目標達成を目指します。

- 地域水源林整備の支援として、地域水源林エリアの私有林についても同様に、県及び市の補助制度（私有林整備事業、地域水源林保全・再生事業）により推進し、目標の達成を目指します。
  また、市有林整備事業として、水源の森林エリアと地域水源林エリアの市有林を、県の補助制度を用いて整備面積の拡大を推進していきます。

- 健全な人工林を目指す私有林については、長期受委託や施業集約化により、植林を含めた支援を行うよう努めます。

- 森林は地球温暖化の原因とされている二酸化炭素（ＣＯ２）を吸収する機能を持つことから、森林整備を推進することにより、地球温暖化対策としても大きな効果が期待されます。

図：水源の森林エリアと地域水源林エリア

3. その他の基本施策について

以下の基本施策については、具体的な目標は設定しませんが、取組の方向性や概要について下記の通り示します。

(1) 市民への情報提供

<table>
<tr><td>ホームページなど多様な媒体による情報発信の推進</td><td>森林づくり活動などの情報を提供するポータルサイトの開設・運営</td><td>市内の森林や木材に関する情報、森林づくり活動などのイベント情報を提供するポータルサイトを立ち上げるなど、森林やボランティア活動などに関心のある市民等を対象とした情報提供に取り組みます。広報紙などによる情報提供も行い、市民全体への森林に対する関心の呼び起こしに取り組みます。
また、災害や危険箇所に加え、森林に入る際の注意点や必要な準備などの危機管理の情報や市内外の方々が森林に親しむために必要な情報の提供体制の整備についても検討します。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">イベントなどの開催による普及・啓蒙活動の推進</td><td>市民向け森林体験教室などの開催の促進</td><td rowspan="2">市民向けの森林講座や体験イベントの開催、催し物などでの情報提供の促進に取り組みます。</td></tr>
<tr><td>催し物などでの情報提供の推進</td></tr>
</table>

【検討・取組事項】

- 平成 23 年度に開設したポータルサイト「さがみはら森林情報館」は、今後は当サイトの情報発信力の強化するためには、「掲載情報の拡充」と「情報提供の拡大」を同時に進める必要があります、よって以下のような項目について検討を行います。

＜掲載情報の拡充＞
・津久井産材に関する情報。（購入希望者のサポート情報）
・環境教育プログラムや関連事業の案内
・関連イベントの実施報告　など

＜情報提供の拡大＞
・外部サイト（観光協会やみどりの協会などの行政関連機関のホームページや市内 NPO・木材・林業関係のホームページ）との相互リンク、バナー掲載

- ポータルサイトなどによる情報については、NPO や市民団体等と連携により、充実を図ります。

(2)　環境教育の推進

児童・生徒の環境教育の推進	森林をフィールドとした体験学習の推進	森林をフィールドとした体験学習や林業体験、森林を活用した自然観察会など、子どもたちの体験学習の推進に取り組みます。 地域の自然や森林とともに生きてきた人々の暮らし、文化などに触れ、郷土に学ぶ活動を推進します。 市有林や財産区有林などの公有林を子どもたちの身近な学びの場、遊びの場として活用することについて検討します。
	地域の自然や森林と人の暮らしなど、郷土に学ぶ活動の推進	
市民主体による環境教育の推進	市民が主体となって行う体験活動・交流活動の場としての森林の活用促進	市民が主体となって各地で行う子どもや高齢者などを対象とした体験活動・交流活動の場として、森林を活用することを促進します。
「木育」の推進	材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動（木育）の推進	NPO 法人や木材関連業者など多様な主体が連携しながら、市内の森林から供給される木材の良さやその利用の意義を幅広く市民が学ぶことのできる活動を促進します。

【検討・取組事項】

- 現在取り組んでいる事業について、引き続き実施するとともに、新たな事業展開にも努めます。

- また、事業やイベント等の情報を「さがみはら森林情報館」へ積極的に掲載するよう努めます。

これまでの関連事業の例

・しろやま里山探検隊
・ジュニアボランティア体験講座
・グリーンカレッジつくい事業
・体験学習推進事業
・地域活動推進事業
・市民協働推進事業など

(3)　市民と森林の接点づくり

市民が森林と触れ合う機会の創出	都市のみどりの保全・再生の推進	「人々に潤いとやすらぎを与え、都市の生態系にも影響を与える貴重なみどり」の保全・再生を推進します。
		「市民緑地、ふれあいの森、保存樹林・樹木、緑地協定等の緑地保全制度の推進・充実」、「森づくりパートナーシップ推進事業等による市民協働の緑地の維持管理」に取り組みます。
		眺望スポットの整備、登山道の整備、森林セラピーロードの認定など、市民と森林の多様な接点の整備を検討します。
都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進	里地と一体となった里山の保全・再生、活用の推進	里地と一体となった里山の保全・再生、活用を推進します。
	地域資源や人材を活用した体験・交流型観光プログラムの開発の推進	市民や観光事業者との協働により森林資源や人材を活用した体験・交流型プログラムの開発を進めます。
多様な主体との協働による森林づくり体制の強化	森林ボランティアやインストラクターの育成・支援の推進	森林ボランティアやインストラクターの育成・支援に取り組みます。

【検討・取組事項】

- 新相模原市観光振興計画に基づき推進します。
  都市と自然を生かした新しいツーリズムの推進として、テーマに応じた地域資源を生かし、観光交流を生み出すためのプランの企画開発（グリーンツーリズムや宿泊体験型ツーリズムなど）があります。また地域と人をつなぐネットワークづくりとして、市民との協働によるプログラム作りや観光関連事業者との連携などがあります。

- 重点事項②では「企業の森」の取組の拡大を掲げていますが、企業が森林で具体的に活動を行っていくためには、森林ボランティアやインストラクターの存在が欠かせません。市はこれらの取組が円滑に行われるべく NPO やボランティア間の相互の交流や連携を促します。

(4)　木材等の利活用の推進

木材の安定供給体制構築に向けた取組	効率的な木材生産システムの開発・導入促進	津久井地域では急峻な地形が多いなど特有の地形条件があることから、市内の森林の条件を踏まえた最適な木材生産作業システム（架線系の高性能林業機械など）の開発・導入を促進します。
	路網整備の推進	木材生産作業システムに応じた路網（配置、規格など）の整備に取り組みます。 既設の市営林道等木材生産や森林管理に必要な道路については、地域関係者との連携を図りつつ、適切な維持・管理に努めます。
	施業集約化の推進	森林組合等と協力しながら、境界の明確化や森林所有者の合意形成など集約化の推進に取り組みます。
	林業の担い手育成	国や県による人材育成研修等への市内事業者の積極的な参加を促します。
	技術開発のためのモデル団地の設定	木材生産作業システムの開発の試行や技術者・技能者の技術向上のための研修フィールド等としての利用を目的としたモデル団地等の設定を検討します。モデル団地の対象地としては、市有林や財産区有林などの公有林の活用を検討します。

【検討・取組事項】

- 重点施策③に示す、利用拡大を優先的に進め、その進捗に合わせて集約化や生産システムの開発を進めます。

- 重点事項③の施策として設置する「（仮称）津久井産材利用拡大促進委員会」では、津久井産材の需要拡大状況に応じ、木材生産システムや路網整備、施業集約に関する議論も行います。

- 林業の担い手の育成については、研修への参加を促すだけでなく、製材業の担い手育成についても検討します。

- 林業者等を対象とした施業集約化推進のための勉強会を今後も企画していきます。

(5) 森林環境の保全・整備

健全な森林の保全・育成	森林所有者への意識啓発	既存制度の周知や集約化の徹底を図り、森林所有者への意識の啓発を通じて、森林管理に対する理解の促進に取り組みます。
	森林の現況把握とモニタリングの推進	地理情報システムを活用して、森林、林業等の情報について、県との連携を図りつつ、データベースの構築を進めます。 市民との協働による生物の生態調査や生息分布のデータベース化などに取り組みます。
市民生活を守る森林の保全・育成	鳥獣被害対策の推進	県や近隣自治体、地域住民と連携して新たな対策の実施を推進します。神奈川県の「丹沢大山自然再生事業」との連携や「有害鳥獣駆除等対策事業」に取り組みます。
	花粉症対策の推進	九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）との共同により、発生源対策等（少花粉、無花粉スギへの植え替え、スギ材の混交林化など）に積極的に取り組みます。
	不法投棄対策の推進	道路沿いの森林は除伐などを行い見通しのよい環境とするとともに、ボランティアによる監視や積極的なパトロールの実施、多発地への監視カメラの設置などの対策をさらに進め、不法投棄の防止対策に取り組みます。
	残土処分地等の開発事業対策の推進	残土処分場等の建設されやすい林道に比較的近い森林（木材等を生産しやすい立地環境にあり、潜在的な経済価値を持つ森林である場合がある）に対する適正な整備の推進により、森林所有者の意識啓発に努め、森林環境の保全に取り組みます。

【検討・取組事項】

- 鳥獣被害対策や、不法投棄対策、残土処分地等の開発事業対策については、森林整備の遅れが原因の一つであることから、重点事項④に示した「適切な森林管理の推進」への取組を進めるとともに、県事業との連携による取組を引き続き推進します。

- 花粉症対策については、森林施業を行う中での実現性を考慮しながら必要に応じた推進を図ります。

4. 進行管理について

本実施計画は、平成 25 年度以降、委員会等の第三者機関を設置し、PDCA サイクルにより着実な進行管理を行います。また、進行管理の内容については、市民に向けて公表します。

5. 平成３２年度以降について

森林ビジョンは 20 年後、50 年後の将来像を見据えた長期的なビジョンであることから、本実施計画の計画期間終了後は目標の達成状況や取組の効果に対する検証結果等を踏まえ、32 年度以降の実施計画を作成します。

6. 資料編

(1) 森林ビジョン策定後の動き

森林ビジョンの策定後、平成 23 年度には次の施策の実施及び検討を行いました。

基本方針①　市民への情報提供

・ ホームページによる森林情報サイトの構築（さがみはら森林情報館）

※URL: http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kankyo/shinrin/index.html

基本方針②　環境教育の推進

- 「ふじの体験の森やませみ」での小学生体験宿泊
- グリーンカレッジつくい事業
- 津久井森林体験教室
- 環境情報センターの環境学習「環境を学ぼう」など
- さがみはら環境まつり
- 各公民館での環境セミナー

基本方針③　市民と森林の接点づくり

- 「市民の森」の整備に向けた庁内検討
- ＮＰＯ団体との市民協働推進事業による森林ボランティアの実施

基本方針④　木材等の利活用の推進

- 集約化に必要となる、山林の所有者情報や地番情報が検索可能な森林情報システムの構築
- 林業者等を対象とした施業集約化推進のための勉強会
- 林道整備事業
（奈良本林道舗装工事、寺入沢林道舗装工事）の推進

基本方針⑤　森林環境の保全・整備

- 「相模原市森林整備計画」の改定
- 水源の森林づくり事業の推進
- 地域水源林整備事業の推進
- 市有林整備事業の推進

(2) 実施計画策定の経過

年　月　日	会　議	内　容
平成２４年　４月２０日	関係課長会議	・実施計画策定について ・策定委員会、検討部会、作業部会の設置 ・総合計画等との整合性 ・スケジュール
６月２２日	作業部会	・実施計画策定について ・各課所管の計画との整合について
７月１８日	第１回策定委員会	・委員長、副委員長の選出について ・諮問について ・さがみはら森林ビジョンの概要について ・実施計画の項目案について
９月　３日	策定ワーキング	・実施計画重点項目について ・実施内容の検討について
９月１４日	第２回策定委員会	・さがみはら森林ビジョン実施計画骨子案について
１０月１９日	検討部会	・さがみはら森林ビジョン実施計画骨子案について
１０月２３日	第３回策定委員会	・さがみはら森林ビジョン実施計画（素案）について ・答申について
１０月３０日	答申	・さがみはら森林ビジョン実施計画（素案）の策定について
１１月　１日	関係課長会議	・さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
１１月　８日	政策調整会議	・さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
１２月　４日	環境経済部会	・さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
１２月１７日～１月２１日	パブリックコメント	・さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について
２月８日	政策会議	・さがみはら森林ビジョン実施計画（案）について

(3) さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会名簿

＜委　員＞

区　分	氏　名	所　属　団　体　等	備　考
学識経験者	土屋　俊幸	東京農工大学　大学院　農学研究院　教授	委員長
森林組合代表	鈴木　史比古	津久井郡森林組合　副組合長理事	副委員長
林業者等代表	佐藤　好延	有限会社　サトウ草木	
	尾崎　俊晴	尾崎製材所	
	井上　行成	有限会社　井上製材所	
財産区代表	落合　嘉春	津久井地区財産区代表者会議　会長	
公募委員	池竹　則夫	市内在住	
	飯田　正行	市内在住	

＜オブザーバー＞

氏　　名	所　　属　　団　　体　　等
石井　洋三	神奈川県県央地域県政総合センター　農政部　森林保全課長
阿部　元治	神奈川県県央地域県政総合センター　水源の森林部　水源の森林推進課長

(4)　さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会規則

(設置)

第１条　附属機関の設置に関する条例(昭和３７年相模原市条例第１７号)第２条第２項の規定に基づき、さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第２条　委員会は、さがみはら森林ビジョン実施計画(以下「実施計画」という。)に関する事項その他必要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第３条　委員会は、委員９人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験のある者

（２）市の住民

（３）関係団体の代表者

(委員の任期)

第４条　委員の任期は、平成２５年３月３１日までとする。

(委員長及び副委員長)

第５条　委員会に委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第７条　委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第８条　委員会の庶務は、森林・林業事務主管課で処理する。

(委任)

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行後最初の委員会の会議は、市長が招集する。

(失効)

３　この規則は、平成２５年３月３１日限り、その効力を失う。

(5)　さがみはら森林ビジョン実施計画検討部会設置要綱

(設置)

第１条　さがみはら森林ビジョンの実施計画の策定に向けた協議及び検討を行うため、さがみはら森林ビジョン実施計画検討部会(以下「検討部会」という。)を置く。

(所掌事務)

第２条　検討部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）さがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会規則(平成２４年相模原市規則第７２号)に基づき設置された設置されたさがみはら森林ビジョン実施計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)に付議する事案に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、実施計画の策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第３条　検討部会は、検討部会長及び別表第１に掲げる者をもって組織する。

２　検討部会長は、経済部長をもって充てる。

３　検討部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第４条　検討部会の会議は、検討部会長が招集する。

２　検討部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に検討部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第５条　検討部会に、さがみはら森林ビジョン実施計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

２　作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）検討部会に付議する事案に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

３　作業部会は、作業部会長及び別表第２に掲げる課の職員うち、当該課の長が指名した者をもって組織する。

４　作業部会長は、津久井経済観光課長をもって充てる。

５　作業部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

６　作業部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に作業部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第６条　検討部会及び作業部会の庶務は、津久井経済観光課で処理する。

附　則

(施行期日)

１　この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。

(失効)

２　この要綱は、平成２５年３月３１日限り、その効力を失う。

別表第１(第３条関係)

部　会　員	企画政策課長 財務課長 公共建築課長 市民協働推進課長 環境経済総務室長 産業・雇用政策課長 商業観光課長 農政課長 城山経済観光課長 相模湖経済観光課長 藤野経済観光課長 環境政策課長 水みどり環境課長 津久井環境課長 津久井経済観光課長

別表第２(第５条関係)

部　会　員	企画政策課 財務課 公共建築課 市民協働推進課 環境経済総務室 産業・雇用政策課 商業観光課 農政課 城山経済観光課 相模湖経済観光課 藤野経済観光課 環境政策課 水みどり環境課 津久井環境課 津久井経済観光課

(6)　パブリックコメントの実施

①募集期間　　平成２４年１２月１７日～平成２５年１月２１日

②募集の周知　　１）市ホームページ

２）広報さがみはら（１２月１５日号)

③配布場所　　津久井経済観光課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター・出張所・公民館・図書館

④募集方法　　直接持参、郵送、ファックス、電子メール

⑤意見提出状況　　４人　　（６件）

⑥意見の概要の内訳

実施計画（案）全体に関すること	２件
重点事項に関すること	２件
重点事項以外に関すること	１件
その他	１件

(7) 用語の解説

【か行】

- 間伐材積
- 管理された森林面積
- 企業の森
- 神奈川県産材
- グリーンツーリズム
- 高性能林業機械

【さ行】

- 再生可能エネルギーの全量買取制度（ＦＩＴ）
- 相模原市公共施設における木材の利用の促進に関する基本方針
- 相模原市森林整備計画
- 産地認証
- 市民の森
- 人工乾燥
- 新相模原市観光振興計画
- 森林経営計画
- 森林再生パートナー制度
- 整備面積
- 施業集約化
- 素材生産量

【た行】

- 地域型住宅ブランド化事業
- 津久井産材
- 長期受委託事業
- 特別緑地保全地区

【な行】

- ネーミングライツ

【は行】

・　搬出材積
・　バイオエタノール
・　ペレット

【ま行】

・木質バイオマス

【ら行】

・　流域連携
・　路網整備

【その他】

・　ＣＳＲ
・　ＰＤＣＡサイクル

さがみはら森林ビジョン実施計画（案）に対する意見と市の考え方

＜意見募集期間＞

平成２４年１２月１７日（月）～平成２５年1月２１日（月）

＜意見提出者数＞

４人

＜意見件数＞

6件

（内訳）

実施計画（案）全体に関すること	２件
重点事項に関すること	２件
重点事項以外に関すること	１件
その他	１件

１　実施計画(案)全体に関すること（２件）

通番	提出された意見（要旨）	件数	市の考え方
1	2 年前に策定された当市の森林ビジョンは 50 年先を見通したものですが、完璧なものではないと思いますので、次の①～④の事項を実施するために必要な「森林ビジョンのブレークダウン（イメージアップ）」事項を追加されてはいかがでしょうか。 ①直ぐにでも実施すべき事項 ②10 年先の姿の実現に向けて実施すべき事項 ③30 年先の姿の実現に向けて実施すべき事項 ④50 年先の姿の実現に向けて実施すべき事項	1	本実施計画につきましては、「新・相模原市総合計画」及びその他の部門別計画に合わせて、平成３１年度を計画期間としております。 内容につきましても実施計画の進行管理を行いながら、社会的状況の変化に応じて、適宜変更、修正を行うものであるため、現段階では、３２年度以降の実施すべき事項については掲載できませんが、ご提案の内容につきましては、今後の計画策定のための参考とさせていただきます。
2	ビジョンの中の「各森林の森林管理の基本的な考え方」において、森林を①都市の森林、②里山の森林、③生産の森林、④共存の森林、⑤奥山の森林の 5 つに分類して、目指す森林イメージは示されています。お願いですが、50 年前（昭和 38 年東京五輪の前年）に考えた相模原市の森林と現状との対比、その施策の検証結果、現状ビジョン検討時の議論内容に関する議事録等がありましたら、その閲覧方法をお教え願います。	1	ご要望の件についてでございますが、５０年前、本市ではビジョンのような森林の将来像についての施策は策定しておりませんでした。当時策定された計画としては、神奈川県で計画された森林の伐採量や保安林、林道等の施業内容を定めた森林区施業計画となります。 本市における森林の施策につきましては、平成２２年度に策定しました「さがみはら森林ビジョン」が初めてとなるものです。 なお、「さがみはら森林ビジョン」及び「さがみはら森林ビジョン実施計画」策定委員会の議事録につきましては、市役所本庁舎行政資料コーナーにて閲覧が可能です。

２　重点事項に関すること（２件）

通番	提出された意見（要旨）	件数	市の考え方
3	冬の市内では、公園の木々および街路樹の多くが落葉樹のため、その葉が殆ど落ちています。当市の木は“けやき”で落葉樹ですが、当市の色は“みどり”です。ビジョンに明記されている「各森林の森林管理の基本的な考え方」をより実効あるものにするために、「常緑樹と落葉樹の比率のバランス」という視点でのチェック＆レビューを盛り込んで実施されてはいかがかと思います。	1	さがみはら森林ビジョンでは、主に水源地としての森林を対象としており、公園の木々や街路樹は対象としておりません。そのため、ご意見いただきました件につきましては、実施計画への掲載することはできませんが、「常緑樹と落葉樹の比率のバランス」につきましては、今後の市の施策の参考とさせていただきます。
4	藤野園芸ランド遊歩道周辺の森林が相模原市市民の森に適していると確信している。藤野地区には、自然資源、人的資源、地域のエネルギーがあると自負している。また、この地域には森と湖に囲まれた神奈川県の水源地であり、この地を多くの人が訪れるようになるのは相模原市のキャッチフレーズである「潤水都市」としての実質を整えることにつながると思われる。	1	（仮称）相模原市市民の森につきましては、別途、今年度から学識経験者や市民公募委員を交えた「（仮称）相模原市市民の森検討委員会」を設置し、候補地の選定や基本構想について検討を進めているところです。 いただきましたご提案につきましては、整備内容や協力体制も含め、検討委員会での参考とさせていただきます。

３　重点事項以外に関すること（１件）

通番	提出された意見（要旨）	件数	市の考え方
5	シカ等の食害により山林が荒れているため、重点施策に鳥獣被害対策の推進を加えてほしい。	1	ご提案の件につきましては、本実施計画では、「木材等の利活用の推進」に重点を置いているため、鳥獣被害対策の重点事項への位置づけによる具体的な目標値の設定については今回はございませんが、シカの食害につきましては、山林荒廃の深刻な問題となっており、シカの保護管理を行っている県に対して対策を要望してまいります。

４　その他（１件）

通番	提出された意見（要旨）	件数	市の考え方
6	相模原市の大きな財産であるこもれびの森は、以前とはかなり変わってきてしまい、今では木が高齢化して、森の中が暗くなり、樹液の出ない木もあるため、カブトムシなどの虫の姿を見ません。また発芽もできない古木があり、倒木の危険もあります。この森を再生するため、今ある木々を切り倒し新たに植林、苗木を植えることが必要です。そのための予算を３年から５年位の計画で組んでほしいです。 当然より多くの人手も必要となりますが、ボランティア活動を行う人数を増やすために交通費、昼食代くらいは予算措置したらいかがでしょうか。 また、相模原市は潤水都市と謳いながら、こもれびの森には水路も噴水もありません。雨が降らない日が続くと森の中が乾燥して埃っぽくなってしまうことは残念でなりません。水路や噴水を作ってほしいです。	1	市では、木もれびの森について、平成 14 年度に策定した「木もれびの森保全・活用計画」に基づき、保全と活用を推進しておりますが、当該計画においては、原則として間伐を主として保全していくこととしており、植栽による林相転換は部分的に行う方針としております。 また、活用につきましては、森の不適切な利用の抑制及び環境教育の場としての有効活用を主眼としたものとなっており、水路等の施設整備について具体的な内容を示しているものではありません。 しかし、現在の計画については、策定から時間が経過していることから、内容の見直しは必要と考えております。見直しに際しては、いただいたご意見も含め、関係団体や地域住民等の意見も踏まえながら、今後の方針について検討してまいりたいと考えております。

（様式2）

庁議（政策会議） 案件申込書

申込日 平成25 年 1 月 29 日

案 件 名	相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定（案）について											
所 管	環境経済	局区	資源循環	部	廃棄物政策	課	担当者		内線			
概 要	平成２０年３月に策定した一般廃棄物処理基本計画について、廃棄物処理法や環境省の指針（ごみ処理基本計画策定指針）等に基づく中間年度における見直しを実施し、計画目標年度である平成３０年度における数値目標及び目標達成に向けた施策の改定を行うもの。											
審議内容（論点）	○ 基本計画の改定（案）について ○ パブリックコメントの実施結果について											
審議（希望）日	関係課長会議	平成24 年 10 月 30 日				政策調整会議	平成24 年 11 月 8 日					
	局・区経営会議	年 月 日				政策会議	平成25 年 2 月 8 日					
日程等調整事項	条例等の調整	なし	議会上程時期			報道への情報提供	記者レク					
	パブリックコメント	実施あり	時期	平成24年12月		議会への情報提供	部会	平成24年12月				

検討経過等

関係部局との調整

関係部局名等	調整項目	調整状況
教育局学校教育部学校教育課	さがみ風っこISO事業の今後の方向性について	方向性について承認
教育局学校教育部学校保健課	食品廃棄物(学校給食）のリサイクルの拡充について	方向性について承認

打 合 せ ・ 会 議 の 経 過

月 日	会議名等	内 容
H23.9.30	担当者打合せ会議	見直しの概要・方向性、策定会議、部会設置に係る事前協議
23.10.26	第1回一般廃棄物処理計画策定会議（兼 関係課長会議（1回目）） → 承認	・改定の方向性 ・一般廃棄物処理計画策定会議の設置 ・ごみ処理計画部会、生活排水処理計画部会の設置 ・全体スケジュール
H24.2.20	部内会議	・部会における検討状況 ・現基本計画の施策に基づく事業の評価について ・廃棄物減量等推進審議会答申案策定部会委員の推薦について
24.3.13	第2回一般廃棄物処理計画策定会議	
H24.3.27	諮問（市→審議会）	一般廃棄物処理基本計画の改定について
H24.8.14	第3回一般廃棄物処理計画策定会議	・答申案について ・数値目標について ・基本計画書について
H24.10.5	答申（審議会→市）	一般廃棄物処理基本計画の改定について
H24.10.19	部内会議	計画書の内容、数値目標について
H24.10.30	関係課長会議（2回目）→承認	基本計画書の改定（素案）について
H24.11.8	政策調整会議→承認	基本計画書の改定（素案）について
H23.11.30～ ごみ処理計画部会 １２回開催 、 生活排水処理計画部会 １０回開催		
H24.3.27～ 市廃棄物減量等推進審議会 4回開催 、 答申案策定部会 4回開催		

政策調整会議の結果等

原案のとおり　上部庁議へ付議する（ 政策会議 ）

これまでの庁議での主な意見

・人口推計については、企画政策課（都市みらい研究所）とよく調整し、整合を図ること。
・リサイクル率が達成困難な理由について、スラグ生成量の見込みのズレ以外の要因はあるのか。
　→資源（ペットボトル等）自体の軽量化や、新聞等紙類の需要低下に伴う排出量の減少、集積場所からの持ち去り行為により、資源の回収量が減少していることも要因となっている。
・重点的に取り組む事項に記載の「学生向けの啓発」は具体的に何か考えているのか。
　→学生が多く居住する地区のごみの排出状況を把握するとともに、不動産関係業界へも学生への排出ルール徹底についての協力を依頼していく。
・単身者や学生向けの啓発は是非進めてもらいたい。
・H23実績で「ごみ総排出量」が目標を達成しており、一方で「1人1日当たり家庭ごみ排出量」が未達成となっているのはなぜか。
　→「ごみ総排出量」は資源と事業系ごみの減量が影響しており、「1人1日当たり家庭ごみ排出量」はそれらを除いた一般ごみと粗大ごみの収集・持込量から算出しているため、未達成となっている。
・改定（案）32頁の⑥について、財源確保に向けた検討とはどのようなものを想定しているのか。
　→基金の設置を想定しており、今後検討を進めていく予定である。
・改定（案）32頁の⑤の表現については、「調査研究」ではなく「見直し」とすべき。
　→表現について修正する。

事業の具体的な内容

1　事業の概要

平成20年3月に策定した計画について、これまでの事業の評価や廃棄物を取り巻く環境の変化等に対応するため、中間年度における見直しを行うもの。

2　位置付け・体制

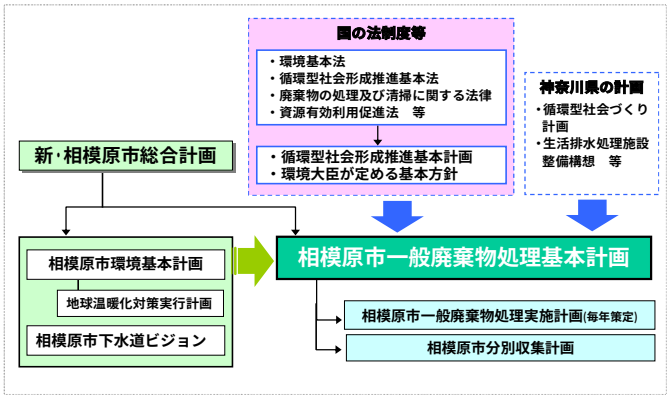

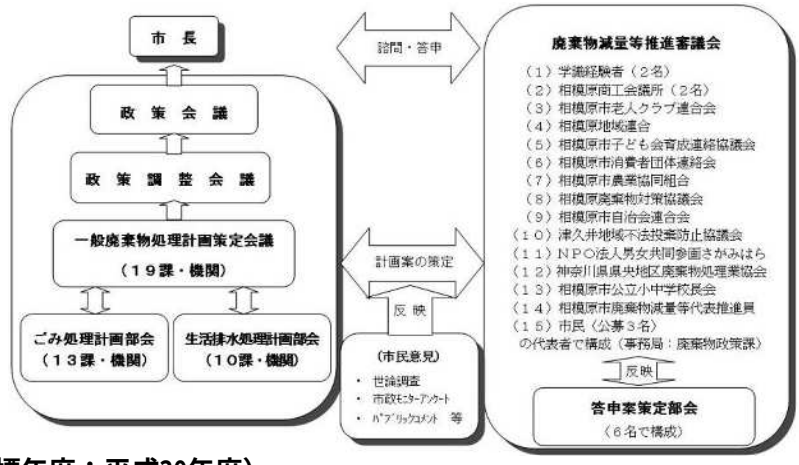

3　数値目標（目標年度：平成30年度）

（１）１人１日当たりの家庭ごみ排出量(g/日)：480（500）…H23実績：544
（２）ごみ総排出量(t/年)：223,000（250,000）…H23実績：237,234
（３）リサイクル率(%)：25（30）…H23実績：20.2
（４）最終処分量(新規)(t/年)：21,000…H23実績：24,161
※（　）は現在（改定前）の数値目標

4　重点的に取り組む事項

（１）ごみ処理基計画
①ごみと資源の排出ルール徹底のための周知・啓発の充実
②事業系一般廃棄物の更なる減量化・資源化に向けた対策の実施
③使用済小型電子機器等の再資源化に向けた事業の実施
④家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究
⑤収集運搬体制の見直し
⑥安全で安定的なごみ処理・処分体制の確保
⑦市民・事業者・行政の協働による仕組みづくりの充実
⑧地域に根ざした組織体制の検討

（２）生活排水処理基本計画
①生活排水処理を進めるための市民への普及啓発
②津久井クリーンセンターの着実な整備と安定的な管理運営
③ディスポーザー汚泥への対応

5　パブリックコメントの実施結果　(募集期間：H24.12.17～H25.1.21)　※別紙「資料1」参照

（１）意見提出者・件数：４人、３２件
（２）意　見　内　訳　：１　第１章　計画の基本事項に関すること　２件
２　第２章　現状と課題に関すること　６件
３　第３章　ごみ処理基本計画に関すること　１３件
４　家庭ごみの有料化について　６件
５　一般ごみの収集回数に関すること　３件
６　落ち葉や枝葉の資源化に関すること　２件

6　今後のスケジュール

２月８日　政策会議
中旬　市の考え方公表
３月下旬　計画改定・公表

平成 25 年 2 月 8 日
政策会議　資料１

相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定（案）に対する意見と市の考え方（案）

＜意見募集期間＞
　平成２４年１２月１７日（月） ～ 平成２５年1月２１日（月）

＜意見提出者数＞
　４人

＜意 見 件 数＞
　３２件

（意見内訳）

１	第１章　計画の基本事項に関すること	・・・・・　２件
２	第２章　現状と課題に関すること	・・・・・　６件
３	第３章　ごみ処理基本計画に関すること	・・・・・１３件
４	家庭ごみの有料化に関すること	・・・・・　６件
５	一般ごみの収集回数に関すること	・・・・・　３件
６	落ち葉や枝葉の資源化に関すること	・・・・・　２件

相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定（案）に対する意見と市の考え方（案）

１　第１章　計画の基本事項に関すること（２件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方（案）
1	改定（案）の「計画改定の目的」について、「東日本大震災等の発生による廃棄物を取り巻く環境の変化や、国の制度改正等に対応するため…。」とあるが、具体的にはどのようなことを指しているのか。例えば、市内で発生するガレキ・火山噴火灰等のボリュームを仮設定して、相模原市自前で処理するための施設を予め用意するということか。	1	「計画改定の目的」につきましては、東日本大震災の発生による災害廃棄物処理体制の見直しの必要性や、経済情勢等に起因するごみ量の変化、いわゆる小型家電リサイクル法、第四次環境基本計画等への対応を図るものです。 ご意見のございました、自前で処理するための施設の整備につきましては、その必要性も含め、市地域防災計画の見直しに基づく市災害廃棄物等処理計画の改定の中で、検討してまいります。
2	改定（案）の「基本理念」について、市は地球温暖化対策実行計画及び条例を制定しており、重点プロジェクトにも廃棄物の発生抑制等を掲げているが、ごみを焼却することが温室効果ガスを排出し、基準以内とはいえ、ダイオキシン等の有害物質を排出していることを具体的に言っていない。 ごみを焼却すること自体が温暖化対策にならないことを明記し、ごみの焼却を最低限にすることを基本理念に入れてもらいたい。	1	改定（案）の「基本理念」の中で、「相模原市は、この「循環型社会」の実現に向け、ごみが廃棄された後のごみ処理中心のシステムとしてではなく、物が生産され、ごみとなって処理されるまでのすべての段階で、一層の４Ｒ※を推進し、資源の消費の抑制、環境への負荷の低減を目指した取組を進めるもの」として、４Ｒの推進による、総体的な取組を基本理念としております。 ※４Ｒ：リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

２　第２章　現状と課題に関すること（６件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方（案）
３	改定（案）の「④　最終処分量」について、溶融スラグは放射性物質が含まれているため、再生利用はされていないはずだが、この説明では誤解が生じる。現時点でのスラグの保管方法について、説明すべきである。 また、改定（案）の「リサイクルの促進」について、溶融スラグは最終処分場の延命化にはなるが、放射性物質を含むスラグの利用はできないことから、見直しが必要である。現状を説明した上で、対処するような文言にすべきである。	３	国の法令では、放射性セシウム濃度が８，０００ベクレル／キログラム以下の廃棄物は、通常の廃棄物として取り扱うことと定めております。また、溶融スラグの再生利用につきましては、製品としての流通段階で１００ベクレル／キログラム以下と定めております。 市の溶融スラグの再生利用につきましては、放射性セシウム濃度が安定するまでの間、道路用アスファルト骨材としての再生利用は自粛しておりましたが、平成２３年度は最終処分場における覆土材として、一部（約１，０００トン）を再生利用しております。 今後も、放射性セシウム濃度の測定を継続するとともに、基準値以下の溶融スラグにつきましては、道路用アスファルト骨材として再生利用を図っていくため、改定（案）は原文どおりとさせていただきます。
４	改定（案）の「４Ｒ推進の仕組みづくり」について、廃棄物減量等推進員制度の「ごみ減量等活動のてびき」は本当に活用されているかの見直しが必要であり、内容の充実を図るのはそのあとである。 さらに制度自体が活用されているのか、名前だけになっていないか実態把握、見直しが必要である。	３	廃棄物減量等推進員の活用につきましては、これまでも行政との連携によるごみの出し方早朝指導の実施や、啓発チラシの配布など、地域におけるごみの減量化・資源化に向けた取組の中心的な役割を担っていただいており、廃棄物減量等推進員との連携は、今後も重要なものであると考えております。 ご意見につきましては、改定（案）の「「廃棄物減量等推進員」との連携と協働」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。

３　第３章　ごみ処理基本計画に関すること（１３件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方（案）
5	改定（案）の「⑥　安全で安定的なごみ処理・処分体制の確保」について、生ごみや剪定枝等の焼却ごみを減らすことによる、最終処分場の延命化を行い、施設整備時の市民負担軽減のための財源確保を必要としない政策を検討すべきである。	2	改定(案)の「生ごみの発生抑制と資源化」、「新たな分別品目の追加」及び「資源化促進策の拡充」の中で、最終処分場の延命化が図られるよう検討してまいります。
6	改定（案）の「エ　対象を絞った重点的な周知・啓発」について、概要版だけでは具体的な内容が読み取れない。	1	「対象を絞った重点的な周知・啓発」につきましては、学生や自治会未加入者、集合住宅の単身居住者等に対して、重点的に周知・啓発を実施していくものです。 概要版につきましては、市民の皆様がより気軽に手に取って閲覧いただけるよう、全体量とわかりやすい表現に配慮して作成したものです。 ご意見のございました、施策体系における実施事業の具体的な内容につきましては、改定（案）の全体版をご参照いただきますようお願いいたします。
7	改定（案）概要版の「ケ　最終処分場の整備と維持管理」「コ　災害廃棄物処理体制の整備」について、対象としている廃棄物が不明確である。	1	市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条に基づき、市域における一般廃棄物（家庭から出るごみや、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外のごみ、し尿等）の処理に関する計画を策定することとされており、今回はその改定を行うものです。 このため、「最終処分場の整備と維持管理」につきましても、対象は市域における一般廃棄物を焼却した焼却灰や不燃物等です。 また、「災害廃棄物処理体制の整備」につきましては、改定（案）の中で、「震災や水害など大規模災害発生時のごみ処理等」として、その対象を位置づけております。

8	改定（案）の「エ　生ごみの発生抑制と資源化」について、段ボールコンポスト講習会や市民アドバイザー派遣などだけでは、対象が堆肥の利用先のある人達に限定される。 堆肥の利用先確保により、生ごみを堆肥化する人がどの程度いるか実態調査を実施すべきであり、また、堆肥化とそれを活用したい団体（市民農園利用者や緑化活動団体等）とのマッチングを進めること等により資源化ルートを作ることで、更なる減量化・資源化につながる。	2	これまで市では、生ごみの堆肥化を推進する市民グループと連携した講習会の実施や、「始めよう生ごみダイエット」パンフレットの配布等により、生ごみの減量化・資源化に関する事業を実施してまいりました。 ご意見につきましては、改定（案）の「生ごみの発生抑制と資源化」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
9	改定（案）の「オ　リユース（再使用）の促進」について、リユース瓶の回収を行政が集団資源回収の項目に入れるか、事業者（スーパーなど）へ拠点回収の協力を依頼する必要がある。 また、リユース食器の貸し出しを環境情報センターで行っているが、連携して祭りでのごみを減らすことにより、行政も連携してリユースの意識付けを行ってもらいたい。	1	市の集団資源回収事業につきましては、リユース（リターナブル）瓶も対象となっております。 また、リユース食器の活用につきましては、改定（案）の「率先した市の取組」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
１０	基本施策の「家庭ごみ対策」に、家庭で出る剪定枝等の資源化の検討を加えるべきである。	1	剪定枝等の資源化につきましては、基本施策の「リサイクルの促進」の中に「資源化促進策の拡充」として、位置づけております。
１１	計画（案）の「エ　少量排出事業者対策」について、事業系ごみの適正排出がされず、家庭ごみと一緒に排出されているケースが多々見受けられるため、徹底した指導が必要である。	2	これまで市では、市内排出事業者への訪問指導や不適正排出事業者への直接指導を実施してまいりました。 今後も、改定（案）の「事業系ごみの適正排出対策の充実」に基づき、適正排出に向けた様々な対策の充実を図ることとしています。

１２	計画（案）の「ア　地域におけるリサイクルの推進」について、集団資源回収と市の行政回収で品目が重複しているものがある。集団資源回収を重要視することで、地域での資源化が促進され、市民が自立していくと考えられるため、重複している品目については市の行政回収をやめるべき。 また、地域におけるリサイクルの推進を重点的に取り組む事項に加えるべき。	1	市では、資源の行政回収や集団資源回収、公共施設などでの拠点回収等、様々な機会を通じて市民の皆様が資源化に取り組みやすい環境づくりを行っております。 ご意見につきましては、改定（案）の「地域におけるリサイクルの推進」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
１３	改定（案）の「エ　清掃工場の計画的な整備」について、生ごみや剪定枝の資源化と徹底した分別により、北清掃工場の寿命が来るまでに、ごみ量を現在の１／２にして、南清掃工場だけで処理できる量にすれば、清掃工場を建てる財源を確保する必要はない。市民に財政難の為、ごみを減らす必要があることを説明すれば、市民は協力する。	1	改定（案）の「資源化促進策の拡充」の中で、「ごみの減量化・資源化をより一層進めるため、バイオマス利活用の動向、リサイクル品の需給バランスや効率的な事業運営を検討した上で、リサイクルシステムの構築を図る」としております。 ご意見につきましては、改定（案）の「基本理念」に基づき４Ｒを推進していく上での参考とさせていただきます。
１４	改定（案）の「カ　エネルギーの有効活用」について、バイオマス発電施設として清掃工場をとらえると、ごみを多く燃やした方が良いと思う市民がおり、誤解を招くので、削除した方がよい。「有効活用を推進する」も同様で、有効活用するのみでよい。	1	改定（案）の「基本理念」で「物が生産され、ごみとなって処理されるまでのすべての段階で、一層の４Ｒを推進し、資源の消費の抑制、環境への負荷の低減を目指した取組を進める」としています。 エネルギーの有効活用につきましては、最終的にごみとなって処理される段階におけるリサイクルであり、その取組は今後も推進していく必要があるものと考えております。

４　家庭ごみの有料化に関すること（６件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方（案）
１５	家庭ごみの有料化は、ごみの減量化が図られるとともに、市の財政確保により市民へ何らかの形での還元がされると考えられるため、実施すべきである。	1	家庭ごみの有料化につきましては、ごみの減量化・資源化に資するとともに、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民の意識改革につながると考えております。 改定（案）の「家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究」の中で、「減量化・資源化対策を一層推進しても、一定期間にわたりごみの排出量が増加するなど、ごみの減量化が図られない場合に、市民に十分な説明を行った上で有料化に取り組む」としております。
１６	家庭ごみの有料化による減量化は一時的なものであり、ごみの発生抑制とリサイクルへの意識啓発は図れるが、ごみの多くを占める生ごみの資源化への意識啓発は図られにくい。 有料化よりも生ごみの資源化を推進するほうが、時間はかかるが継続的な減量になる可能性が高いと考える。	3	家庭ごみの有料化につきましては、ごみの減量化・資源化に資するとともに、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民の意識改革につながると考えております。 生ごみの資源化に関するご意見につきましては、改定（案）の「生ごみの発生抑制と資源化」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
１７	他市町村で実施しているごみ袋の購入による有料化は、ごみとして燃やすための袋を販売しており、経費が無駄なため、調査研究が必要である。	2	ご意見につきましては、改定（案）の「家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。

5　一般ごみの収集回数に関すること（３件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方（案）
１８	家庭ごみの収集は週２回に減らし経費を削減し、不便になることによって市民の減量化の意識を高めてもらいたい。	1	ご意見につきましては、改定（案）の「効率的な収集運搬体制の整備」に基づき検討を進める上での参考とさせていただきます。
１９	ごみ収集は週２回で十分である。有料化か、週２回の収集による経費削減を図るか、市民に選ばせるべきである。	1	
２０	ごみの収集を週３回から２回に減らすことで、生ごみを溜めておくことへの抵抗感から、生ごみの資源化が促進される。 収集回数を週３回から２回になることでサービス低下を懸念する必要はないと感じる。	1	

6　落ち葉や枝葉の資源化に関すること（２件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方（案）
２１	街路樹及び市内の公園等で発生する落ち葉や伐採した枝葉等は焼却しているのか。 焼却しているのであれば、焼却せずに有機物は有機物として活用すべきである。	1	道路の街路樹や公園等の樹木から排出される剪定枝につきましては、現在、民間事業者への委託により、チップ化し、堆肥や製紙会社等での燃料として活用を図ることで、再資源化と新たな天然資源の投入抑制を図っております。 改定（案）の「資源化促進策の拡充」の中で、「ごみの減量化・資源化をより一層進めるため、バイオマス利活用の動向、リサイクル品の需給バランスや効率的な事業運営を検討した上で、リサイクルシステムの構築を図る」としております。
２２	市内の街路樹はほとんどが落葉樹だが、一定比率を常緑樹に切り替えることで落ち葉等の発生量も低減できるのではないか。	1	ご意見につきましては、市街路樹維持管理計画に基づく街路樹植替えの際の参考とさせていただき、地域住民の皆様と調整を図りながら検討を進めてまいります。

相模原市一般廃棄物処理基本計画

循環型社会形成
さがみはらプラン21

～ 未来へつなぐ循環の環 ～

概要版

平成 20 年 3 月策定
平成 25 年 3 月改定

相模原市

潤水都市 さがみはら

目　次

第１章 計画の基本事項
１　計画改定の目的 …… １
２　計画期間 …… ２
３　基本理念 …… ２
第２章 ごみ処理基本計画
１　基本方針 …… ３
２　計画の目標 …… ４
３　施策体系 …… ６
第３章 生活排水処理基本計画
１　基本方針 …… ８
２　計画の目標 …… ８
３　施策体系 …… ９
第４章 計画の推進に向けて
１　市民・事業者・行政の協働 …… １０
２　健全な事業運営 …… １０
３　計画の進行管理 …… １０

【主な用語の説明】

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。（産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定された、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの２０種類の廃棄物のこと。）
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される社会としている。
４Ｒ （フォーアール）	リフューズ（Refuse）：発生抑制、リデュース（Reduce）：排出抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の４つの頭文字「R」をとったもの。
溶融スラグ	一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されている。南清掃工場においては、流動床式ガス化溶融炉で、スラグが生成されている。
合併処理浄化槽	主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。
高度処理型合併浄化槽	窒素やリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のこと。

第１章　計画の基本事項

１　計画改定の目的

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項」及び「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第４条第１項」に基づき策定される計画で、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物（ごみと生活排水）の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から定めるものです。

市では、基本計画「循環型社会形成さがみはらプラン２１」を平成２０年３月に策定し、基本理念である「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」を実現するため、廃棄物の発生・排出抑制から最終処分に至るまでの基本的事項を設定しました。

この基本計画について、国の指針等に基づき、これまで実施してきた施策や人口フレームの見直しを行うとともに、東日本大震災等の発生による廃棄物を取り巻く環境の変化や、国の制度改正等に対応するため、中間目標年度に当たる平成２４年度に必要な改定を行うものです。

今回の改定では、骨格に当たる基本理念、基本方針は改定前の基本計画を基本とし、中間目標年度における数値目標等の見直しと、その目標達成に向け、追加すべき新規施策や見直し事項等を定めます。

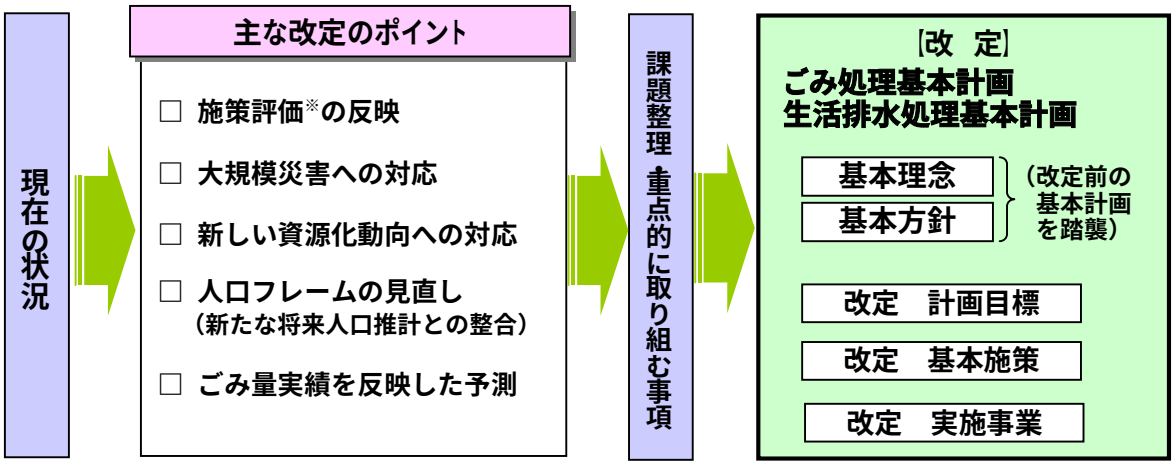

図 １　基本計画改定のポイントと流れ

※施策評価　基本計画の改定に向けた庁内検討体制として、一般廃棄物処理計画策定会議（下部組織にごみ処理計画部会、生活排水処理計画部会）を設置し、組織的、効率的な改定作業を進めました。これまでの施策実績を整理するとともに、その効果や見直しの方向も含めて評価し、改定の基礎資料としました。

2　計画期間

基本計画の計画期間は平成３０年度までです。国の指針では、「基本計画は、目標年次を１０年後に置き、概ね５年ごとに改定すること」とされていることから、計画目標年度の平成３０年度に向けた中間目標年度に当たる平成２４年度に見直しを行うものです。

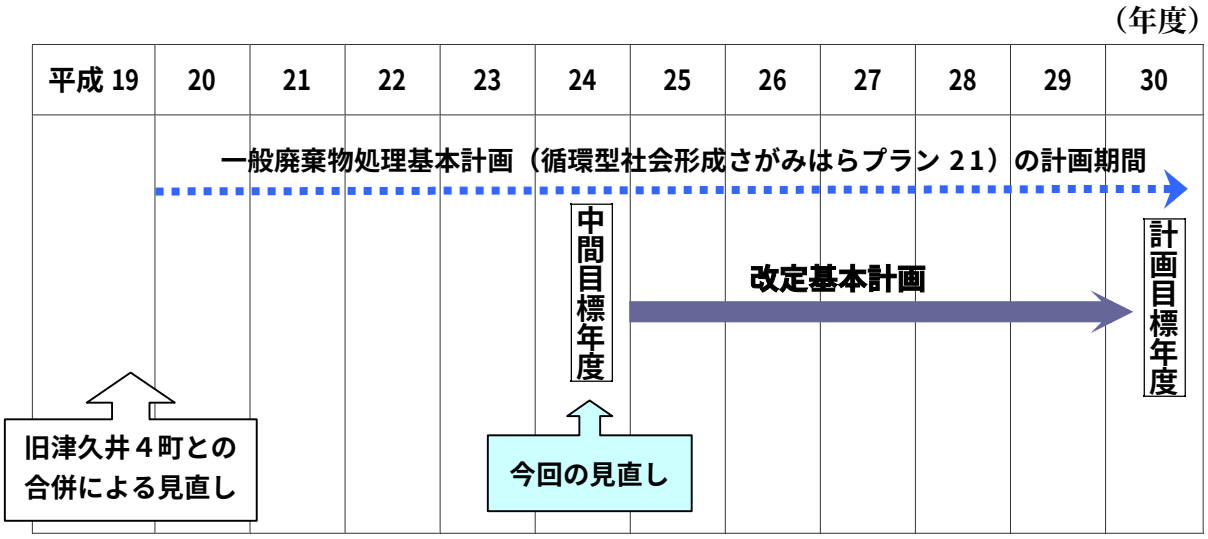

図　２　計画期間と目標年次

3　基本理念

ごみの減量化・資源化や生活排水の適正処理をより一層進め、循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識するとともに、連携・協力して自主的・主体的な取組を進めることが必要であり、三者共有の基本理念を掲げ、「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の実現を目指します。

第２章　ごみ処理基本計画

１　基本方針

基本理念である「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」を実現し、安心して生活できる環境を維持、向上させるために、私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型に変えるとともに、資源を循環させるシステムの構築が求められています。

このため、市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを出さない環境づくりを進めることが重要であり、次の基本方針により、施策の展開を図ります。

基本方針１　４Ｒの推進と循環型スタイルの確立

ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を行う「４Ｒ」の優先順位にそった循環型社会の実現には、市民一人ひとりや事業者個々の取組が不可欠です。

そのため、市民は生活のあらゆる場においてごみを発生させないよう、ライフスタイルを循環型に転換するとともに、事業者は事業活動の中で、ごみの排出者としてはもとより、市民が循環型の消費行動を選択できるようなビジネススタイルへの転換を進めます。

基本方針２　資源を循環させる社会システムの構築

循環型社会の実現に向け、ごみを資源として循環させることができる社会の仕組みを整備します。

ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分の過程において、安全性の向上はもとより、効率的な運営に努め、資源・エネルギーの効率的回収を推進し、自然環境に配慮した環境負荷の少ない循環型の社会システムの構築を図ります。

また、大規模災害時のごみ処理体制の構築に向け、災害廃棄物等処理計画の見直しに基づく災害廃棄物への対応を計画的に進めます。

基本方針３　市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

ごみの減量化・資源化を推進していく上で、行政施策の充実はもとより、市民や事業者がごみを発生・排出する主体として、ごみの問題を自らの問題としてとらえることが必要です。

そして、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を再認識するとともに、より一層協働し、ごみを出さない環境づくりに取り組みます。

2 計画の目標

計画の推進に当たり、計画の数値目標を設定し、実績数値を毎年チェック・評価することにより、「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の確実な実現を目指します。

■数値目標① 市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量

平成１８年度６３０ｇ→平成３０年度４８０ｇ以下に（約２４％減）

家庭から出るごみの排出量（資源を除く）を市民１人１日当たりで算出し、数値目標として定めます。

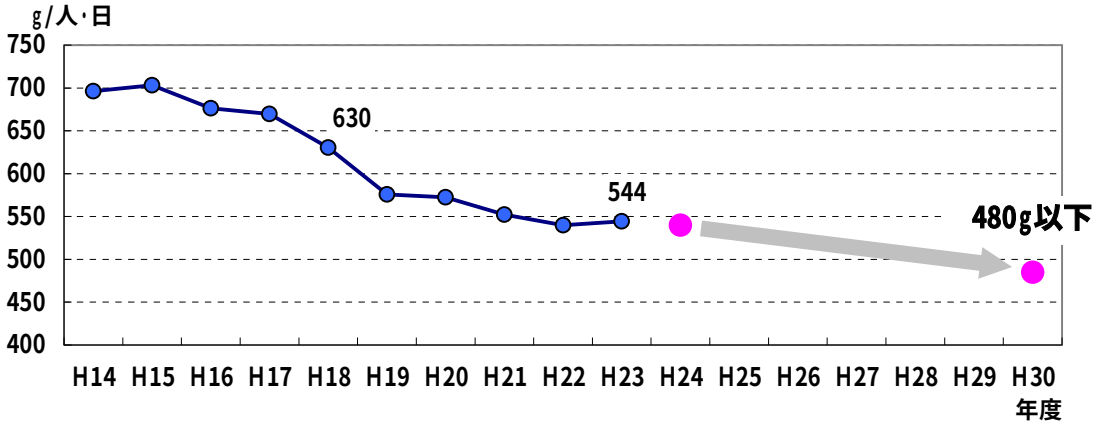

図 ３ 市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量

【算出式】(収集ごみ＋家庭からの持込ごみ＋粗大ごみ)÷人口÷365 日

■数値目標② ごみ総排出量

平成１８年度２７１，８１５ｔ→平成３０年度２２３，０００ｔ以下（約１８％減）

家庭から出るごみと資源、事業系ごみの総排出量を、総合的な指標として目標に定めます。

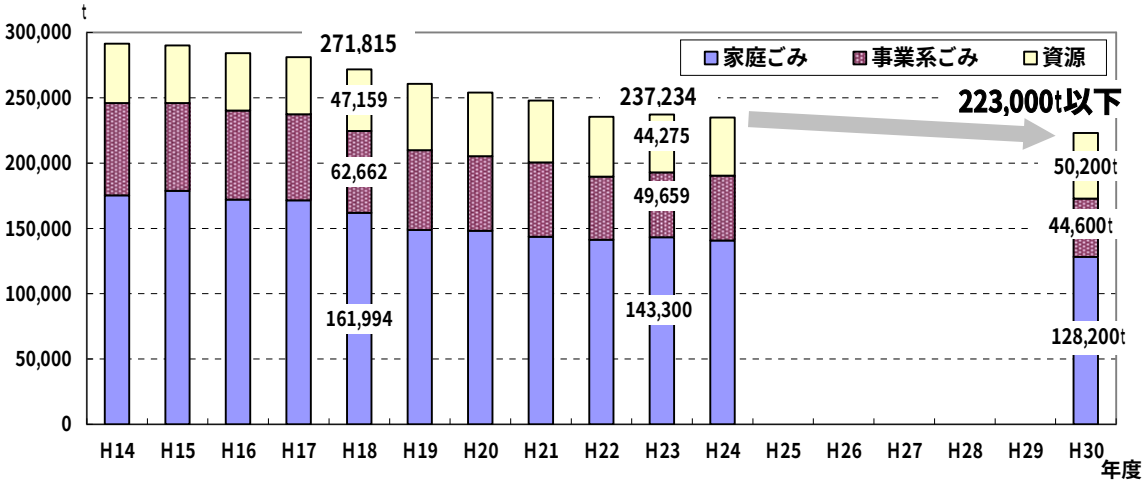

図 ４ ごみ総排出量

【算出式】家庭ごみ＋事業系ごみ＋資源

■数値目標③　リサイクル率

平成１８年度１８．１%→平成３０年度２５%以上（約７ポイント増）

資源のリサイクル状況を把握する指標のひとつであるリサイクル率を目標として定めます。

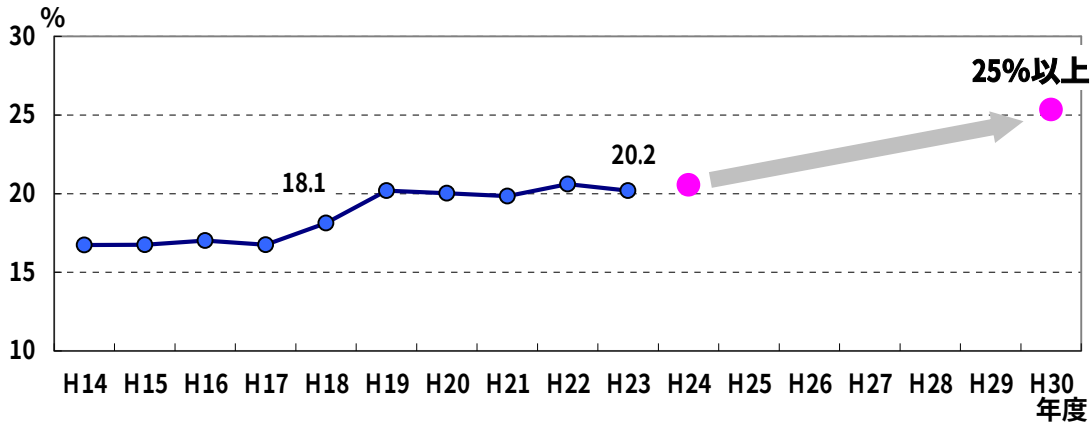

図　５　リサイクル率

【算出式】（資源回収量＋処理後資源化量＋集団資源回収量）÷ごみ総排出量×100

■数値目標④　最終処分量

平成１８年度３３，３２４ｔ→平成３０年度２１，０００ｔ以下（約３７%減）

ごみ処理の最終段階に、一般廃棄物最終処分場に埋め立てるものの総量を、今回の改定で新たな目標として定めます。

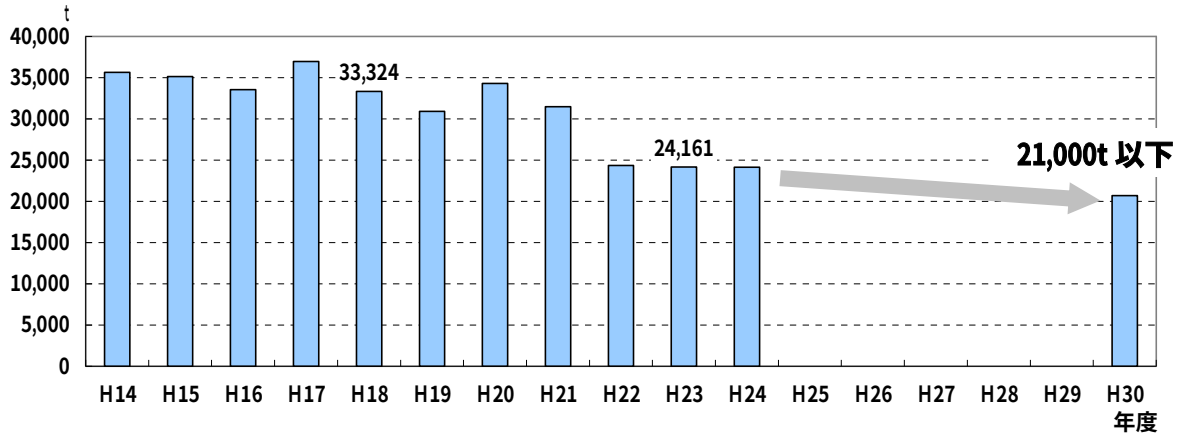

図　６　最終処分量

3　施策体系

基本理念　ともにつくる

重点的に取り組む事項

① ごみと資源の排出ルール徹底のための周知・啓発の充実

② 事業系一般廃棄物の更なる減量化・資源化に向けた対策の実施

③ 使用済小型電子機器等の再資源化に向けた事業の実施

④ 家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究

基本方針	基本施策	実施事業
基本方針１ ４Ｒの推進と循環型スタイルの確立	①　環境教育・情報提供・啓発活動	ア　環境教育・学習の推進 イ　市民・事業者が行動するための情報提供 ウ　「わかりやすい」を基本とした普及啓発 エ　対象を絞った重点的な周知・啓発　★ オ　市民が気軽に体験・参加できる「場」の提供 カ　小・中学生が体験できるリサイクルの推進 キ　減量化・資源化効果の共有 ク　率先した市の取組
	②　家庭ごみ対策	ア　ごみ排出ルールの徹底 イ　「廃棄物減量等推進員」との連携と協働 ウ　レジ袋削減等の取組 エ　生ごみの発生抑制と資源化 オ　リユース（再使用）の促進 カ　在宅医療廃棄物の適正排出の推進 キ　適正処理困難物の適切な回収・リサイクル ク　家庭ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究　★
	③　事業系ごみ対策	ア　事業系ごみの適正排出対策の充実 イ　事業系ごみの搬入検査・制限 ウ　多量排出事業者への適切な指導 エ　少量排出事業者対策 オ　エコショップ等認定制度 カ　事業系ごみの減量化・資源化　★
	④　きれいなまちづくりの推進	ア　まち美化の推進　★ イ　不法投棄防止対策の充実

資源循環型都市　さがみはら

⑤ 収集運搬体制の見直し

⑥ 安全で安定的なごみ処理･処分体制の確保

⑦ 市民･事業者･行政の協働による仕組みづくりの充実

⑧ 地域に根ざした組織体制の検討

★…主な改定

基本方針	基本施策	実施事業
基本方針２ 資源を循環させる社会システムの構築	① リサイクルの促進	ア 地域におけるリサイクルの推進 イ 新たな分別品目の追加 ★ ウ 資源化促進策の拡充 ★ エ 使用済食用油の活用 オ 溶融スラグ有効利用の推進 カ 国や関係業界等との連携の促進
	② ごみ処理体制の整備	ア 効率的な収集運搬体制の整備 イ 地域に根ざした組織体制の検討 ★ ウ 津久井クリーンセンターの再整備 エ 清掃工場の計画的な整備 ★ オ 資源化施設等の整備の推進 カ エネルギーの有効活用 キ 安全で安定的な施設の管理運営 ク 埋立処分量の減量化 ケ 最終処分場の整備と維持管理 ★ コ 災害廃棄物処理体制の整備 ★

基本方針	基本施策	実施事業
基本方針３ 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり	市民･事業者･行政の協働による仕組みづくり	協働による仕組みづくりの充実 ★

第３章　生活排水処理基本計画

１ 基本方針

基本方針１　自然環境への負荷の低減

生活排水による自然環境への負荷を低減するため、公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、市が設置する高度処理型合併浄化槽の整備や適正な維持管理の促進を図ります。

基本方針２　適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

公共下水道の普及により、し尿や浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少する見込みであることを踏まえ、し尿処理施設の着実な整備と、安定的、効率的な運転管理のあり方を検討するとともに、効率的な収集体制の構築を図ります。

２ 計画の目標

生活排水処理の数値目標は、今後の公共下水道の普及や市が設置する高度処理型合併浄化槽の設置などにより、下表に示す処理人口を目指します。

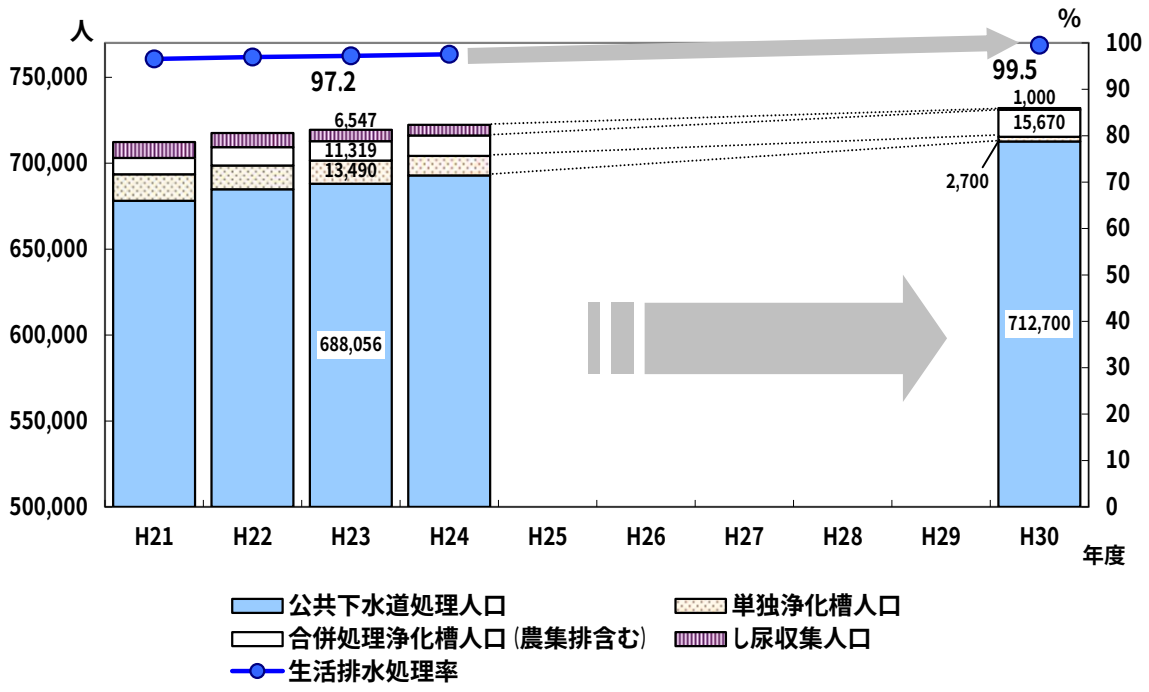

図　７　生活排水の処理形態別人口の推移と目標

3　施策体系

基本理念　ともにつくる　資源循環型都市　さがみはら

重点的に取り組む事項

① 生活排水処理を進めるための市民への普及啓発

② 津久井クリーンセンターの着実な整備と安定的な管理運営

③ ディスポーザー汚泥への対応

★…主な改定

基本方針	基本施策
基本方針１　自然環境への負荷の低減	① 生活排水対策の広報と啓発 ★
	② 公共下水道による生活排水処理の改善
	③ 合併処理浄化槽の普及促進
	④ 高度処理型合併浄化槽の設置の推進
	⑤ 浄化槽の適正な維持管理の促進
	⑥ 津久井地域における浄化槽清掃手数料の助成

基本方針	基本施策
基本方針２　適正かつ効率的な収集・処理体制の確保	① し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬体制の検討
	② し尿処理施設の整備
	③ 適正な処理体制の確保
	④ ディスポーザー排水処理システムからの汚泥収集・処理体制の整備 ★

第４章　計画の推進に向けて

１　市民・事業者・行政の協働

計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政が本計画の理念や目標を共有することが大切であり、行政は、多くの市民や事業者にごみの減量化・資源化や水環境の保全に対する理解と協力が得られるよう働きかけを行うとともに、三者が一体となった協働事業を今後も積極的に推進します。

リサイクルフェア

２　健全な事業運営

事業の運営に当たっては、費用対効果を踏まえて、より効率的で効果的なものとなるよう施策の展開を図ります。

また、受益と負担の適正化を図るため、必要に応じて、ごみ処理手数料やし尿・浄化槽汚泥等処理手数料などの見直しを行います。

３　計画の進行管理

計画を推進するため、計画目標や個別施策の取組状況を定期的に把握し、進行管理を行うとともに、必要に応じて事業のスクラップアンドビルドを行い、その結果を市ホームページ等により公表します。

具体的には、毎年度定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、その取組結果をまとめ、市民にわかりやすく公開します。

相模原市一般廃棄物処理基本計画
循環型社会形成さがみはら　プラン２１

発行　平成２５年３月
編集　相模原市　環境経済局　資源循環部　廃棄物政策課
〒２５２－５２７７
神奈川県相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
ＴＥＬ　０４２－７５４－１１１１（代表）
ＦＡＸ　０４２－７５３－９４１３（代表）
E-mail haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市一般廃棄物処理基本計画

循環型社会形成
さがみはらプラン21

～ 未来へつなぐ循環の環 ～

平成 20 年 3 月策定
平成 25 年 3 月改定

相模原市

潤水都市 さがみはら

はじめに

～相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定にあたって～

相模原市は、丹沢の雄大な山なみや、緑豊かな相模原台地に抱かれ、相模湖、津久井湖などの貴重な水資源のもと「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」をめざして、７２万市民の皆様と着実な発展を続けています。

先人たちのたゆまぬ努力によって守られてきたこのすばらしい環境を、私たちは次世代に引き継いでいかなければなりません。地球規模での環境問題への取組も、例えばごみの分別のように暮らしに密着した部分から市民一人ひとりが進めていくことが重要であると考えております。

市では、平成２０年３月に「一般廃棄物処理基本計画（循環型社会形成さがみはらプラン２１）」を策定し、「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」を基本理念に、廃棄物の発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用のいわゆる４Ｒの推進に向け、市町村合併後の市域全体におけるごみ分別区分の統合や南清掃工場の建て替えなど、様々な施策を積極的に進めてまいりました。

今回の改定は、本計画策定時に定めた中間目標年度における見直しであり、これまで取り組んできた施策を評価・見直すとともに、東日本大震災の発生をはじめとした廃棄物を取り巻く環境の変化や国の制度改正等への対応を図るものです。

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政との連携・協働による取組が引き続き不可欠であることから、皆様のより一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の改定に当たり、貴重なご意見とご提言をいただきました市民の皆様、答申案策定部会も含め熱心にご審議をいただきました相模原市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様に心から感謝申し上げます。

平成２５年３月

相模原市長

加山俊夫

目　次

第１章　計画の基本事項

１　計画改定の目的---------- １
２　計画の位置づけ---------- ２
３　計画期間---------- ３
４　基本理念---------- ４
５　基本方針と計画目標---------- ５
（１）ごみ処理基本計画の基本方針と目標---------- ５
（２）生活排水処理基本計画の基本方針と目標---------- １０

第２章　現状と課題

１　ごみ処理の現状と課題---------- １３
（１）ごみ処理の流れと施設概要---------- １３
（２）ごみ処理データ---------- １６
（３）分別区分---------- １８
（４）ごみ処理手数料---------- １９
（５）施策評価からの課題---------- ２０
（６）新しい動向等への対応---------- ２２
２　生活排水処理の現状と課題---------- ２３
（１）生活排水処理の流れと施設概要---------- ２３
（２）し尿及び浄化槽汚泥等の処理量と生活排水処理人口の推移---------- ２５
（３）し尿処理手数料---------- ２７
（４）施策評価からの課題---------- ２８
（５）新しい動向等への対応---------- ２８
３　決算額（清掃費）と処理経費の推移---------- ２９

第３章　ごみ処理基本計画

１　重点的に取り組む事項---------- ３１
２　目標達成に向けた具体的施策---------- ３３
（１）基本方針１　４Ｒの推進と循環型スタイルの確立---------- ３３
（２）基本方針２　資源を循環させる社会システムの構築---------- ４１
（３）基本方針３　市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない
環境づくり---------- ４５

第４章　生活排水処理基本計画

１　重点的に取り組む事項---------- ４７
２　目標達成に向けた具体的施策---------- ４８
（１）基本方針１　自然環境への負荷の低減---------- ４８
（２）基本方針２　適正かつ効率的な収集・処理体制の確保---------- ５０

第５章　計画の推進に向けて

１　市民・事業者・行政の協働---------- ５３
２　健全な事業運営---------- ５３
３　計画の進行管理---------- ５３

第６章　資料編

１　ごみ処理関連データ---------- ５５
（１）ごみ組成（内訳）調査結果---------- ５５
（２）全国の政令指定都市との比較---------- ５８
２　計画フレーム---------- ５９
３　策定の経緯---------- ６０
４　諮問書---------- ６２
５　答申書---------- ６４
６　相模原市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿---------- ７５
７　パブリックコメント---------- ７６
８　「ごみの減量化・資源化」に関するアンケート（平成２３年度）---------- ８３
９　用語説明---------- ８７

表紙サブタイトル　～ 未来へつなぐ循環の環（わ） ～ とは

「未来へつなぐ循環の環」とは、市民・事業者・行政が一体（環）となって、ごみの減量化・資源化や生活排水の適正処理を推進することで、将来にわたり持続的発展が可能な社会の形成を図り、基本理念に掲げる「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の実現を目指すものです。

【主な用語の説明】

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。（産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定された、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの２０種類の廃棄物のこと。）
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される社会としている。
４Ｒ（フォーアール）	リフューズ（Refuse）：発生抑制、リデュース（Reduce）：排出抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の４つの頭文字「R」をとったもの。
リフューズ（発生抑制）	ごみになるものを受け取らないこと。具体的には、スーパーのレジ袋や包装紙・割り箸等を購入時点で断ったり、本当に必要な物以外を衝動買いしないこと。
リデュース（排出抑制）	ものを大切に使い、ごみを減らすこと。リユース、リサイクルに優先される。
リユース（再使用）	いったん使用された製品や容器等を繰り返し使うこと。
リサイクル（再生利用）	ごみを資源として再利用すること。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。
溶融スラグ	一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されている。南清掃工場においては、流動床式ガス化溶融炉で、スラグが生成されている。
合併処理浄化槽	主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。
高度処理型合併浄化槽	窒素やリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のこと。

第１章　計画の基本事項

第１章　計画の基本事項

１　計画改定の目的

一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条第１項」及び「相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例第４条第１項」に基づき策定される計画で、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物（ごみと生活排水）の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中長期的な視点から定めるものです。

市では、基本計画「循環型社会形成さがみはらプラン２１」を平成２０年３月に策定し、基本理念である「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」を実現するため、廃棄物の発生・排出抑制から最終処分に至るまでの基本的事項を設定しました。

この基本計画について、国の指針等に基づき、これまで実施してきた施策や人口フレームの見直しを行うとともに、東日本大震災等の発生による廃棄物を取り巻く環境の変化や、国の制度改正等に対応するため、中間目標年度に当たる平成２４年度に必要な改定を行うものです。

今回の改定では、骨格に当たる基本理念、基本方針は改定前の基本計画を基本とし、中間目標年度における数値目標等の見直しと、その目標達成に向け、追加すべき新規施策や見直し事項等を定めます。

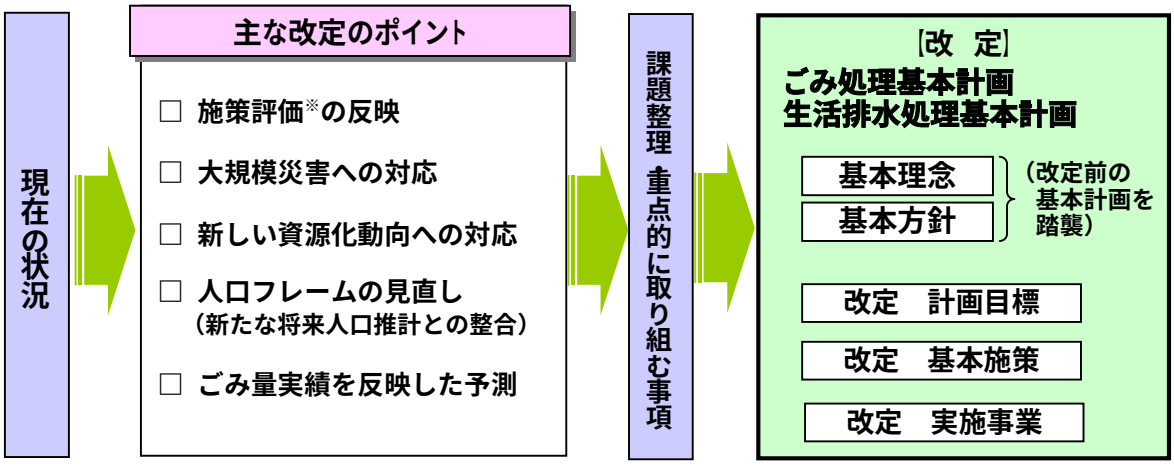

図 １－１　基本計画改定のポイントと流れ

※施策評価　基本計画の改定に向けた庁内検討体制として、一般廃棄物処理計画策定会議（下部組織にごみ処理計画部会、生活排水処理計画部会）を設置し、組織的、効率的な改定作業を進めました。これまでの施策実績を整理するとともに、その効果や見直しの方向も含めて評価し、改定の基礎資料としました。

2　計画の位置づけ

基本計画は、国の法制度や神奈川県の計画、市の新・相模原市総合計画等の関連計画との整合を図り、市の一般廃棄物処理に関する最上位計画として位置づけます。

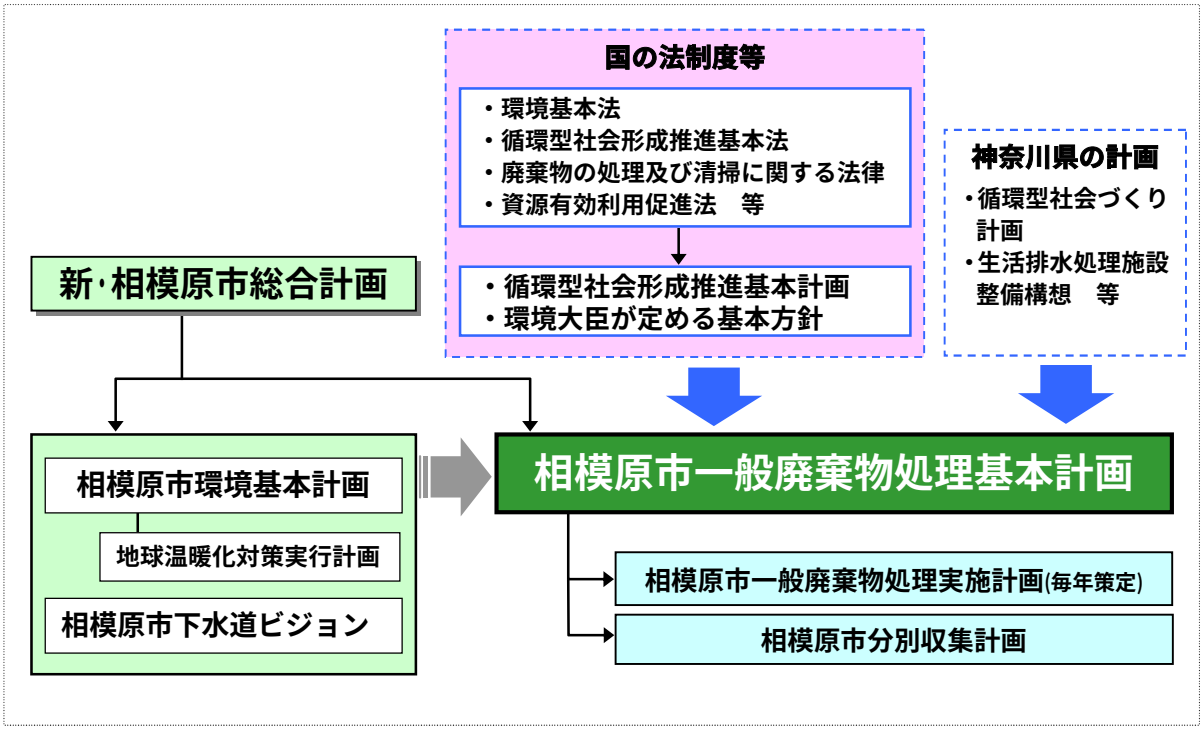

図　１－２　一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

3　計画期間

基本計画の計画期間は平成３０年度までです。国の指針では、「基本計画は、目標年次を１０年後に置き、概ね５年ごとに改定すること」とされていることから、計画目標年度の平成３０年度に向けた中間目標年度に当たる平成２４年度に見直しを行うものです。

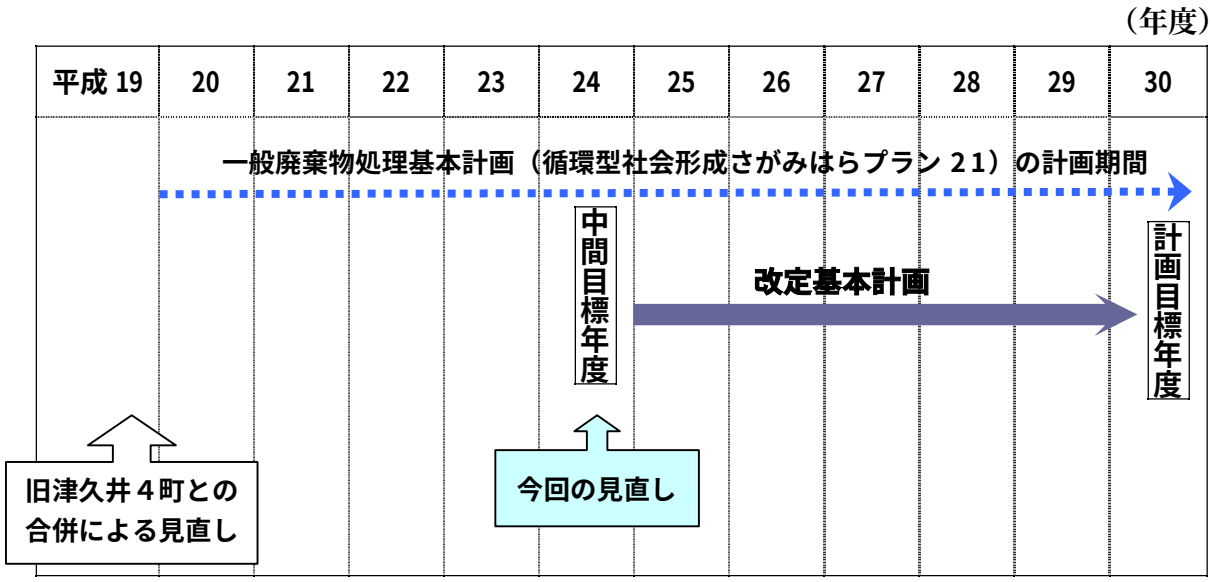

図　１－３　計画期間と目標年次

4　基本理念

基本計画の推進に向けた基本理念を次のとおり定めます。

これまで私たちは、大量生産・大量消費型の経済社会活動により、様々な恩恵を享受してきましたが、一方では、大量廃棄型社会が多量の廃棄物を発生させるとともに、地球温暖化や資源の枯渇化などの地球規模での環境問題を生じさせています。

こうした状況に対応するため、国においては、２１世紀の経済社会のあり方として環境と経済を統合した持続可能な発展を志向する「循環型社会」という考え方のもと、その実現に向け平成１２年に循環型社会形成推進基本法を制定しました。

市は、この「循環型社会」の実現に向け、ごみが廃棄された後のごみ処理中心のシステムとしてではなく、物が生産され、ごみとなって処理されるまでのすべての段階で、一層の４Ｒ（リフューズ「発生抑制」・リデュース「排出抑制」・リユース「再使用」・リサイクル「再生利用」）を推進し、資源の消費の抑制、環境への負荷の低減を目指した取組を進めるものです。

また、生活排水についても、使用した水が排出された後の処理のみを対象とするのではなく、快適な生活環境や水源地域の水質が保全され、適正な水循環に貢献する取組を進めるものです。

ごみの減量化・資源化や生活排水の適正処理をより一層進め、循環型社会を形成するためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を十分に認識するとともに、連携・協力して自主的・主体的な取組を進めることが必要であり、三者共有の基本理念を掲げ、「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の実現を目指します。

5　基本方針と計画目標

今回の改定は中間目標年度の見直しのため、基本方針は改定前の基本計画を踏襲しますが、基本施策・実施事業は、現在の課題や施策評価の結果等を踏まえ、重点的に取り組む事項を抽出した上で改定します。また、人口フレーム等の見直しを含め、計画目標値を定めます。

（1）　ごみ処理基本計画の基本方針と目標

①　基本方針

基本理念である「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」を実現し、安心して生活できる環境を維持、向上させるために、私たちの生活や事業活動の従来のスタイルを循環型に変えるとともに、資源を循環させるシステムの構築が求められています。

このため、市民・事業者・行政がより一層協働し、ごみを出さない環境づくりを進めることが重要であり、次の基本方針により、施策の展開を図ります。

基本方針１　４Ｒの推進と循環型スタイルの確立

ごみの発生抑制・排出抑制・再使用・再生利用を行う「４Ｒ」の優先順位にそった循環型社会の実現には、市民一人ひとりや事業者個々の取組が不可欠です。

そのため、市民は生活のあらゆる場においてごみを発生させないよう、ライフスタイルを循環型に転換するとともに、事業者は事業活動の中で、ごみの排出者としてはもとより、市民が循環型の消費行動を選択できるようなビジネススタイルへの転換を進めます。

基本方針２　資源を循環させる社会システムの構築

循環型社会の実現に向け、ごみを資源として循環させることができる社会の仕組みを整備します。

ごみの収集・運搬から中間処理、最終処分の過程において、安全性の向上はもとより、効率的な運営に努め、資源・エネルギーの効率的回収を推進し、自然環境に配慮した環境負荷の少ない循環型の社会システムの構築を図ります。

また、大規模災害時のごみ処理体制の構築に向け、災害廃棄物等処理計画の見直しに基づく災害廃棄物への対応を計画的に進めます。

基本方針３　市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

ごみの減量化・資源化を推進していく上で、行政施策の充実はもとより、市民や事業者がごみを発生・排出する主体として、ごみの問題を自らの問題としてとらえることが必要です。

そして、市民・事業者・行政がそれぞれの責務と役割を再認識するとともに、より一層協働し、ごみを出さない環境づくりに取り組みます。

② 計画の目標

計画の推進に当たり、計画の数値目標を設定し、実績数値を毎年チェック・評価することにより、「ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら」の確実な実現を目指します。

■数値目標① 市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量

平成１８年度６３０ｇ→平成３０年度４８０ｇ以下に（約２４%減）

家庭から出るごみの排出量（資源を除く）を市民１人１日当たりで算出し、数値目標として定めます。

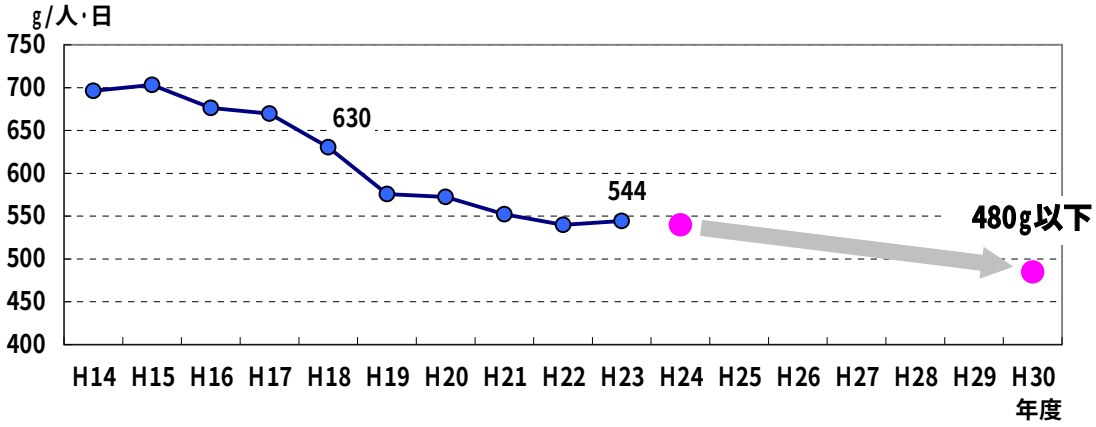

図 １－４ 市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量

【算出式】(収集ごみ＋家庭からの持込ごみ＋粗大ごみ)÷人口÷365 日

■数値目標② ごみ総排出量

平成１８年度２７１，８１５ｔ→平成３０年度２２３，０００ｔ以下（約１８%減）

家庭から出るごみと資源、事業系ごみの総排出量を、総合的な指標として目標に定めます。

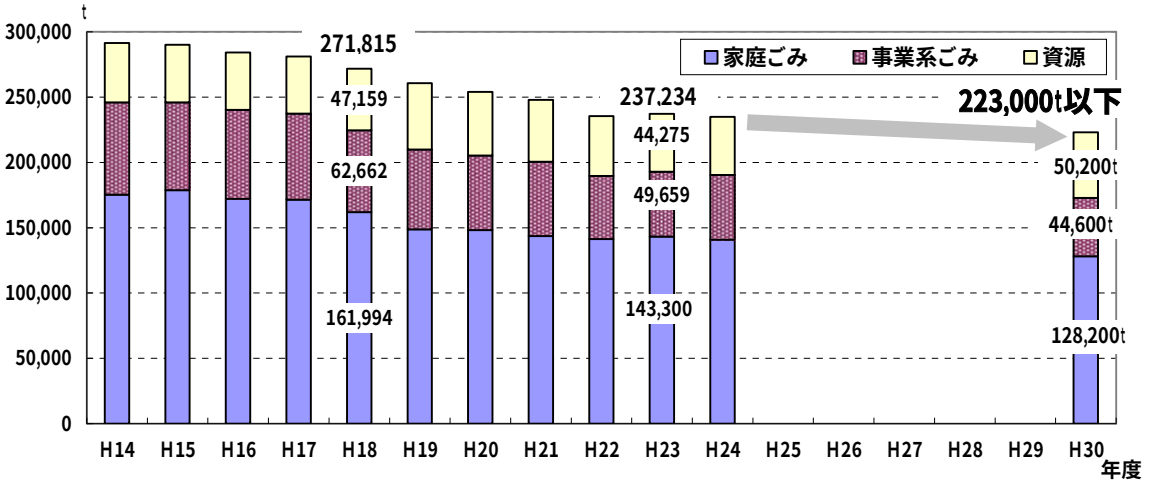

図 １－５ ごみ総排出量

【算出式】家庭ごみ＋事業系ごみ＋資源

■数値目標③　リサイクル率

平成１８年度１８．１%→平成３０年度２５%以上（約７ポイント増）

資源のリサイクル状況を把握する指標のひとつであるリサイクル率を目標として定めます。

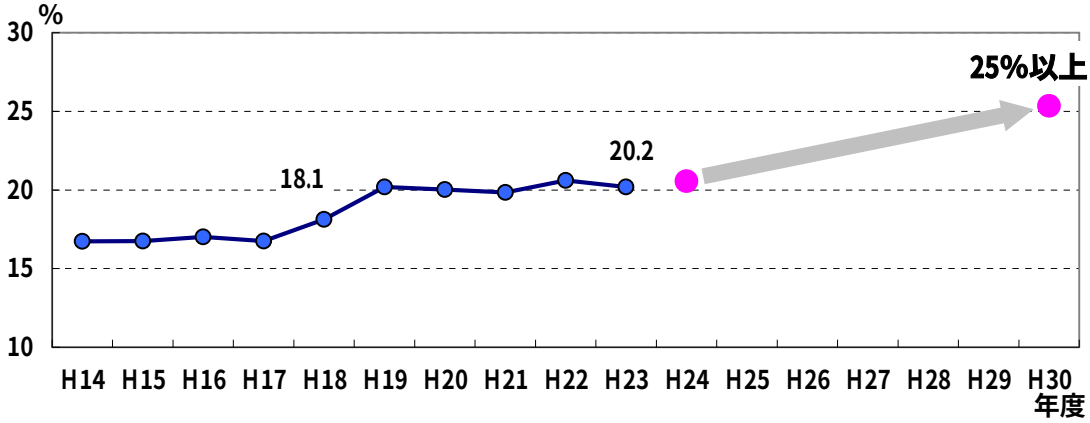

図　１－６　リサイクル率

【算出式】（資源回収量＋処理後資源化量＋集団資源回収量）÷ごみ総排出量×100

■数値目標④　最終処分量

平成１８年度３３，３２４ｔ→平成３０年度２１，０００ｔ以下（約３７%減）

ごみ処理の最終段階に、一般廃棄物最終処分場に埋め立てるものの総量を、今回の改定で新たな目標として定めます。

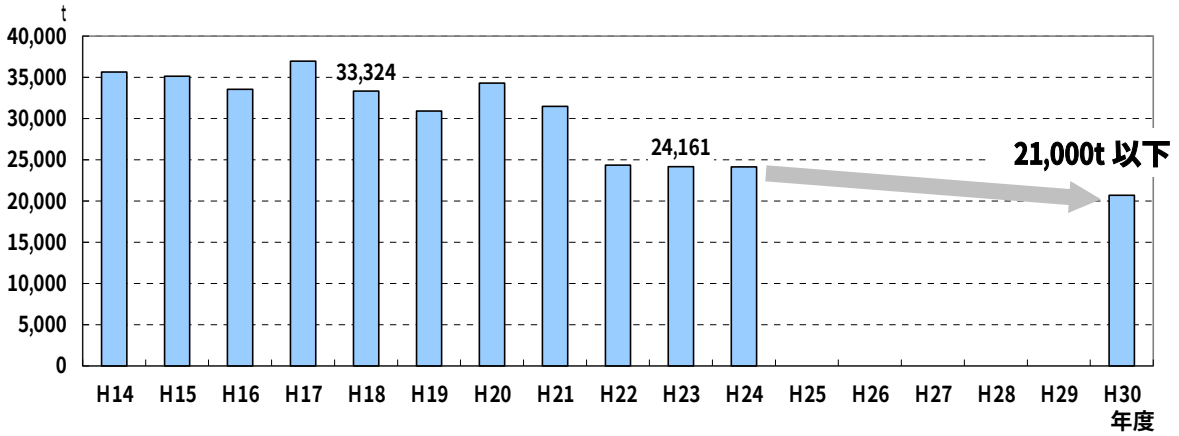

図　１－７　最終処分量

③ ごみ処理基本計画の施策体系

基本理念

ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら

基本方針	基本施策	実施事業
基本方針１ 4Rの推進と循環型スタイルの確立	① 環境教育･情報提供･啓発活動	ア 環境教育･学習の推進 イ 市民･事業者が行動するための情報提供 ウ 「わかりやすい」を基本とした普及啓発 エ 対象を絞った重点的な周知･啓発 ★ オ 市民が気軽に体験･参加できる「場」の提供 カ 小･中学生が体験できるリサイクルの推進 キ 減量化･資源化効果の共有 ク 率先した市の取組
	② 家庭ごみ対策	ア ごみ排出ルールの徹底 イ 「廃棄物減量等推進員」との連携と協働 ウ レジ袋削減等の取組 エ 生ごみの発生抑制と資源化 オ リユース（再使用）の促進 カ 在宅医療廃棄物の適正排出の推進 キ 適正処理困難物の適切な回収･リサイクル ク 家庭ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究 ★
	③ 事業系ごみ対策	ア 事業系ごみの適正排出対策の充実 イ 事業系ごみの搬入検査･制限 ウ 多量排出事業者への適切な指導 エ 少量排出事業者対策 オ エコショップ等認定制度 カ 事業系ごみの減量化･資源化 ★
	④ きれいなまちづくりの推進	ア まち美化の推進 ★ イ 不法投棄防止対策の充実

★…主な改定

基本方針	基本施策	実施事業
基本方針２ 資源を循環させる社会システムの構築	① リサイクルの促進	ア 地域におけるリサイクルの推進 イ 新たな分別品目の追加 ★ ウ 資源化促進策の拡充 ★ エ 使用済食用油の活用 オ 溶融スラグ有効利用の推進 カ 国や関係業界等との連携の促進
	② ごみ処理体制の整備	ア 効率的な収集運搬体制の整備 イ 地域に根ざした組織体制の検討 ★ ウ 津久井クリーンセンターの再整備 エ 清掃工場の計画的な整備 ★ オ 資源化施設等の整備の推進 カ エネルギーの有効活用 キ 安全で安定的な施設の管理運営 ク 埋立処分量の減量化 ケ 最終処分場の整備と維持管理 ★ コ 災害廃棄物処理体制の整備 ★

基本方針	基本施策	実施事業
基本方針３ 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり	市民・事業者・行政の協働による仕組みづくり	協働による仕組みづくりの充実 ★

（２） 生活排水処理基本計画の基本方針と目標

① 基本方針

基本方針１　自然環境への負荷の低減

生活排水による自然環境への負荷を低減するため、公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、市が設置する高度処理型合併浄化槽の整備や適正な維持管理の促進を図ります。

基本方針２　適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

公共下水道の普及により、し尿や浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少する見込みであることを踏まえ、し尿処理施設の着実な整備と、安定的、効率的な運転管理のあり方を検討するとともに、効率的な収集体制の構築を図ります。

② 計画の目標

生活排水処理の数値目標は、今後の公共下水道の普及や市が設置する高度処理型合併浄化槽の設置などにより、下表に示す処理人口を目指します。

この目標人口に基づいたし尿及び浄化槽汚泥の処理量について、これまでの推移と予測を示します。

表 １－１　生活排水処理人口の目標

年度／区分	平成 23 年度　実績		平成 30 年度　目標	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
(1)行政区域内人口	719,412	―	732,070	―
(2)公共下水道処理人口	688,056	95.64	712,700	97.35
(3)浄化槽人口	24,809	3.45	18,370	2.51
単独浄化槽人口	13,490	1.88	2,700	0.37
合併処理浄化槽人口	11,030	1.53	15,400	2.10
農業集落排水処理人口	289	0.04	270	0.04
(4)し尿収集人口	6,547	0.91	1,000	0.14
(5)生活排水処理率	97.2%	―	99.5%	―

※人口は１０月１日現在における推計人口
※生活排水処理率
＝（公共下水道処理人口＋浄化槽人口（単独浄化槽人口除く））÷行政区域内人口×100

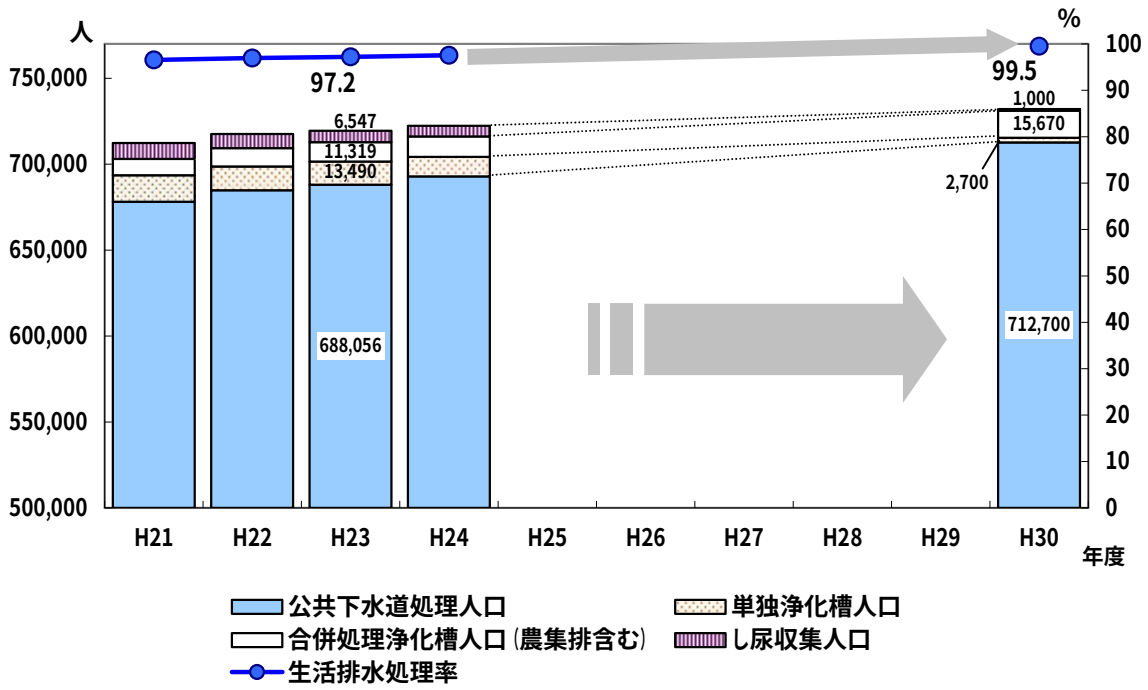

図　１－８　生活排水処理人口の推移と目標

表　１－２　し尿及び浄化槽汚泥等の年間処理量の推移

（単位：キロリットル）

年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 30 年度
し　尿	3,981	3,855	3,755	493
浄化槽汚泥等	26,900	25,605	25,310	24,674
浄化槽汚泥	26,895	25,581	25,255	24,366
ディスポーザー汚泥	5	24	55	308
合　計	30,881	29,460	29,065	25,167

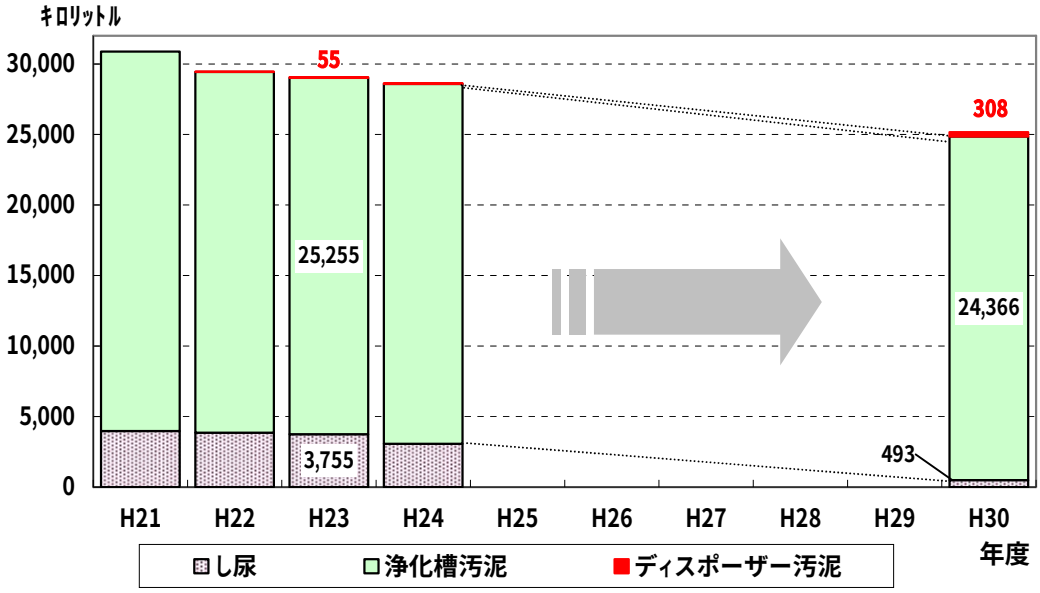

図　１－９　し尿及び浄化槽汚泥等の年間処理量の推移

③ 生活排水処理基本計画の施策体系

基本理念

ともにつくる 資源循環型都市 さがみはら

★…主な改定

基本方針	基本施策
基本方針１ 自然環境への負荷の低減	① 生活排水対策の広報と啓発 ★
	② 公共下水道による生活排水処理の改善
	③ 合併処理浄化槽の普及促進
	④ 高度処理型合併浄化槽の設置の推進
	⑤ 浄化槽の適正な維持管理の促進
	⑥ 津久井地域における浄化槽清掃手数料の助成

基本方針	基本施策
基本方針２ 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保	① し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬体制の検討
	② し尿処理施設の整備
	③ 適正な処理体制の確保
	④ ディスポーザー排水処理システムからの汚泥収集・処理体制の整備 ★

第２章　現状と課題

第２章　現状と課題

１　ごみ処理の現状と課題

（１）　ごみ処理の流れと施設概要

家庭及び事業所から排出されるごみについて、収集・運搬 → 処理・資源化 → 処分の主な流れと、施設の位置、ごみ処理施設の処理能力などの概要を次に示します。

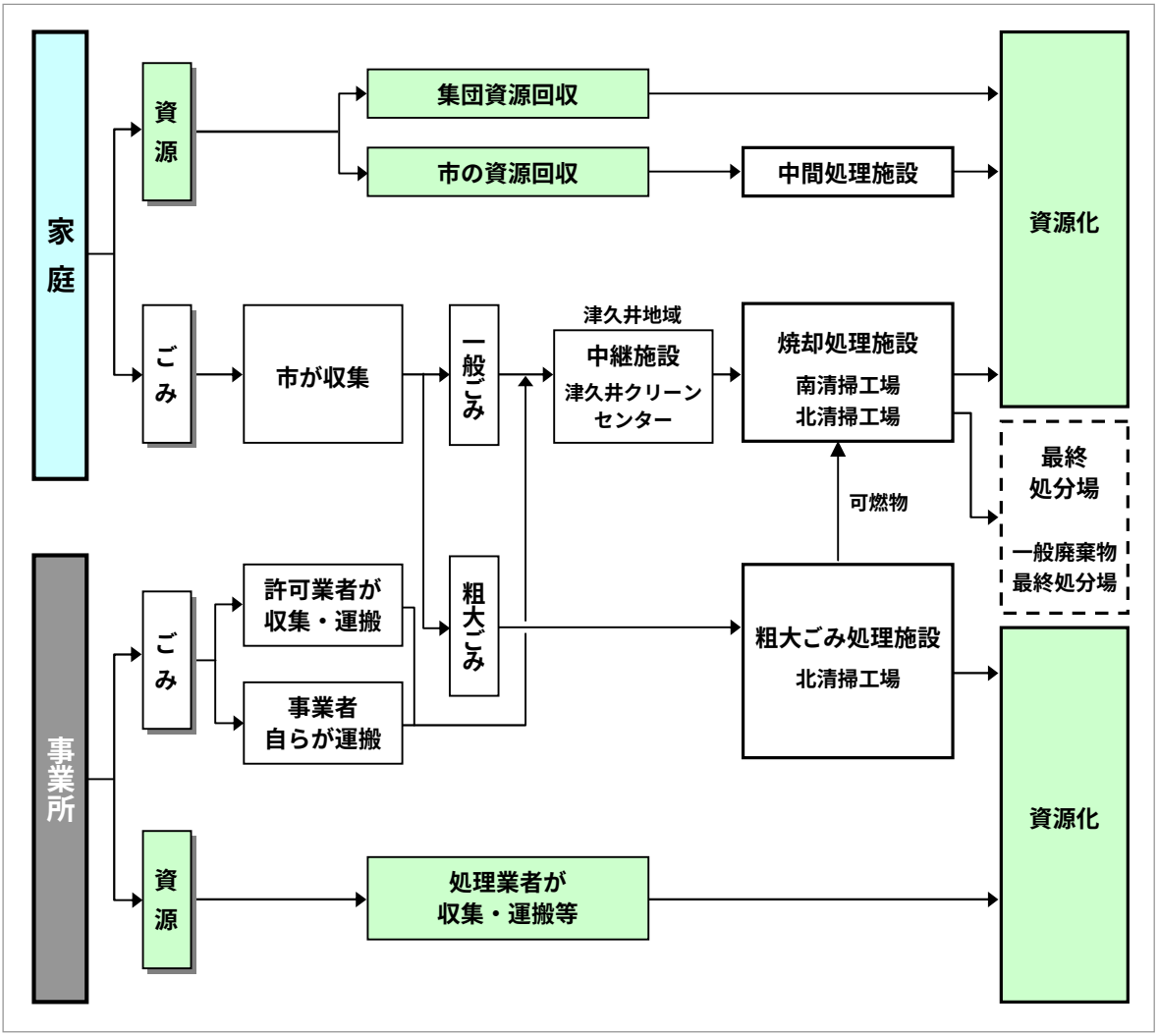

※清掃工場や受入施設への直接搬入については記載していません。

図　２－１　ごみ処理の流れ

津久井クリーンセンター
橋本台リサイクルスクエア
緑区役所
市役所
中央区役所
橋本台環境事業所
麻溝台環境事業所
南部粗大ごみ受入施設
藤野駅
相模湖駅
相模湖
津久井湖
橋本駅
境川
相模原駅
相模川
宮ヶ瀬湖
相模大野駅
南区役所
北清掃工場
新磯野リサイクルスクエア
北部粗大ごみ受入施設
一般廃棄物最終処分場
南清掃工場

図 2－2　施設配置図

表 2－1　ごみ処理施設の概要

施設名称		処理能力等	竣工・開設
焼却施設	南清掃工場	処理能力　525ｔ/日 （175ｔ/日×3炉） 焼却炉形式　流動床式ガス化溶融炉 発電能力　10,000kW	平成22年3月
	北清掃工場	処理能力　450 t/日 （150 t/日×3炉） 焼却炉形式　連続燃焼式ストーカ炉 発電能力　2,500kW	平成3年12月
粗大ごみ処理施設	北清掃工場	破砕処理能力　85 t/日（5時間） 処理方式　横型回転破砕機	平成3年8月
ごみ中継施設	津久井クリーンセンター	ごみピット容量　600　m^3 ※平成22年1月までごみ焼却発電施設として稼動	平成10年2月
粗大ごみ受入施設	南部粗大ごみ受入施設	倉庫棟　697 ㎡	平成13年4月
	北部粗大ごみ受入施設	倉庫棟　1,278 ㎡	平成17年3月（移転）
リサイクル啓発施設	新磯野リサイクルスクエア	敷地面積　2,905 ㎡	平成14年4月
	橋本台リサイクルスクエア	敷地面積　3,786 ㎡	平成18年4月（移転）
最終処分場	一般廃棄物最終処分場	1,235,300 m^3　（覆土含む）	昭和54年4月
	一般廃棄物最終処分場汚水処理施設	汚水処理能力　300m^3/日 処理方式　活性汚泥、凝集沈で及びろ過法	昭和57年12月

（２） ごみ処理データ

① 市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量

市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量は、減少傾向を続けていましたが、平成２３年度は５４４グラムとなり、前年比で４グラム増加しました。

改定前の基本計画では平成２４年度で５３０グラム以下を目標としており、達成が難しい状況にあります。

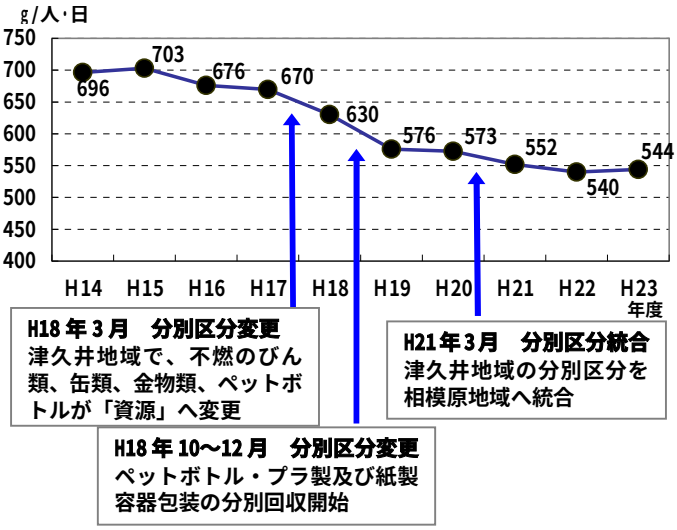

図 ２－３　市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量の推移

② ごみ総排出量

ごみ総排出量は、平成２３年度で、２３７，２３４トンとなっており、前年比では１，８６０トン増加しています。

改定前の基本計画では平成２４年度で２５６，０００トン以下を目標としており、大幅な達成が見込まれています。

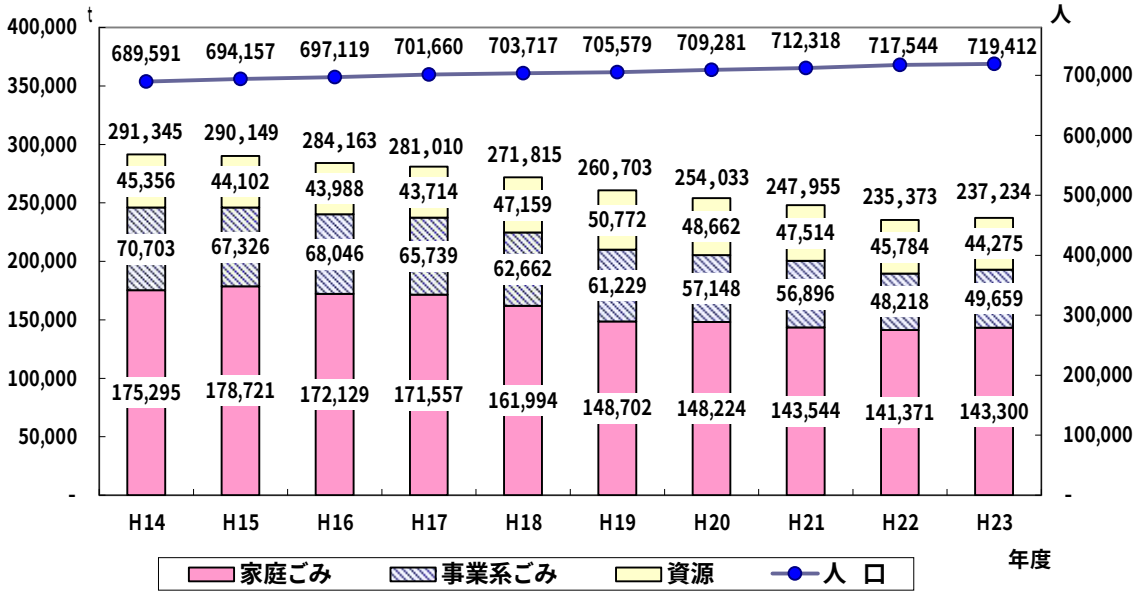

図 ２－４　年間のごみ総排出量の推移

※合併前の津久井地域のごみ量を含む数値
※人口は１０月１日現在における推計人口

③ リサイクル率

リサイクル率は、平成２３年度で２０．２%となっており、ここ５年は横ばい傾向を続けています。

改定前の基本計画では、平成２４年度で２５%以上の目標としており、達成が難しい状況にあります。

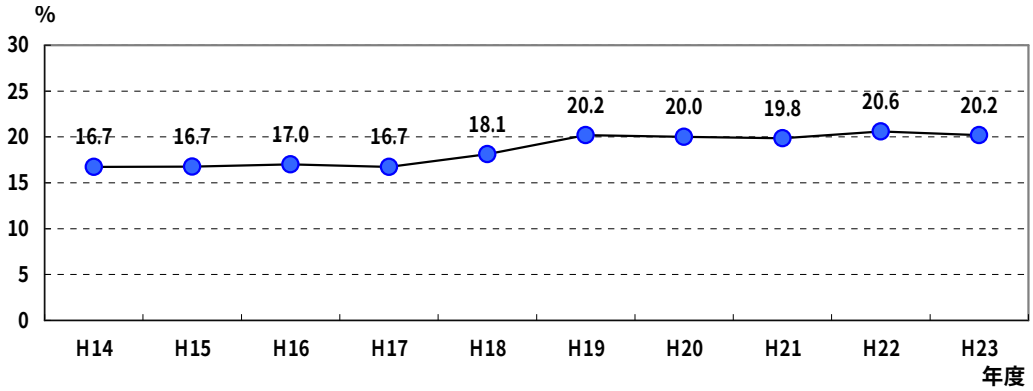

図 ２－５　リサイクル率の推移

④ 最終処分量

最終処分量は、ごみの減量化と溶融スラグの再生利用（最終処分場の覆土）により着実に減少し、平成２２、２３年度は、約２４，０００トンとなっています。

現在、埋め立てているものは、主に清掃工場からの飛灰、不適物等です。

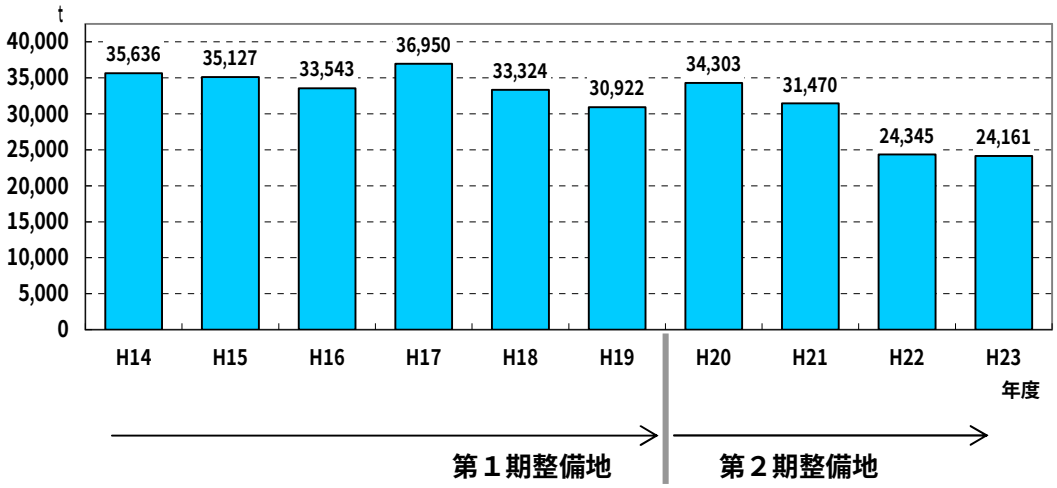

図 ２－６　最終処分量の推移

（３） 分別区分

分別区分については、平成１８年度にペットボトル、プラ製容器包装、紙製容器包装のステーション収集が開始となりました。また、平成２１年３月には、津久井地域の分別方式が相模原地域の区分に統合されました。

現在、相模原地域の一部の駅前地区で一般ごみの夜間戸別収集を行っています。

表 ２－２ 家庭ごみ・資源の分別区分

<table>
<tr><th colspan="3">種 別</th><th>収集回数</th><th>収集･回収場所</th></tr>
<tr><td colspan="2">一般ごみ</td><td></td><td>週３回</td><td>ごみ・資源集積場所</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>夜間収集</td><td>週３回</td><td>戸別（相模原地域の一部）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">資源</td><td colspan="2">びん類</td><td rowspan="11">週１回</td><td rowspan="11">ごみ・資源集積場所</td></tr>
<tr><td colspan="2">かん類</td></tr>
<tr><td colspan="2">金物類</td></tr>
<tr><td rowspan="5">紙類</td><td>新聞</td></tr>
<tr><td>雑誌･雑がみ</td></tr>
<tr><td>段ボール</td></tr>
<tr><td>紙パック</td></tr>
<tr><td>紙製容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">布類</td></tr>
<tr><td colspan="2">蛍光管･水銀体温計</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用済食用油</td></tr>
<tr><td colspan="2">プラ製容器包装</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>持込み</td><td>公共施設の回収ボックス（まちづくりセンター、総合事務所、津久井クリーンセンター、リサイクルスクエア）</td></tr>
<tr><td colspan="3">粗大ごみ</td><td>随時（申込制）</td><td>戸別</td></tr>
<tr><td colspan="3">乾電池</td><td>週１回</td><td>ごみ・資源集積場所</td></tr>
</table>

※ペットボトル､白色トレイの公共施設以外での拠点回収は平成２３年度で終了となりました。

※白色トレイの公共施設での拠点回収は平成２４年度で終了となります。

※使用済小型家電リサイクル事業を平成２５年３月からモデル実施しています。

※子ども会等で実施されている集団資源回収では、びん類（リターナブルびんに限る)、かん・金物類、紙類（紙製容器包装を除く)、布類が回収されています。

（４） ごみ処理手数料

「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づくごみ処理手数料を下表に示します。

表 ２－３ ごみ処理手数料

	一時に 100 kg以上（生活系）又は常時 10 kg以上（事業系）のものを市が収集し、運搬し、及び処分するとき	一時に 100 kg以上（生活系）又は一時に 10 kg以上（事業系）のものを市長の指定する一般廃棄物処理施設へ搬入するとき
家庭系ごみ手数料	250 円／10kg	120 円／10kg
事業系ごみ手数料	360 円／10kg	180 円／10kg

（平成１５年４月１日～）

表 ２－４ 粗大ごみ処理手数料

	市が収集し、運搬し、及び処分するとき	市長の指定する施設へ搬入するとき
粗大ごみ手数料	1kg につき 25 円を基準として品目別に規則で定める額	搬入1回につき120円 搬入量が 10kg を超えるときは、超える部分について 10kg につき 120 円

（平成１３年７月１日～）

（５） 施策評価からの課題

一般廃棄物処理計画策定会議（ごみ処理計画部会）により、改定前の基本計画における施策の実績を評価し、その結果を基にした課題を次のとおり整理します。

① 基本方針１　４Ｒの推進と循環型スタイルの確立

ア 基本施策（１）　環境教育・情報提供・啓発活動

- ごみ排出ルール徹底のための啓発については、自治会未加入者や集合住宅の単身居住者、学生、転入者など、啓発活動が行き届きにくい対象への重点的な対策が必要です。また、今後も自治会、不動産業者や集合住宅管理組合、大学等との連携の充実が必要です。
- 小中学校での環境教育については、幼少期からの環境意識の醸成を図るため、授業に取り入れる内容の充実、出前講座、総合的な学習の時間への対応、施設見学などを、総合的に充実させていく必要があります。特に、「さがみ風っ子ＩＳＯ」などの取組との連携も重要です。

イ 基本施策（２）　４Ｒ推進の仕組みづくり

- 市民、事業者と行政の協働の仕組みを強固なものとしていくために、リサイクルフェアやフリーマーケットの実施、エコショップ等認定制度を活用したレジ袋削減事業、地域住民と一体となった不法投棄撲滅キャンペーン、街美化アダプト制度などの充実が必要です。
- 廃棄物減量等推進員制度では、主体的な活動を促進するための「ごみ減量等活動のてびき」の内容の充実や、環境づくりが必要です。
- ごみの減量化・資源化に対する意識高揚を図るため、地域行事等へ積極的に参加・協力し、市民との連携を図ることが必要です。

ウ 基本施策（３）　家庭ごみ対策

- 家庭ごみの有料化については、平成２３年度に家庭ごみ量が微増となったことや、今後も将来人口の増加が見込まれていることなどから、家庭ごみの更なる減量化に向けた施策のひとつとして、その最新の動向を整理するとともに、事業系ごみ手数料との均衡も含め、ごみ処理手数料全体の適正なあり方について調査研究を行う必要があります。

エ　基本施策（４）　事業系ごみ対策

- 事業系ごみの適正排出については、これまでも多くの事業者に対し指導を行っていますが、更に地区を定めた重点的な啓発が必要です。
- 事業系ごみの搬入物検査の状況をホームページなどで広く周知することにより、事業者への効果的な啓発を更に進める必要があります。
- 給食残渣などの食品廃棄物の資源化については、既存の民間事業者を活用したリサイクルループの形成が図られるよう更なる推進が必要です。
- 剪定枝を含む木くずについては、市清掃工場で焼却せずに、民間事業者等による資源化を促進していく必要があります。

オ　基本施策（５）　不適正排出・不法投棄対策

- 不法投棄対策は、未然防止が重要であることから、引き続き抑止効果のある対策が必要です。
- 平成２４年度に新たに制定された５月３０日のきれいなまちづくりの日における、市民地域清掃などの取組は、市民の清潔できれいな居住環境への意識向上のためにも有効な事業であるため、今後も充実させていく必要があります。

②　基本方針２　資源を循環させる社会システムの構築

ア　基本施策（１）　リサイクルの促進

- 最終処分場の延命化に大きく寄与する溶融スラグの利用推進を、引き続き図る必要があります。
- 剪定枝の資源化については、これまでの公共施設から出る剪定枝に加え、民間の事業系木くず・剪定枝などの資源化を促進していく必要があります。

イ　基本施策（２）　ごみ処理体制の整備

- 清掃工場等施設の安定的、効率的な運転管理が、引き続き確実に行われる必要があります。
- 東日本大震災の教訓を生かした災害廃棄物等処理計画の見直し等、災害時における体制の充実が必要です。
- いずれ埋め立てが完了となる最終処分場の次期施設の設置に向けた調査を進めるとともに、施設整備時の市民負担軽減のための財源確保が必要です。

（６） 新しい動向等への対応

ア 新しい資源化動向への対応

- 新たな資源化施策として法制化された使用済小型電子機器等の再資源化制度については、先行自治体の動向を把握するなど、市にふさわしい再資源化制度を構築していく必要があります。

イ 大規模災害への対応

- 第４次環境基本計画の将来像にも掲げられたように、安全を基盤にしたごみ処理体制の確保が求められており、焼却施設は発電・熱利用できる機能のポテンシャルが大きいことからも、引き続き安全で安定した維持管理体制の確保が必要です。
- 現在市では、地域防災計画の見直しを進めており、国、県の計画や指針の改定に合わせ、災害廃棄物等処理計画についても見直しに向けた検討が必要です。
- 現在締結している災害発生時の相互応援に関する協定などは、次のとおりです。

〔現在締結されている他市町村との相互援助協定〕

①２０大都市災害時相互応援に関する協定
②九都県市災害時相互応援に関する協定
③銀河連邦を構成する市町の災害時における相互応援に関する協定
④県央８市町村間における廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定
⑤災害時における相互応援に関する協定（東京都町田市）
⑥防災相互応援協定（山梨県上野原市）

〔現在締結されている業界団体等との相互援助協定〕

①地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定
（締結先） 神奈川県県央地区廃棄物処理業協議会
社団法人神奈川県産業廃棄物協会
（協定内容）災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分

②地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定
（締結先） 社団法人神奈川県建物解体業協会
社団法人相模原市建設業協会
（協定内容）被災した家屋等建物の解体撤去等

2　生活排水処理の現状と課題

（1）　生活排水処理の流れと施設概要

公共下水道、農業集落排水、浄化槽、し尿収集におけるそれぞれの処理水や汚泥等の流れ及び、収集・処分体制、施設の位置、し尿処理施設等の処理能力などの概要について次に示します。

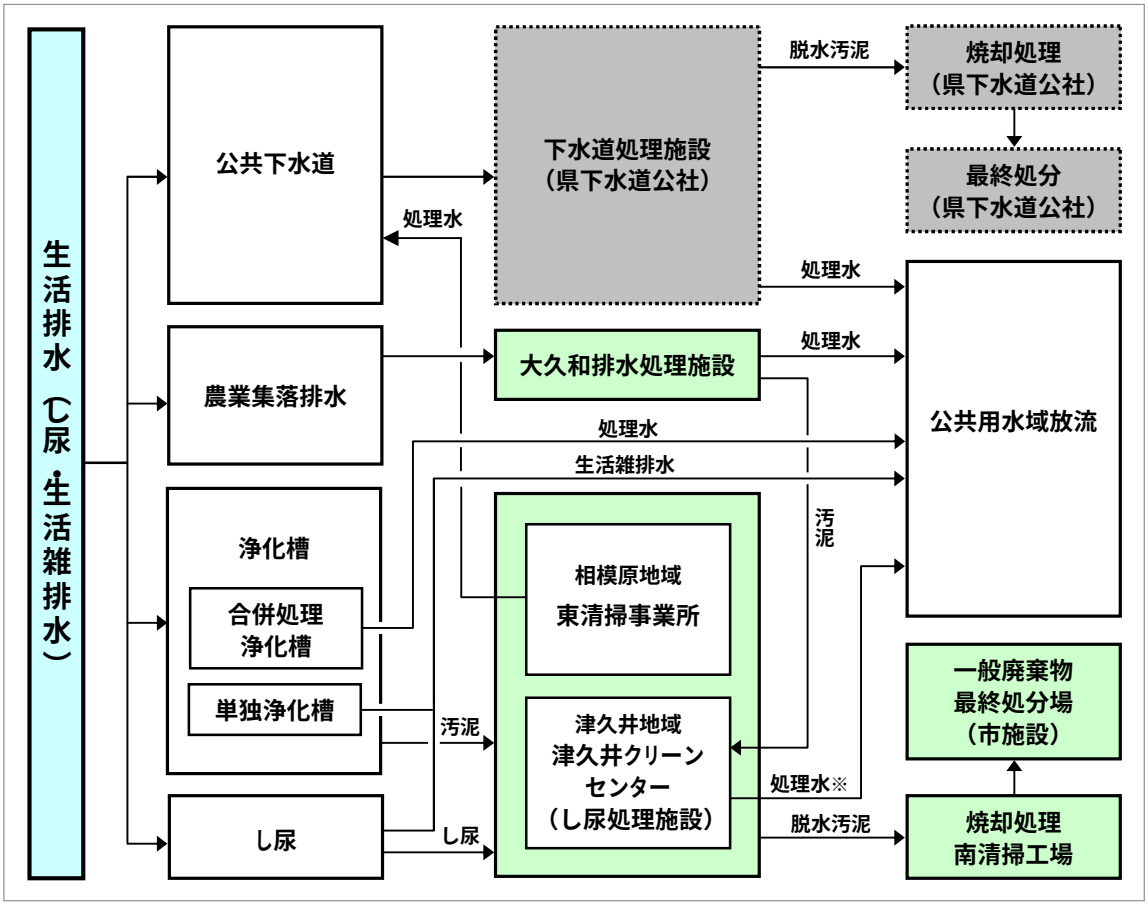

※津久井クリーンセンターは再整備後、処理水を公共下水道へ放流します。

図　2－7　生活排水処理の流れ

表　2－5　し尿及び浄化槽汚泥等の収集・処分体制

体制区分 / 収集対象	収集運搬		処　分	
	相模原地域	津久井地域	相模原地域	津久井地域
し尿	直営	委託	直営	
浄化槽汚泥等		許可		

図 2－8　施設配置図

表 2－6　し尿処理施設の概要

施設名称	処理方式	放流先	処理能力	竣　工
東清掃事業所	前処理＋ばっ気処理＋高分子凝集剤による固液分離処理方式（汚泥は焼却）	下水道	200 ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日	昭和 52 年 11 月（平成 13 年 2 月改修）
津久井クリーンセンター	≪一次・二次処理≫ 二段活性汚泥処理方式（低希釈法） ≪高度処理≫ 加圧浮上処理、オゾン脱色処理、ろ過処理 （汚泥は焼却）	河川	90 ｷﾛﾘｯﾄﾙ/日	昭和 62 年 10 月

表 2－7　農業集落排水事業　排水処理施設

施設名称		大久和排水処理施設
事業年度		平成 5 年度から平成 11 年度まで
処理対象排水		し尿及び生活雑排水
計画人口、戸数		580 人、129 戸
計画水量（日平均）		157 ㎥／日
排除方式		分流式
処理施設	処理方法	連続流入間欠ばっ気＋砂ろ過
	敷地面積	976 ㎡　　延床面積 279 ㎡
管路施設	管種	鉄筋コンクリート、塩ビ管、鋼管　φ50～φ200 ㎜
	延長	L＝4,789m
	ポンプ場	16 ヵ所（自家発 3 基含む）

（２）　し尿及び浄化槽汚泥等の処理量と生活排水処理人口の推移

①　し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

- し尿及び浄化槽からの汚泥の搬入量は、ともに減少を続けています。
- ディスポーザー汚泥は、市で行っている実証実験として搬入されたものです。

表　２－８　し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

（単位：キロリットル）

区分＼年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
し　尿	3,981	3,855	3,755
浄化槽汚泥等	26,900	25,605	25,310
浄化槽汚泥	26,895	25,581	25,255
ディスポーザー汚泥	5	24	55
合　計	30,881	29,460	29,065

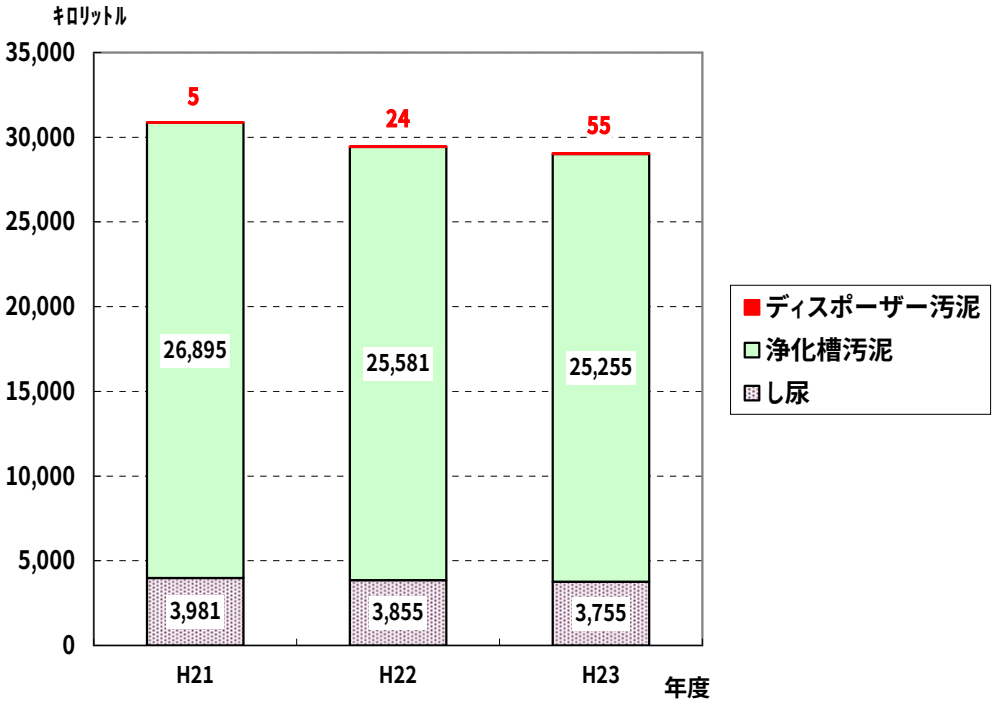

図　２－９　し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

② 生活排水処理人口の推移

- 生活排水処理人口は、公共下水道処理人口が平成２３年度に約６８万８千人、浄化槽人口は約２万４千人となっています。津久井地域では、平成２１年度から市設置方式の高度処理型合併浄化槽整備が進められ、合併処理浄化槽人口は増えています。
- 生活排水の未処理人口（単独浄化槽人口とし尿収集人口）は、着実に減少しており、生活排水処理率は、平成２３年度で９７．２％となっています。
- 改定前の基本計画では、し尿収集人口比率を平成２４年度で０．８％の目標としており、平成２３年度は０．９１％となっています。

表 ２－９　生活排水処理人口の推移と構成比率

区分＼年度	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
(1)行政区域内人口	712,318	—	717,544	—	719,412	—
(2)公共下水道処理人口	678,099	95.20	684,854	95.44	688,056	95.64
(3)浄化槽人口	25,013	3.51	24,525	3.42	24,809	3.45
単独浄化槽人口	15,480	2.17	13,808	1.93	13,490	1.88
合併処理浄化槽人口	9,227	1.30	10,420	1.45	11,030	1.53
農業集落排水処理人口	306	0.04	297	0.04	289	0.04
(4)し尿収集人口	9,206	1.29	8,165	1.14	6,547	0.91
(5)生活排水処理率	96.5%	—	96.9%	—	97.2%	—

※人口は１０月１日現在における推計人口

※生活排水処理率

＝（公共下水道処理人口+浄化槽人口（単独浄化槽人口除く））÷行政区域内人口×100

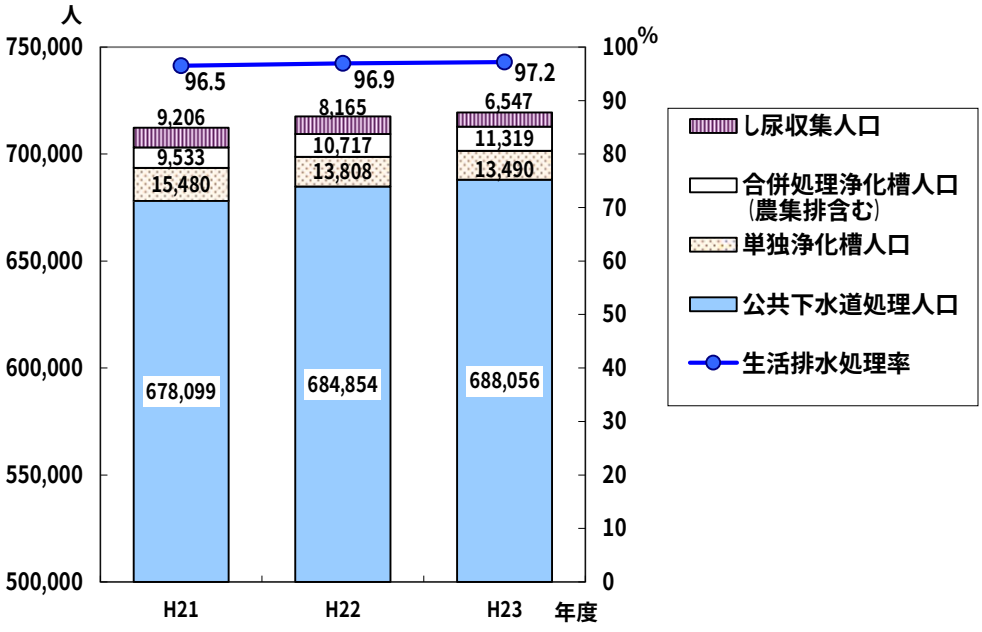

図 ２－１０　生活排水処理人口の推移

（３）　し尿処理手数料

「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づくし尿処理手数料を下表に示します。

表　２－１０　し尿処理の手数料

	家庭系		事業系	
	基本料金	加算料金	基本料金	加算料金
し尿処理手数料	100円／１か所・１回	（人頭制） 120円／１人･月 （従量制） 120円／36L	100円／１か所・１回	180円／36L

（昭和５３年４月１日～）

表　２－１１　浄化槽汚泥等処理の手数料

	家庭系		事業系	
	基本料金	加算料金	基本料金	加算料金
浄化槽汚泥等処理手数料	600 円／１基・１回	120 円／36L	600 円／１基・１回	180 円／36L

（昭和５８年４月１日～）

※昭和５８年４月１日から、収集業務の直営化に伴い浄化槽清掃手数料の条例を施行

※合併以降の津久井地域は許可制のため適用されていません。

（４） 施策評価からの課題

一般廃棄物処理計画策定会議（生活排水処理計画部会）により、改定前の基本計画における施策の実績を評価し、その結果を基にした課題を次のとおり整理します。

- 合併処理浄化槽の設置促進については、設置に係る経費の市場動向を把握して市民への設置補助制度内容を見直すなどの取組が必要です。また、適正な維持管理についても、台帳を活用した啓発を行うなど、引き続き対応が必要です。
- 高度処理型合併浄化槽の設置促進に向けた市民への広報については、水質保全の目的や設置による効果を、リーフレットなどによってわかりやすく情報発信していくことが必要です。
- 現在でも、単独浄化槽が使用されている世帯では、生活雑排水が未処理のまま放流されているため、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置などにより、未処理のまま公共用水域に放流されることがないよう対策を行うことが必要です。

（５） 新しい動向等への対応

① ディスポーザー汚泥への対応

- 大型マンション等に設置されるディスポーザー排水処理システムから排出される汚泥について、現在、その処理に関する実証実験を行っています。その結果を受けて、収集運搬や処分体制の準備を進めるとともに、開発事業等の手続きの際などに、適正な設置と維持管理の指導ができるよう対応を検討する必要があります。

② 市設置型の「高度処理型合併浄化槽」の設置促進

- 平成２０年度に下水道区域を見直し、市設置方式の高度処理型合併浄化槽整備区域を定め、積極的に各家庭の汚水処理を進めています。
- 高度処理型合併浄化槽は、アオコの原因になる窒素、リンを除去できるため、水源地域として、水質保全を図る必要性を市民に周知し、設置の促進を図る必要があります。

3　決算額（清掃費）と処理経費の推移

①　決算額（清掃費）

過去５か年の決算額（清掃費）の推移を示します。平成２３年度は約８８億１千万円となっています。

表　２－１２　決算額（清掃費）の推移

（単位：千円）

科目名＼年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
清掃総務費（職員給与費、資源回収事業等）	5,491,835	5,353,215	5,120,139	5,241,138	5,270,745
塵芥処理費（施設維持管理費、施設運営費等）	4,969,436	2,977,304	2,777,168	2,715,097	3,121,449
し尿処理費（浄化槽清掃助成事業、施設維持管理費等）	440,892	400,265	385,068	408,109	378,964
塵芥処理施設建設費（南清掃工場建設事業、津久井クリーンセンター再整備事業等）	4,686,573	7,816,090	6,907,030	140,248	41,960
合　　計	15,588,736	16,546,874	15,189,405	8,504,592	8,813,118

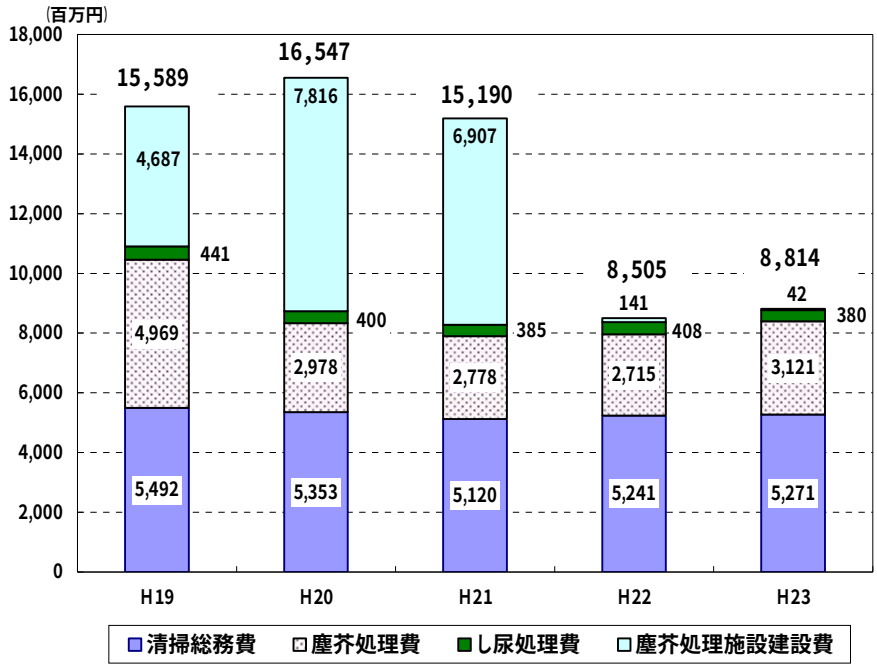

図　２－１１　決算額（清掃費）の推移

② ごみ処理経費

平成２３年度の１人当たりのごみ処理経費は、約９千円となっています。１人当たり、世帯当たりのごみ処理経費と、収集運搬、処分の区分ごとのごみ処理原価の推移を下表に示します。

表 ２－１３　ごみ処理経費の推移

区分 / 年度	ごみ処理経費（単位：円）		ごみ処理原価（単位：円／トン）		
	１人当たり	世帯当たり	収集運搬	処　分	計
平成 19 年度	9,788	23,743	16,196	23,756	39,952
平成 20 年度	8,942	21,487	15,175	23,101	38,276
平成 21 年度	8,273	19,735	13,867	22,430	36,298
平成 22 年度	9,082	21,326	14,212	23,937	38,149
平成 23 年度	9,400	22,072	13,554	25,051	38,605

③ し尿等処理経費

平成２３年度の１キロリットル当たりのし尿等処理経費は、約４万４千円となっています。収集運搬、処分の区分ごとのし尿等処理経費の推移を下表に示します。

表 ２－１４　し尿等処理経費の推移

（単位：円／キロリットル）

区分 / 年度	収集運搬	処分	計
平成 19 年度	24,815	13,796	38,611
平成 20 年度	26,655	14,067	40,722
平成 21 年度	29,615	13,602	43,217
平成 22 年度	30,389	12,847	43,236
平成 23 年度	30,092	13,451	43,543

第３章　ごみ処理基本計画

第３章　ごみ処理基本計画

今回の改定は中間目標年度の見直しのため、基本方針は改定前の基本計画を踏襲しますが、基本施策・実施事業は、現在の課題や施策評価の結果、ごみ・資源に関する懇談会等での意見を踏まえ、重点的に取り組む事項を抽出した上で改定します。

１　重点的に取り組む事項

今回の改定に当たり、平成３０年度までに重点的に取り組む事項を次に示します。

①　ごみと資源の排出ルール徹底のための周知・啓発の充実

基本的な啓発施策である環境教育、市民への情報提供等の各種施策は、今後も強化して着実に進めるとともに、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、学生、転入者や、地域特性に応じた重点的な周知・啓発を行います。

②　事業系一般廃棄物の更なる減量化・資源化に向けた対策の実施

搬入物検査や減量化等計画書提出の義務化、訪問指導などの対策を図ってきましたが、今後は業種ごとの指導・啓発や、剪定枝を含む木くずや小学校の給食残渣などの食品廃棄物の資源化を図ります。

③　使用済小型電子機器等の再資源化に向けた事業の実施

家庭から排出される使用済小型電子機器等については、国の法制度に基づき、先行自治体の状況等を把握しつつ、適正なリサイクルが確保され、循環型社会の形成が推進されるよう、制度設計及び事業の実施を図ります。

④　家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究

平成１６年度から減少傾向にあった家庭ごみが、平成２３年度に微増に転じたことや、新・相模原市総合計画においても将来人口の増加が見込まれていることなどから、更なるごみの減量化が求められます。

家庭ごみの有料化はそのための施策のひとつであるとともに、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民の意識改革につながるとされています。しかし、一方で市民の負担が増すことから、既に実施している自治体のごみ量の推移や、処理経費の状況、課題等を整理します。また、事業系ごみ処理手数料との均衡も含め、本市におけるごみ処理手数料全体の適正なあり方について、調査研究を行います。

⑤　収集運搬体制の見直し

収集運搬体制における課題等を整理し、収集回数、収集方式、費用対効果等の様々な視点から、その見直しを行います。

⑥　安全で安定的なごみ処理・処分体制の確保

清掃工場等はごみを安全で安定的に処理する必要があるため、引き続き維持管理体制の確保を図ります。

あわせて、東日本大震災における教訓を生かし、災害に強いごみ処理体制の構築に向けて、災害廃棄物等処理計画の見直しを行うとともに、協定締結団体との具体的な対応方法についての協議や、災害発生時の初動対応のルール化を進めます。

また、最終処分場については、次期施設の設置に向けた調査と、施設整備時の市民負担の軽減を図るため、その財源確保に向けた施策を検討します。

⑦　市民・事業者・行政の協働による仕組みづくりの充実

市民・事業者・行政との協働事業は多くの実績を積んできており、地域力アップの必要性が求められる中、今後もそれぞれの主体との連携を強化するとともに、行政は、庁内の関係部署との連携を図り、更なる協働事業の充実を図ります。

また、地域行事等の機会を捉え、地域住民へごみに対する理解を深めてもらえるような事業を行います。

更に、事業系ごみも含め、ごみの削減量や資源化量等をわかりやすく「見える化」し、その情報を提供・共有化することにより、更なるごみの減量化・資源化に向けた動機付けを図ります。

⑧　地域に根ざした組織体制の検討

ごみ分別に関する啓発や排出マナーの指導、廃棄物減量等推進員制度の活用など、地域におけるごみの諸問題に迅速に対応するため、既存の事業所を生かし、より地域に近い組織体制の確立をめざして、そのあり方について検討します。

2　目標達成に向けた具体的施策

（1）　基本方針１　４Ｒの推進と循環型スタイルの確立

★ …主な改定

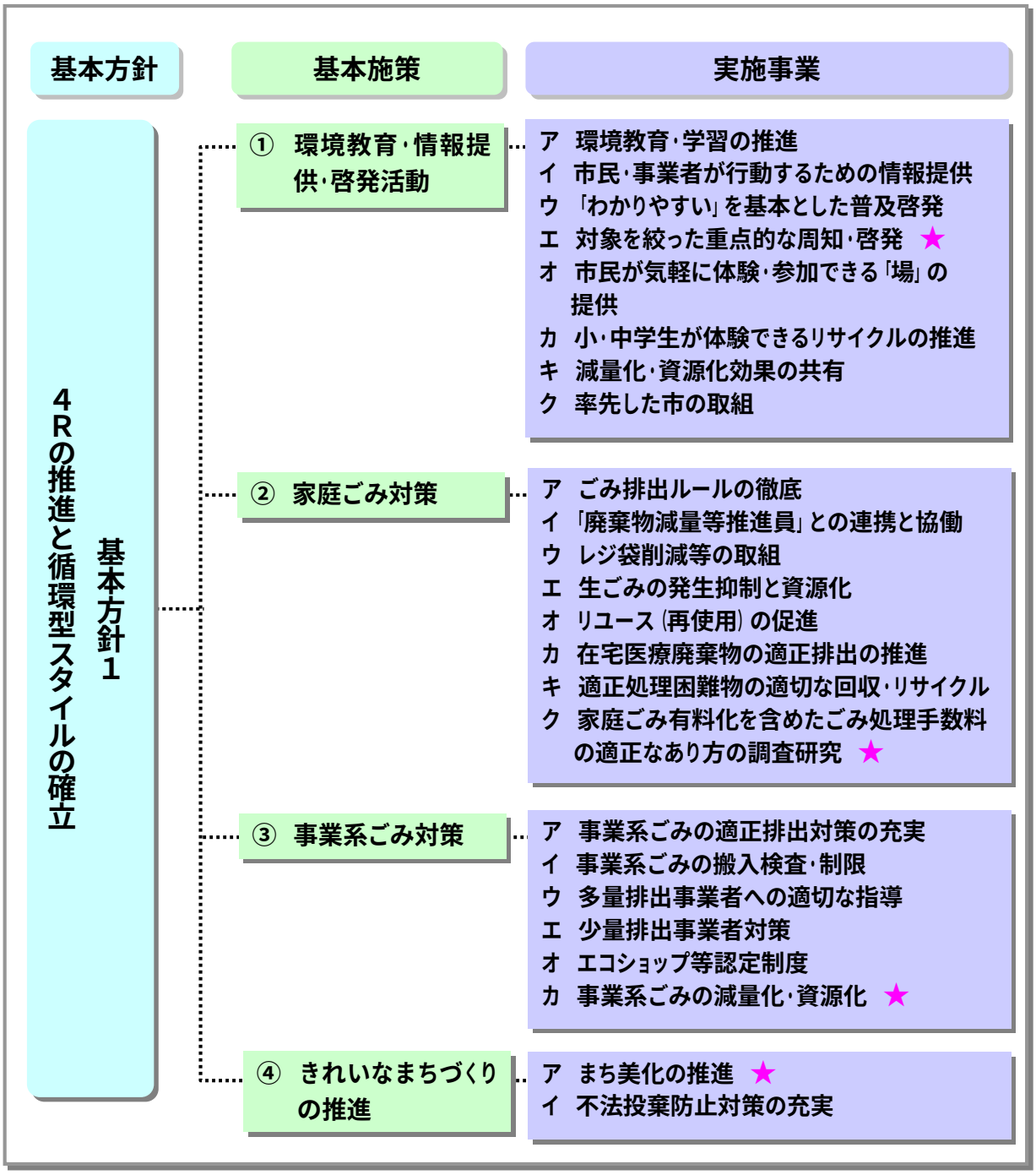

①　環境教育・情報提供・啓発活動

ア　環境教育・学習の推進

ごみの減量やリサイクル意識などを高めるため、学校教育や地域の生涯学習の場において、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層を対象に、環境教育・学習を推進します。また、学生、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者などへも効果的な周知・啓発を行います。

出前講座

具体的には、出前講座の実施や施設見学会の開催、小・中学生が学校ぐるみで４Ｒの推進等を実践する「さがみ風っ子ＩＳＯ」などの取組を推進します。

イ　市民・事業者が行動するための情報提供

市民や排出事業者等に対して、分別区分やごみ量などの基礎情報に加え、発生抑制や分別の必要性など、４Ｒの推進に向けた具体的な行動方法を積極的に情報提供し、自ら情報を選択し、行動できるよう支援します。

具体的には、事業者への啓発として、事業系ごみ減量化等パンフレットの配布、インターネット等での情報提供を充実します。

事業系ごみ減量化等
パンフレット

ウ　「わかりやすい」を基本とした普及啓発

幅広い世代に向けて「わかりやすい」を基本とした啓発に努めるとともに、学生、自治会未加入者、集合住宅の単身居住者、転入者などへも効果的な周知・啓発を進めます。

具体的には、「家庭ごみ分別事典」等の配布や、「広報さがみはら」、市ホームページ等を活用し積極的に周知を行います。更に、キャラクターを活用した啓発事業や、リサイクルフェア、出前講座など様々な機会を捉えた啓発を進めます。

家庭ごみ分別事典

分別戦隊シゲンジャー銀河

エ　対象を絞った重点的な周知・啓発

自治会、不動産業者、大学等と連携を図り、学生や自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、転入者や、地域特性に応じた重点的な周知・啓発を図ります。

具体的には、廃棄物減量等推進員を通じて自治会との協働を更に進めるとともに、集合住宅等を建設・管理する不動産業者や管理組合、大学等との連携の充実を図ります。

また、若年層や学生向けにはＳＮＳや漫画などの新たな情報伝達媒体の活用により、減量化・資源化に対する意識の喚起や、ごみに対する更なる理解に向けた取組を進めます。

オ　市民が気軽に体験・参加できる「場」の提供

リサイクルスクエアを活用してリサイクル教室などを開催し、市民が楽しみながらごみの減量やリサイクルについて学び、実践できる「場」を提供します。

また、リサイクルスクエアでは、粗大ごみとして排出された家具を修理したリユース家具を市民へ提供するとともに、その事業の周知を図ります。

今後、新磯野リサイクルスクエアを旧南清掃工場跡地に移設し、市民の利便性と機能の充実を図ります。

カ　小・中学生が体験できるリサイクルの推進

小・中学生への直接的な体験を通じた学習を進めます。

具体的には、親子リサイクル体験教室の開催や、小中学校で取り組む集団資源回収及び給食残渣の資源化を通じた環境教育を行います。

親子リサイクル体験教室

キ　減量化・資源化効果の共有

環境配慮行動の動機付けとなるよう、ごみ、資源の収集量や集団資源回収の実績、事業系ごみ搬入検査の様子などを、写真やイラスト、映像などにより情報提供を行い、その成果や実施状況について「見える化」し、情報の共有化を進めます。

ク　率先した市の取組

市民や事業者の４Ｒの推進に向けた自主的な取組を促すため、市自らが、ごみの排出者、リサイクル品の消費者として、市民や事業者に率先して、ごみの発生・排出抑制やリサイクル、グリーン購入等、「相模原市環境マネジメントシステム」に基づく取組を進めます。

また、市職員は率先して、マイバッグ、マイ箸、マイボトル等の利用などに取り組みます。

②　家庭ごみ対策

ア　ごみ排出ルールの徹底

ごみ排出ルールの徹底については、「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット等を活用した啓発や、出前講座、施設見学会等、様々な機会を捉えて実施するとともに、自治会や廃棄物減量等推進員、大学や不動産業者・管理組合等との連携により、全市民への周知・啓発を図ります。

また、資源をごみ・資源集積場所から持ち去る行為に対しては、パトロール活動を強化するとともに、罰則規定の適用を図ります。

「ごみと資源の日程・出し方」パンフレット

イ　「廃棄物減量等推進員」との連携と協働

地域における４Ｒの取組を進めるため、「ごみ減量等活動のてびき」の充実などを図り、廃棄物減量等推進員がより主体的に活動できる環境づくりを進めます。

ウ　レジ袋削減等の取組

レジ袋などの容器包装廃棄物を削減するため、市民にマイバッグやふろしきを持参してレジ袋を断る「マイバッグ運動」を進めます。

また、エコショップ等認定制度と連携させるなど、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等がレジ袋削減対策を実施しやすくなる仕組みをつくります。

エ　生ごみの発生抑制と資源化

生ごみ減量化のパンフレット配布やダンボールコンポスト講習会、市民アドバイザー派遣等による啓発など、生ごみの減量化と発生抑制を促進する取組を進めます。

また、排出された生ごみについても、その堆肥化・減容化が図られるよう、生ごみ処理容器の設置促進などの取組を進めます。

ダンボールコンポスト講習会

オ　リユース（再使用）の促進

市民がリユースに取り組む機会を増やすため、フリーマーケット等に関する情報を提供するとともに、リターナブル容器の使用を呼びかけ、その普及促進に取り組みます。

また、リサイクルスクエアの機能やリサイクルフェアの充実を図ります。

リサイクルフェアでのフリーマーケット

カ　在宅医療廃棄物の適正排出の推進

家庭で使用される、鋭利な注射針等の在宅医療廃棄物の適正排出の推進を図るため、医療関係団体との連携により、排出方法の周知を図るとともに、取り扱い手法や回収方法などを検討します。

キ　適正処理困難物の適切な回収・リサイクル

市の処理施設で処理することが困難な適正処理困難物については、事業者自らが適切な回収・リサイクルを促進するよう引き続き要望していくとともに、市の処理責任を果たしていく中で、市民へ処理事業者の情報提供を行うなど、適正処理に向けた施策の充実が図られるよう検討を進めます。

ク　家庭ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究

家庭ごみの有料化については、減量化・資源化対策を一層推進しても、一定期間にわたりごみの排出量が増加するなど、ごみの減量化が図られない場合に、市民に十分な説明を行った上で取り組むこととします。

家庭ごみの有料化制度の導入は、ごみの減量化・資源化に資するとともに、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民の意識改革につながるとされています。

一方で、市民の負担が増加することから、有料化による効果や課題等の最新動向を整理するなど、ごみ処理手数料全体の適正なあり方について調査研究を進めます。

③　事業系ごみ対策

ア　事業系ごみの適正排出対策の充実

事業系ごみについては、排出事業者への訪問指導や不適正排出者への直接指導、事業者講習会などの取組を実施するとともに、業種別の指導や業界団体との協働も検討することにより、更なる減量化・資源化、適正排出を推進します。

また、事業系ごみの資源化は、一般廃棄物収集運搬許可業者の取組により大きく影響を受けることから、収集運搬許可業者への講習会等の事業の充実を図ります。

更に、事業系のごみ処理手数料についても、適正なあり方について調査・研究を行います。

イ　事業系ごみの搬入検査・制限

清掃工場への搬入時にコンベア式搬入物検査装置による検査及び職員による定期的な検査・指導を引き続き実施します。あわせて、搬入物検査状況などの情報発信を充実することで、更なる適正排出を進めます。

コンベア式搬入物検査機

ウ　多量排出事業者への適切な指導

多量排出事業者に対しては、減量化等計画書の活用などにより、適正排出指導を行います。

また、事業系ごみの資源化量の把握による適正排出に向けた検討を進めます。

エ　少量排出事業者対策

少量排出事業者の適正排出を進めるために、一部の商店会組合等が主体となり、事業者団体単位、地区単位で収集運搬許可業者に委託する共同排出の取組を引き続き促進します。今後は更に、共同排出事業エリア外の少量排出事業者への新収集制度の検討など、許可業者や関係団体との調整を図ります。

オ　エコショップ等認定制度

事業者や商店街の環境配慮への取組を促進するため、ごみの減量化・資源化の推進に取り組む事業者や商店街等を認定するエコショップ等認定制度の周知や、認定された「エコショップ」「エコオフィス」「エコ商店街」の優良な取組事例の紹介を進めます。あわせて、レジ袋削減事業との連携、インセンティブの付加など、支援方法を検討し、制度の充実を図ります。

エコショップ・エコオフィス認定ステッカー

カ　事業系ごみの減量化・資源化

事業系の木くず・剪定枝については、市の清掃工場で焼却せずに、民間施設等を活用した資源化が図れるよう検討を行います。

また、事業系食品廃棄物の減量化・資源化を促進するため、具体的な取組事例や資源化ルート等の情報提供を行い、食品廃棄物のリサイクルに向けた事業者の自主的な取組を支援するとともに、給食残渣についても市内民間資源化施設を活用した更なる資源化の推進を図ります。

④　きれいなまちづくりの推進

ア　まち美化の推進

市民・事業者・行政が協働して、ごみの散乱を防止し、清潔できれいなまちづくりを進めるため、５月３０日の「きれいなまちづくりの日」を中心とした市民地域清掃や、駅前地区での一般ごみ夜間収集事業を引き続き実施します。

また、まちの環境美化に取り組む活動を支援するとともに、美化運動推進事業や、ポイ捨て禁止重点地区のアダプト制度等を通じた支援を実施します。

ポイ捨て禁止条例キャンペーン

イ　不法投棄防止対策の充実

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な地域環境を保全するため、不法投棄多発箇所への監視カメラの設置や、不法投棄撲滅キャンペーンを実施するとともに、地域と連携して重点的に不法投棄防止活動に取り組む地区を指定して支援を行うなど、不法投棄防止対策の充実を図ります。

不法投棄撲滅キャンペーン

（２） 基本方針２ 資源を循環させる社会システムの構築

★…主な改定

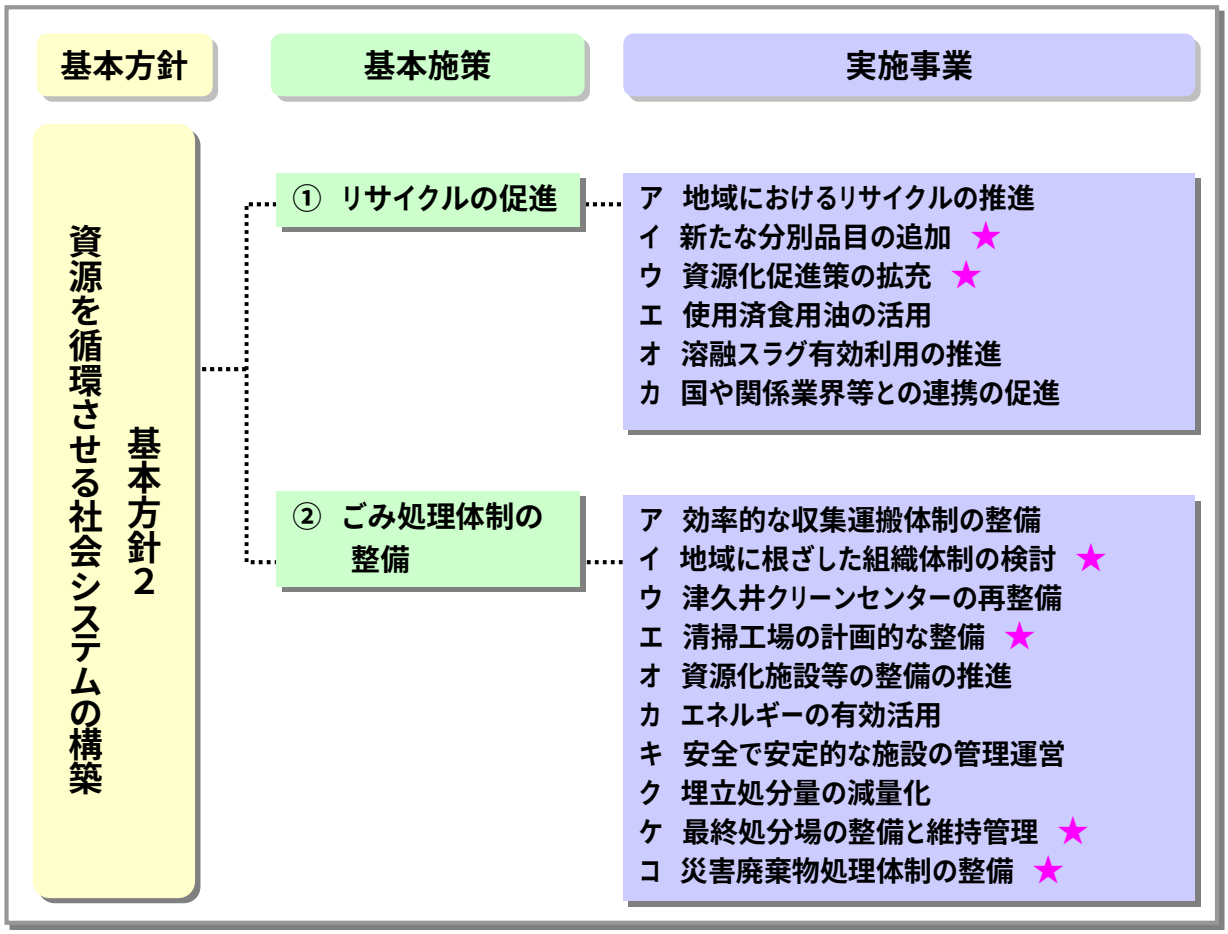

① リサイクルの促進

ア 地域におけるリサイクルの推進

市民へのＰＲや参加意欲の向上につながる情報発信により、地域における実践的な取組である集団資源回収など、市民の自主的な分別・リサイクルを推進します。

イ 新たな分別品目の追加

家庭から排出される使用済小型電子機器等については、国の法制度に基づき、先行自治体の状況等を把握しつつ、適正なリサイクルが確保され、循環型社会の形成が図られるよう制度設計及び事業の実施を図ります。

ウ 資源化促進策の拡充

ごみの減量化･資源化をより一層進めるため、バイオマス利活用の動向、リサイクル品の需給バランスや効率的な事業運営等を検討した上で、剪定枝を含む木くずや学校給食などの様々なリサイクルシステムの構築を図ります。

エ 使用済食用油の活用

市民から回収した使用済食用油をバイオディーゼル燃料に再生し、ごみ収集車やコミュニティバス等の燃料として再利用するために、実証実験の結果を踏まえて燃料の品質、事業経費などの課題を整理し、事業化への取組を進めます。

オ 溶融スラグ有効利用の推進

南清掃工場のごみ処理の過程で生成される溶融スラグについては、道路用アスファルト骨材や一般廃棄物最終処分場の覆土材など、資源としての有効利用を推進します。

覆土材利用している溶融スラグ

カ 国や関係業界等との連携の促進

国や製造事業者等に対して、減量化や再使用、再生利用しやすい製品の開発、廃棄された後の製品等の適正なリサイクル、製造事業者等による自己回収・処分などについて、様々な機会を捉えた働きかけを行います。

② ごみ処理体制の整備

ア 効率的な収集運搬体制の整備

ごみの収集・運搬に当たっては、環境負荷の低減と経済性・効率性への配慮が必要です。ごみ収集車に引き続き低公害車を導入するとともに、市民サービスの確保に十分配慮しながら、収集運搬業務の民間委託を段階的に進めます。

また、住宅密集地域や住宅点在地域、大規模集合住宅等の収集困難地域などの収集運搬における課題を整理した上で、収集回数や収集方式、費用対効果など、様々な視点から、その見直しを行います。

ハイブリッド型ごみ収集車

イ 地域に根ざした組織体制の検討

各種啓発や排出マナー指導、廃棄物減量等推進員への支援など、地域における課題に迅速に対応し、市民とのコミュニケーションを大切にするため、既存の事業所の仕組みを生かし、より地域に近い組織体制のあり方について検討します。

ウ 津久井クリーンセンターの再整備

津久井クリーンセンターごみ中継施設の課題を整理し、望ましい施設配置となるよう再整備に向けた検討を進めます。

エ 清掃工場の計画的な整備

平成２２年３月に竣工した南清掃工場に引き続き、北清掃工場について、施設の耐用年数とごみの排出状況などを踏まえた長寿命化計画を策定し、計画的な施設整備を推進します。

また、将来のごみの排出量に応じた適正かつ計画的な施設の更新に向けた検討を行います。

オ 資源化施設等の整備の推進

計画的に施設の解体と他施設の統合を進めるため、旧南清掃工場の解体工事や解体跡地へのスラグストックヤード、リサイクルスクエア及び粗大ごみ受入施設の整備を進めます。

カ　エネルギーの有効活用

南清掃工場は、再生可能エネルギー利用の柱であるバイオマス発電施設として位置づけられており、北清掃工場も含め、ごみの焼却によって発生する熱エネルギーを利用した発電、蒸気供給及び余剰電力の売電等の有効活用を推進します。

キ　安全で安定的な施設の管理運営

ごみ処理施設の安全で安定的な運転が行われるよう、引き続き適正な管理運営を行います。

ク　埋立処分量の減量化

ごみの減量化・資源化を推進し、焼却処理の対象となるごみをできる限り減らすとともに、溶融スラグの資源化などにより、埋立処分量の減量を図り、最終処分場のより一層の延命化に努めます。

ケ　最終処分場の整備と維持管理

最終処分場への搬入や埋立に当たっては、適正な維持管理を行うとともに、老朽化した汚水処理施設の更新を着実に進めます。

また、最終処分場については、埋立て完了時の到来が明らかであることから、次期施設の設置に向けた調査を進めるとともに、施設整備時の市民負担の軽減を図るため、その財源確保に向けた施策の検討を進めます。

一般廃棄物最終処分場

コ　災害廃棄物処理体制の整備

東日本大震災からの教訓を踏まえ、震災や水害など大規模災害発生時のごみ処理等を円滑に行うため、国や県の計画や指針の改定に合わせて「災害廃棄物等処理計画」の見直しを行うとともに、他自治体や関係団体との連携を強化し、協定締結団体との協議を通じて、総合的な災害廃棄物処理体制を整備します。

（３） 基本方針３ 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

★…主な改定

基本方針	基本施策	実施事業
基本方針３ 市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり	市民・事業者・行政の協働による仕組みづくり	協働による仕組みづくりの充実 ★

リサイクルフェア

① 市民・事業者・行政の協働による仕組みづくり

協働による仕組みづくりの充実

既存の廃棄物減量等推進員制度、リサイクルフェアなどでの地域団体等との協働による取組の実績を生かし、ＮＰＯ法人等とのネットワークも活用しながら、市民・事業者・行政による協働の仕組みづくりを充実させます。

また、地域行事等の機会を通じて、地域住民へごみに対する理解を深めてもらうとともに、ごみの削減量や資源化量等をわかりやすく「見える化」し、情報を提供・共有化することにより、更なるごみの減量化・資源化に向けた意識の動機付けを図ります。

なお、協働による取組を確実に進めるためには、各主体が次のような役割のもと行動する必要があります。

市 民

●一人ひとりがごみの排出者としての役割を自覚し、４Ｒに重点を置いたライフスタイルとします。

●分別排出を徹底するとともに、地域の集団資源回収や美化活動などに積極的に参加します。

事業者

●ごみの排出者としての責任を自覚し、環境に配慮したビジネススタイルに転換します。

●ごみになりにくい・リサイクルしやすい商品づくりや、商品の回収・リサイクルルートの確保等に取り組みます。

行 政（市）

●ごみの収集・運搬から処理・処分に至る過程において、環境への負荷を最小限に抑制した安全・安心な処理システムを構築します。

●ごみに関する情報提供の推進と、市民や事業者の自主的・主体的な４Ｒの取組等を支援します。

●ごみの排出者として、市民や事業者の模範となるよう、環境に配慮した排出者として行動します。

図 ３－１　市民、事業者、行政の役割分担

第4章　生活排水処理基本計画

第４章　生活排水処理基本計画

今回の改定は中間目標年度の見直しのため、基本方針は改定前の基本計画を踏襲しますが、基本施策・実施事業は、現在の課題や施策評価の結果等を踏まえ、重点的に取り組む事項を抽出した上で改定します。

１　重点的に取り組む事項

今回の改定に当たり、平成３０年度までに重点的に取り組む事項を次に示します。

①　生活排水処理を進めるための市民への普及啓発

平成２０年度に下水道整備区域を見直し、新たに神奈川県の水源地域として、窒素とリンが除去できる市設置方式の高度処理型合併浄化槽整備区域を定めました。

生活排水処理の重要性を広く啓発することはもちろん、水源地域としての市民の意識向上を図り、適切な生活排水処理が図られるよう推進します。

津久井湖

②　津久井クリーンセンターの着実な整備と安定的な管理運営

し尿処理施設の老朽化に伴う津久井クリーンセンターの再整備については、処理水の公共下水道への放流を含め、着実に進めるとともに、安定的・効率的な管理運営の確保を図ります。

③　ディスポーザー汚泥への対応

ディスポーザー汚泥の収集運搬、処分が確実に行えるよう、また、ディスポーザー排水処理システム設置者への適正な設置、管理の指導が行えるよう体制の確保を図ります。

2　目標達成に向けた具体的施策

（1）　基本方針１　自然環境への負荷の低減

★…主な改定

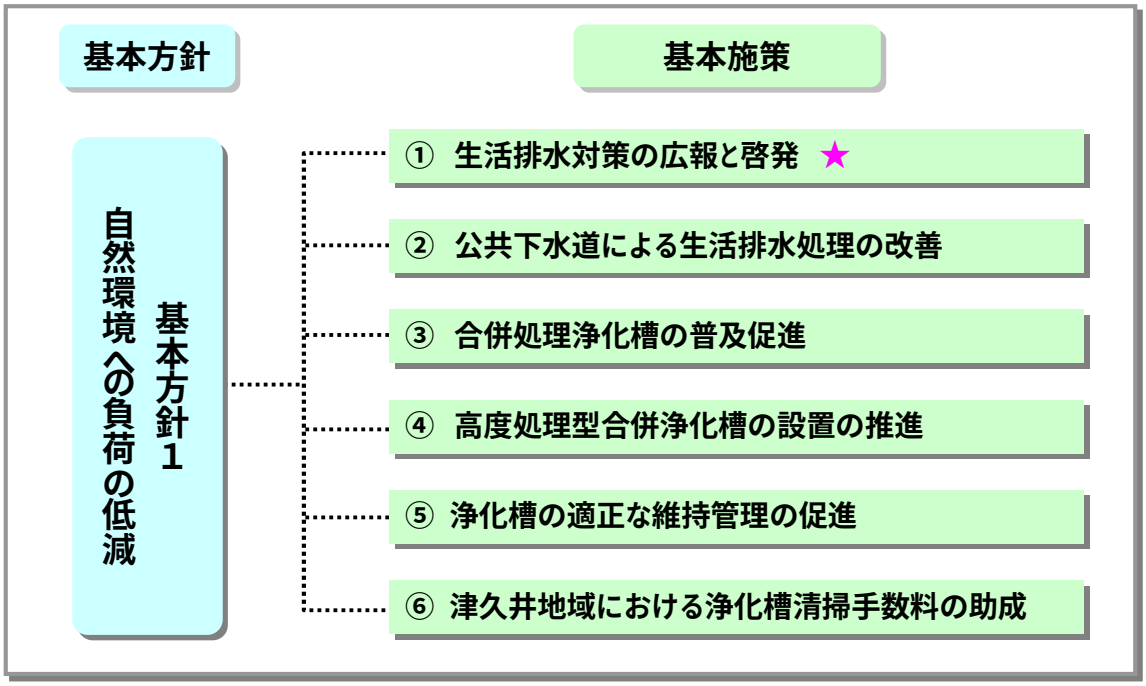

①　生活排水対策の広報と啓発

湖水や河川の水質汚濁の原因となる、家庭などから出される生活排水の適正処理が着実に促進されるよう、居住地域にあった適正処理の方法を「広報さがみはら」や市ホームページにより市民に提供します。

あわせて、神奈川県の水源地域としての意識向上と、浄化槽の適切な維持管理が図られるよう、浄化槽台帳の整備を進めるとともに、積極的な啓発を行います。

リサイクルフェア下水道展コーナー

夏休み親子下水道処理場見学会

② 公共下水道による生活排水処理の改善

生活排水による河川やダムなどの公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道の計画的な整備を推進します。

③ 合併処理浄化槽の普及促進

生活排水による河川やダムなどの公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置補助制度の見直しなどにより、合併処理浄化槽の普及を促進します。

④ 高度処理型合併浄化槽の設置の推進

水源地域におけるダムのアオコ対策として、窒素、リンの除去に効果がある高度処理型合併浄化槽の設置を推進します。

アオコの発生した相模湖

⑤ 浄化槽の適正な維持管理の促進

浄化槽の適正な維持管理の促進を図るため、市民に浄化槽についての正しい知識や、適正な維持管理の必要性を周知します。

⑥ 津久井地域における浄化槽清掃手数料の助成

相模原地域と津久井地域の浄化槽清掃手数料の均衡を保つため、津久井地域における浄化槽清掃手数料に対する助成を引き続き行います。

（２）　基本方針２　適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

★…主な改定

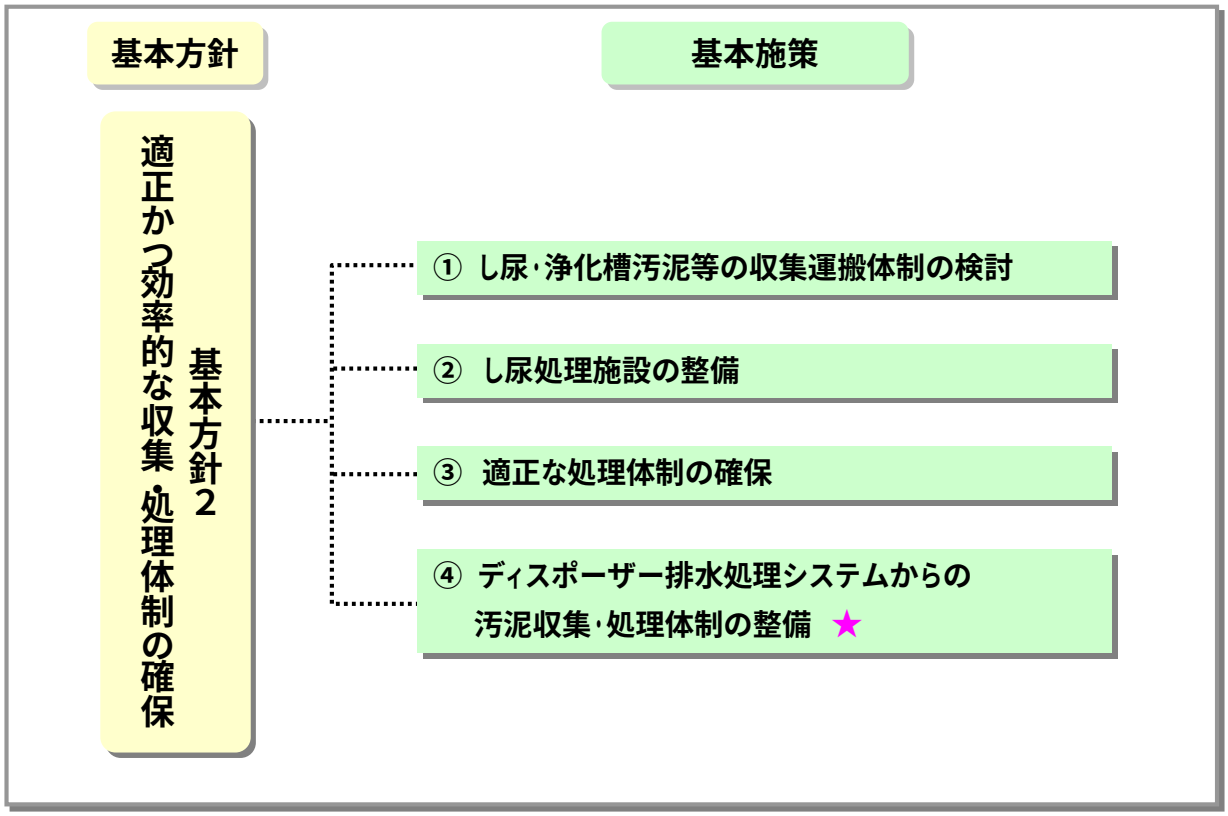

①　し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬体制の検討

し尿・浄化槽汚泥等の収集運搬は、市及び市が委託又は許可した収集運搬業者が行っています。公共下水道の整備に伴い、今後もし尿・浄化槽汚泥等の収集量の減少が見込まれることや、搬入先が津久井クリーンセンターに集約されることなどから、効率的な収集運搬の体制づくりを進めます。

し尿・浄化槽汚泥等の収集車

② し尿処理施設の整備

し尿・浄化槽汚泥等の処理の一元化に向けて、老朽化した津久井クリーンセンターし尿処理施設の再整備を、処理水の公共下水道への放流を含め、引き続き着実に進めます。

③ 適正な処理体制の確保

安全で安定的なし尿・浄化槽汚泥等の処理を行うため、適正な処理体制を確保します。

④ ディスポーザー排水処理システムからの汚泥収集・処理体制の整備

ディスポーザー排水処理システムの排水処理槽から発生する汚泥については、収集運搬・処理が適正に行われるよう実証実験結果を踏まえて体制を確保します。

あわせて、ディスポーザー排水処理システム設置者への適正な設置と維持管理の指導ができるよう、体制整備を進めます。

ディスポーザー汚泥収集作業の様子

第５章　計画の推進に向けて

第５章　計画の推進に向けて

１　市民・事業者・行政の協働

計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政が本計画の理念や目標を共有することが大切であり、行政は、多くの市民や事業者にごみの減量化・資源化や水環境の保全に対する理解と協力が得られるよう働きかけを行うとともに、三者が一体となった協働事業を今後も積極的に推進します。

リサイクルフェア

２　健全な事業運営

事業の運営に当たっては、費用対効果を踏まえて、より効率的で効果的なものとなるよう施策の展開を図ります。

また、受益と負担の適正化を図るため、必要に応じて、ごみ処理手数料やし尿・浄化槽汚泥等処理手数料などの見直しを行います。

３　計画の進行管理

計画を推進するため、計画目標や個別施策の取組状況を定期的に把握し、進行管理を行うとともに、必要に応じて事業のスクラップアンドビルドを行い、その結果を市ホームページ等により公表します。

具体的には、毎年度定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、その取組結果をまとめ、市民にわかりやすく公開します。

第6章　資料編

第６章　資料編

１　ごみ処理関連データ

（１）　ごみ組成（内訳）調査結果

毎年一回、秋に実施されている家庭から排出される一般ごみの組成調査の結果を示します。調査の概要は以下のとおりです。

- 調査対象　　家庭からごみ・資源集積場所に出される「一般ごみ」
- 調査地区　　市内５地区で実施
- 調査時期　　毎年の秋頃
- 調査項目　　小分類４４項目（生ごみ、雑誌・本類、新聞紙、布、プラスチック成型品、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、鉄類など）に分類し、重量の組成（内訳）などを調査

紙パック容器

ペットボトル

図　６－１　ごみ組成調査の様子

① ごみの組成の推移

家庭から排出されるごみの組成の推移をみると、年度により変動がありますが、台所からでる生ごみ類が毎年３０%以上で推移し、次いで紙・布類が多い割合となっています。

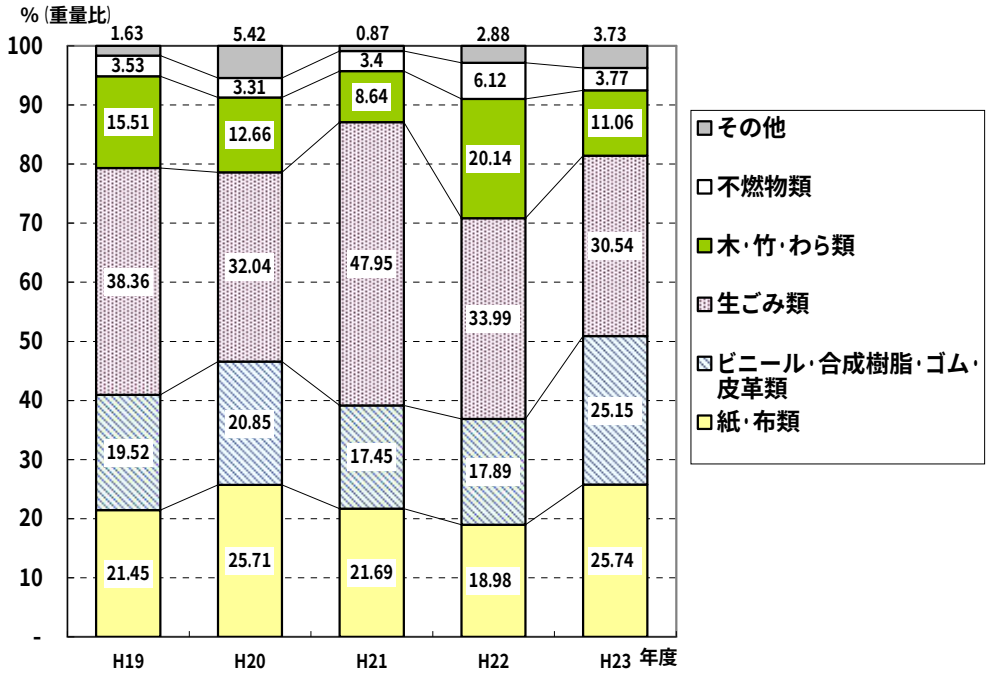

図 ６－２ ごみ組成調査結果の推移(大分類の湿重量比)

② 平成２３年度のごみ組成

平成２３年度のごみの組成の中分類を示します。

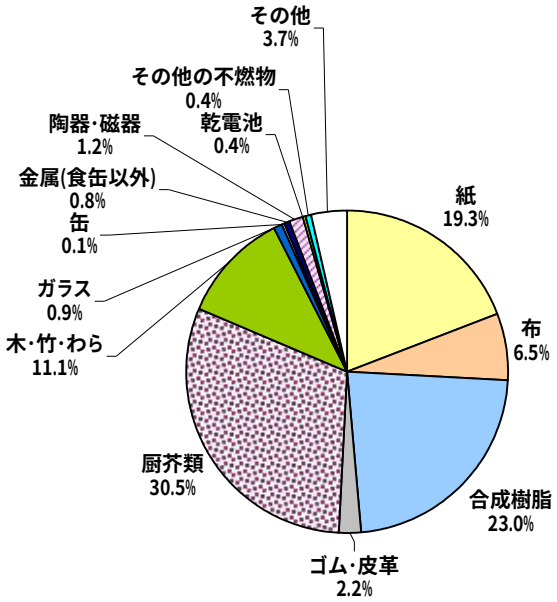

図 ６－３ ごみ組成調査結果（中分類の湿重量比)

③ リサイクル対象可能品の排出状況（平成２３年度）

一般ごみとして排出されたもののうち、紙パック容器やペットボトルのように正しく分別すれば資源となる可能性のあるものの割合を下表に示します。全体では、リサイクルの可能性があるものの割合が約２４％となりました。具体的には、雑誌などの紙類や布類、合成樹脂のうちフィルムシート（容器包装）や容器包装に関連する成型品（卵パック、弁当がら、ケチャップ容器等）などの割合が比較的高くなっています。

表 ６－１ リサイクル対象可能品の割合（平成２３年度　５地区平均）

大分類	中分類	小分類	No	湿重量比(%)	リサイクル対象可能物の割合 小計(%)
紙・布類	紙	紙パック容器	1	0.46	9.08
		新聞紙	2	1.59	
		雑誌・本類	3	3.23	
		段ボール	4	0.64	
		広告紙	5	1.19	
		紙製容器包装	6	1.97	
		その他の紙	7	10.17	
	布	布	8	6.49	6.49
ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	合成樹脂	フィルム・シート	9	1.08	7.13
		フィルム・シート(容器包装)	10	3.60	
		ごみ袋	11	0.64	
		レジ袋	12	1.47	
		（内数）排出用ごみ袋利用		0.31	
		（内数）ごみを入れて排出		1.08	
		（内数）そのまま排出		0.08	
		プラスチック成型品	13	4.39	
		容器包装に関わる成型品	14	2.27	
		容器(ペットボトル)	15	0.51	
		（内数）500㎖ﾘｯﾄﾙ以下		0.45	
		容器(ペット以外のボトル)	16	0.38	
		容器(トレイ)	17	0.14	
		（内数）白色トレイ		0.09	
		容器(その他)	18	0.12	
		発泡スチロール	19	0.15	
		スポンジ	20	0.12	
		紙おむつ・生理用品	21	7.34	
		その他の合成樹脂	22	0.74	
	ゴム・皮革	ゴム	23	1.67	—
		皮革	24	0.52	
生ごみ類	生ごみ類	生ごみ類	25	30.54	—
		（内数）未開封・手付かず		2.25	
木・竹・わら類	木・竹・わら	木製品・木材	26	2.49	—
		その他の木・竹・わら	27	8.57	
不燃物類	ガラス	活ビン(ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙ)　白	28	0.03	0.39
		活ビン(ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙ)　茶	29	0.02	
		活ビン(ﾘﾀｰﾅﾌﾞﾙ)　その他	30	0.00	
		その他のビン　白	31	0.23	
		その他のビン　茶	32	0.10	
		その他のビン　その他	33	0.01	
		その他のガラス	34	0.55	
		（内数）蛍光管・体温計		0.02	
	缶	スチール缶	35	0.03	0.08
		アルミ缶	36	0.05	
	金属(食缶以外)	鉄類	37	0.44	0.44
		非鉄金属	38	0.22	
		金属箔	39	0.12	
	陶器・磁器	陶器・磁器	40	1.21	—
	乾電池	筒型	41	0.38	0.38
		ボタン型	42	0.00	
	その他の不燃物	その他の不燃物	43	0.38	—
その他			44	3.73	—
合　計				100.00	23.99

※一部、汚れていて実際にリサイクルできないものも含みます。

（２） 全国の政令指定都市との比較

環境省平成２２年度一般廃棄物処理実態調査結果から、全国の政令指定都市のごみ排出の状況を整理します。

市民１人１日あたりのごみ排出量※1では、相模原市は９３７ｇ、神奈川県内の横浜市は９３４ｇ、川崎市は９５８ｇ、政令指定都市の平均は１,０３６ｇです。

リサイクル率では、相模原市は２０．６%、横浜市は２６%、川崎市は１４．６%、政令指定都市の平均は１８．３%です。

※１　市民１人１日あたりのごみ排出量＝（家庭ごみ+資源+事業系ごみ）÷人口
市の数値目標である「市民１人１日あたりの家庭ごみ排出量」は、資源、事業系ごみを含めない数値のため合致しません。

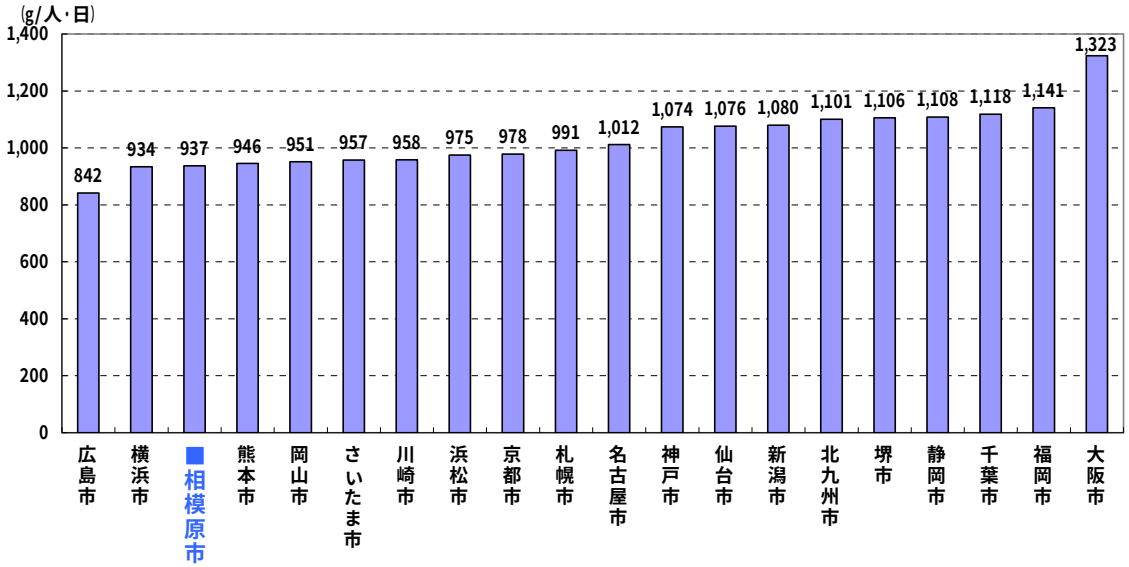

図　６－４　政令指定都市の市民１人１日あたりのごみ排出量（Ｈ２２）

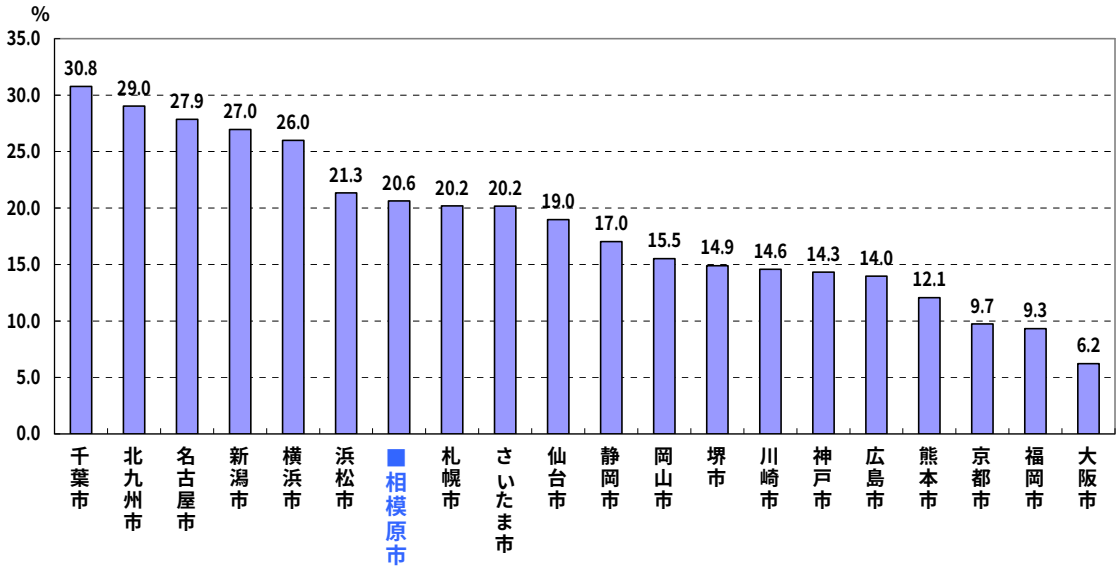

図　６－５　政令指定都市のリサイクル率（Ｈ２２）

2　計画フレーム

基本計画の骨格であるフレームを示します。予測人口、数値目標にかかる項目の平成１８年度、２３年度の実績と改定前後の数値目標は、以下のとおりです。

表　６－２　計画目標

年度／目標項目	基準年度 平成18年度	実　績 平成23年度	改定前最終目標 平成30年度	改定後最終目標 平成30年度
総人口	703,171人	719,412人	725,800人	732,070人
数値目標① 市民１人１日当たりの家庭ごみ排出量	631ｇ	544ｇ	500ｇ以下	480ｇ以下
数値目標② ごみ総排出量	271,815ｔ	237,234ｔ	250,000ｔ以下	223,000ｔ以下
数値目標③ リサイクル率	18.1%	20.2%	30%以上	25%以上
数値目標④ 最終処分量	33,324ｔ	24,161ｔ	設定なし	21,000t以下

3　策定の経緯

月　日	会議名等	内　　容
H23.10.26	一般廃棄物処理計画策定会議 （兼関係課長会議）（第１回）	基本計画の改定の方向性 一般廃棄物処理計画策定会議の設置 ごみ処理・生活排水処理計画部会の設置 全体スケジュール
11.16	相模原市廃棄物減量等推進審議会 （第５８回）	基本計画の改定について
11.30	ごみ処理・生活排水処理計画部会 （合同部会）（第１回）	改定の概要・方向性 部会設置 全体スケジュール 事業の評価依頼
12.27	ごみ処理計画部会（第２回） 生活排水処理計画部会（第２回）	新たに盛り込む施策、事業の調査 今年度スケジュール 事業の評価結果
H24.1.17	ごみ処理計画部会（第３回） 生活排水処理計画部会（第３回）	新たに盛り込む施策、事業の報告 事業の評価結果（部会意見等）の協議
2．1	ごみ処理計画部会（第４回） 生活排水処理計画部会（第４回）	事業の評価結果に基づく今後の方向性 新たに盛り込む施策
2.15	ごみ処理計画部会（第５回） 生活排水処理計画部会（第５回）	事業の評価結果に基づく今後の方向性 新たに盛り込む施策 現基本計画における課題
2.29	ごみ処理計画部会（第６回）	事業の評価結果に基づく今後の方向性
3．2	生活排水処理計画部会（第６回）	新たに盛り込む施策 現基本計画における課題
3.13	一般廃棄物処理計画策定会議 （第２回）	部会における検討状況 現基本計画の施策に基づく事業の評価 答申案策定部会委員の推薦
3.19	ごみ処理計画部会（第７回）	新たに盛り込む施策、事業 現基本計画における課題
3.27	（諮問）相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について	
3.27	相模原市廃棄物減量等推進審議会 （第５９回）	答申案策定部会の設置 基本計画の改定に係る検討状況
4.24	答申案策定部会（第１回）	基本計画の改定に係るこれまでの事業の評価
5.28	ごみ処理計画部会（第８回）	第１回答申案策定部会の結果 新たに盛り込む施策、事業 現基本計画における課題
5.31	相模原市廃棄物減量等推進審議会 （第６０回）	基本計画の改定について

月　日	会議名等	内　　容
6.20	ごみ処理計画部会（第９回） 生活排水処理計画部会（第７回）	第２回答申案策定部会の資料 第６０回審議会での意見
6.26	答申案策定部会（第２回）	基本計画の改定に係る基本的な方向性 答申案について 第６０回審議会での意見
7.13	ごみ処理計画部会（第１０回） 生活排水処理計画部会（第８回）	第２回答申案策定部会での意見 答申案について 数値目標について
7.24	答申案策定部会（第３回）	答申案について 基本計画の改定に係る数値目標
8．8	ごみ処理計画部会（第１１回） 生活排水処理計画部会（第９回）	第３回答申案策定部会での意見 第３回策定会議の資料について
8.14	**一般廃棄物処理計画策定会議（第３回）**	基本計画の改定について （答申案、数値目標、基本計画書）
8.23	**相模原市廃棄物減量等推進審議会（第６１回）**	基本計画の改定に係る答申案について
9．4	ごみ処理計画部会（第１２回） 生活排水処理計画部会（第１０回）	会議報告（第３回策定会議、第６１回審議会） 答申案、基本計画書、計画目標値について
9.13	答申案策定部会（第４回）	答申案について
9.24	**相模原市廃棄物減量等推進審議会（第６２回）**	基本計画の改定に係る答申案について
10．5	**（答申）相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について**	
10.30	**関係課長会議（第２回）**	基本計画の改定(案)について
11．8	**政策調整会議**	基本計画の改定(案)について
12.17～ H25.1.21	**パブリックコメント**	基本計画の改定(案)について
2．8	**政策会議**	基本計画の改定(案)について パブリックコメントの実施結果について

4　諮問書

ＦＮo．０・４・８

平成２４年3月２７日

相模原市廃棄物減量等推進審議会

会長　　田所　昌訓　　殿

相模原市長　加山　俊夫

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について（諮問）

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例（昭和４７年条例第１２号）第４７条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

以　上

別　紙

１　諮問事項

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定にあたっての意見について

２　諮問理由

本市では、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理を推進するため、基本理念、基本方針及び目標達成に向けた施策の方向性を明らかにした「相模原市一般廃棄物処理基本計画　循環型社会形成さがみはらプラン２１」を平成２０年３月に策定し、「ともにつくる　資源循環型都市　さがみはら」を基本理念にその実現を目指し、津久井地域のごみ・資源の分別区分の統一や、南清掃工場の建て替えなど様々な事業に取り組んでまいりました。

また、平成２２年４月の政令指定都市移行後は、九都県市首脳会議などを通じて、廃棄物・リサイクル制度に関する要望を国へ行うなど積極的な事業活動の展開をしております。

国においては、平成１２年の循環型社会形成推進基本法の制定を機に、いわゆる容器包装リサイクル法や家電リサイクル法などの各種リサイクル法の整備が進み、３Ｒの推進による循環型社会の構築に向けた取り組みが大きく進展しており、近年では小型電気電子機器のリサイクル制度の法制化に向けた検討が進むなど、今後も循環型社会の構築に向け一層の推進が図られるものと考えております。

このような状況に的確に対応するためには、市民、事業者、行政が協働し適切な役割分担のもと、廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化、資源化に向けた取り組みを積極的に進めていく必要があることから、現行の「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の中間年次における見直しを行い、今後５年間に重点的に取り組むべき施策の方向性を明らかにするため、その基本的な内容について、審議会のご意見をいただきたく諮問するものです。

５　答申書

平成２４年１０月５日

相模原市長　　加山　俊夫　　殿

相模原市廃棄物減量等推進審議会
会長　　田所　昌訓

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について（答申）

平成２４年３月２７日付けＦＮＯ．０・４・８により諮問のあった「相模原市一般廃棄物処理基本計画」の改定について、別紙のとおり答申します。

以　上

相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について（答申）

平成２４年１０月５日

相模原市廃棄物減量等推進審議会

目　次

1　はじめに 1

2　今回の改定に当たっての基本的な考え方 1

（1）改定の範囲 1

（2）改定に当たって特に留意が必要な事項 1

3　現行施策の実績の評価 2

（1）ごみ処理基本計画 2

（2）生活排水処理基本計画 4

4　基本計画の数値目標について 5

（1）ごみ処理基本計画 5

（2）生活排水処理基本計画 6

5　改定すべき施策について 6

（1）ごみ処理基本計画 6

（2）生活排水処理基本計画 7

6　計画の推進、進行管理について 8

7　おわりに 8

１ はじめに

これまで、相模原市では平成２０年３月に一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を改定し、相模原地域と津久井地域のごみの分別区分統一や南清掃工場の建て替え、津久井地域の公共下水道整備区域の見直しなど、基本理念である「ともにつくる資源循環型都市　さがみはら」実現のための施策が進められている。平成２２年４月には政令指定都市へ移行し、首都圏南西部の広域的な交流拠点都市として人口も着実に増加し、発展を続けているところである。

一方、昨年は甚大な被害をもたらした東日本大震災により、相模原市もごみ・生活排水処理の施策において、さまざまな課題が認識されたところである。

こうした中、本審議会では、現基本計画の中間年度にあたる平成２４年度の見直しに向けて、平成２４年３月に市長から「相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定について」の諮問を受け、答申案策定部会を設置し検討を重ねてきた。

ここに、審議会として「ともにつくる資源循環型都市　さがみはら」の更なる推進のため、その目標、施策についての意見を答申する。

２ 今回の改定に当たっての基本的な考え方

（１）改定の範囲

今回の改定は中間年度における見直しのため、骨格に当たる基本理念、基本方針については現基本計画を踏襲することが妥当であるが、現基本計画の策定以後、国の廃棄物処理法による基本方針の改定や東日本大震災による災害廃棄物への対応など、廃棄物を取り巻く環境や社会情勢等の変化に対応するため、各種施策や数値等の見直しを行うことが必要である。

このため、改定に当たっての基本的な施策体系等について、特に留意が必要な事項や追加すべき新規施策、見直し事項等を示す。

（２）改定に当たって特に留意が必要な事項

① 現施策の評価を反映した改定とすること（ＰＤＣＡの実施）

これまで実施された施策について、計画策定後の各年度の実績を整理し、その内容について評価を行い、ひとつひとつの見直し点を洗い出した上で、丁寧に計画改定に反映させること。

② 新しい資源化の動向を踏まえること

使用済小型電子機器等の再資源化について、国の法制度に基づき、先行自治体の状況等を把握した上で、本市における適正なリサイクルが確保され、循環型社会の形成が図られるよう制度設計及び事業の実施を行うこと。

③ 大規模災害への対応の充実を図ること

昨年の東日本大震災における教訓を生かし、災害に強いごみ処理・生活排水処理体制の構築を図ること。

④ 新たな人口フレームなどによるごみ処理数値目標・生活排水処理人口の予測の見直しを行うこと

新・相模原市総合計画の将来人口推計の考え方及び現在の排出状況等を勘案し、ごみ処理数値目標や生活排水処理人口の予測の見直しを行うこと。

⑤ 家庭ごみの有料化等を含めたごみ処理手数料のあり方について調査研究を行うこと

家庭ごみの有料化に対する考え方は、中間年度における見直しのため、現基本計画の考え方を踏襲すべきである。しかし、平成２３年度に家庭ごみ量が微増となったことや、今後も将来人口は増加することが見込まれていることなどから、家庭ごみの更なる減量化に向けた施策のひとつとして、その最新の動向を整理するとともに、事業系ごみ処理手数料との均衡も含め、ごみ処理手数料全体の適正なあり方について調査研究を行うこと。

⑥ 収集運搬体制についての調査研究を行うこと

南区などの住宅密集地域や津久井地域などの住宅点在地域、狭隘道路等の収集困難地域、大規模集合住宅等における収集運搬業務の課題等を整理し、収集回数、収集方式、費用対効果等の様々な視点から、収集運搬体制の改善に向けた調査研究を行うこと。

３ 現行施策の実績の評価

（1）ごみ処理基本計画

① 基本方針１　４Ｒの推進と循環型スタイルの確立

ア　環境教育・情報提供・啓発活動

環境教育については、保育園、小学校への出前講座や、小学校の環境学習とリンクした啓発活動、小中学校でのさがみ風っ子ＩＳＯなどの取り組みが行われ成果をあげている。幼少期からの環境教育は重要であり、これらは引き続き拡大していくべき施策である。今後は、学生などの若年層へも、ＳＮＳ※などの新しい情報伝達媒体や漫画の活用などにより、ごみの減量化・資源化に対する意識の喚起や、更なる理解に向けた手法の検討が必要である。

また、自治会等と連携した指導・啓発活動は、まちかど講座や集積場所での排出指導等、事業の充実を図ってきたところであるが、一方で、自治会未加入者や集合住宅の単身居住者等への指導・啓発は大学や集合住宅管理会社等との連携も含め、その強化が必要である。

なお、現在行われている転入者に対する「ごみと資源の日程・出し方」パンフレットの配布は非常に効果的であるため、引き続き機会を捉えて実施すべきである。

さらに、「１人１日あたりの家庭ごみ排出量」の削減率に地域差が生じていることを踏まえ、地域に応じた周知・啓発を積極的に実施していくべきである。

※ＳＮＳ（ソーシャル ネットワーキング サービス）：
個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

イ　４R推進の仕組みづくり

４R推進の仕組みづくりについては、自治会ごとに廃棄物減量等推進員が選任され、これまでも活動が行われているが、市は「ごみ減量等活動のてびき」の内容を工夫し、その役割などについての理解を深めてもらうとともに、地域における啓発活動がより主体的に行えるような環境づくりを行っていく必要がある。

また、市は地域行事等へ積極的に参加し地域住民と連携を図ることで、ごみに対する理解を深めてもらうことや、事業系ごみも含めたごみの削減量や資源化量等をわかりやすく「見える化」し、その情報を提供・共有化することにより、市民・事業者の更なるごみの減量化・資源化に向けた動機付けを図る必要がある。

ウ　家庭ごみ対策

家庭ごみ対策については、これまで自治会等と連携した「ごみ・資源集積場所」での指導・啓発や、ごみの減量化・資源化の普及キャラクター「分別戦隊シゲンジャー銀河」の活用による「相模原ごみＤＥ７１大作戦」等により「家庭ごみの減量化」という成果をあげている。今後も「分別戦隊シゲンジャー銀河」などを活用した啓発活動や、自治会未加入者、集合住宅の単身居住者、学生等への積極的な周知・啓発の充実が必要である。

また、「改定に当たって特に留意が必要な事項」でも記述したとおり、家庭ごみの更なる減量化に向け、家庭ごみ有料化の最新動向を整理した上で、ごみ処理手数料の適正なあり方について研究を行う必要がある。

エ　事業系ごみ対策

事業系ごみについては、市では搬入物検査などの対策が進み、その成果が現れている状況にある。今後は、剪定枝を含む木くずや小学校の給食残渣などの食品廃棄物の資源化に向けた取り組みを行うとともに、家庭ごみと事業系ごみの処理手数料の適正なあり方について検討を行うことにより、適正排出に向けた事業の推進を図ること。

オ　不適正排出・不法投棄対策

適正処理困難物への対応については、これまでも廃棄物処理法や現基本計画に基づき、再使用・再生利用しやすい製品の開発などを国や事業者に対して要望し、市としての処理責任を果たす施策を今後も引き続き実施していくことなどにより、適正なごみ処理体制の確保を図る必要がある。

不法投棄対策については、未然防止策を講じることが重要であり、今後も引き続き実施していくとともに、不法投棄対策事業のより効果的な実施に向け適宜見直しを図るべきである。

また、まちの美化については、新たに制定された５月３０日の「きれいなまちづくりの日」に行われる事業や市民地域清掃などは、市民の清潔できれいな居住環境への意識向上のためにも有効な事業であるため、今後も充実させていくべきである。

② 基本方針２　資源を循環させる社会システムの構築

ア　リサイクルの促進

循環型社会の形成や最終処分場の延命化に向け、一般ごみの約３０％を占める生ごみの堆肥化を促進するための施策や、溶融スラグのリサイクルの推進などについては引き続き取り組む必要がある。

また、近年拡大している資源の持ち去り行為に対応するため、パトロール活動を強化することにより、適正なリサイクルの促進を図る必要がある。

イ　ごみ処理体制の整備

清掃工場等はごみを安全で安定的に処理する必要があり、また発電施設としての重要な役割も兼ね備えていることなどから、引き続き維持管理体制の充実を図る必要がある。また、市の災害廃棄物等処理計画についても、国や県の計画や指針の改定に合わせ見直しを行うとともに、協定締結団体との協議なども進めていく必要がある。

最終処分場については埋立て完了時の到来が明らかであることから、次期施設の立地に向けた調査を進めるとともに、施設整備時の市民負担の軽減を図るため、その財源確保に向けた施策の検討が必要である。

③ 基本方針３　市民・事業者・行政の協働によるごみを出さない環境づくり

既存の廃棄物減量等推進員制度や、リサイクルフェアなどでの地域団体等との協働による取り組みは一定の成果があるものと考える。今後は、ＮＰＯ法人等とのネットワークを活用しながら、市民・事業者・行政による協働の仕組みをさらに強化していく必要がある。

（2）生活排水処理基本計画

① 基本方針１　自然環境への負荷の低減

相模原市は豊富な水源を有しており、河川、湖水の水質保全のための生活排水処理の必要性と効果について、市民へわかりやすく周知する必要があり、引き続き、指導・啓発を実施していくことが求められる。

あわせて、公共下水道や市設置型高度処理合併浄化槽等の整備が今後も計画的に行われるよう、推進していく必要がある。

② 基本方針２　適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

し尿、浄化槽汚泥等の収集・処理体制については、公共下水道の整備に伴う収集量の減少と、現在２箇所あるし尿処理施設の老朽化への対応を図るため、津久井クリーンセンターを再整備し、施設を一元化することとされているが、その再整備については計画的に進める必要があり、あわせて相模原地域から津久井クリーンセンターへの効率的な収集運搬体制が確保されるよう、検討を進めていく必要がある。

また、ディスポーザー汚泥についても、適正な処理体制の確保が図られるよう引き続き検討していく必要がある。

４ 基本計画の数値目標について

（1）ごみ処理基本計画

① 市民１人１日あたりの家庭ごみ排出量

中間年度における目標達成が難しい状況にあるものの、市民への周知・啓発や、新たな資源化事業の実施などにより、一層の減量化・資源化の推進を図るべきであることから、最終年度における数値目標をより高い目標に見直す必要がある。

② ごみ総排出量

ごみ総排出量については、最終年度における数値目標を既に達成している状況であるため、改定に当たっては、家庭ごみ、事業系ごみ、資源の更なる減量化・資源化を図るための新たな目標となるべき数値を設定する必要がある。

③ リサイクル率

リサイクル率については、中間年度および最終年度における目標達成がいずれも困難な状況にあり、数値目標のより現実的な見直しが必要である。なお、その設定に当たっては、市民・事業者・行政の４Ｒの取り組みが今後も推進される数値となるよう留意する必要がある。

④ 新たな目標項目の追加

現基本計画の目標項目に加え、新たにごみ処理における最終的な数値である最終処分量を追加し、次期最終処分場の検討に資する必要がある。

（2）生活排水処理基本計画

① 生活排水の処理形態別人口

改定に当たっては、新たな将来人口推計に基づき、生活排水処理普及率の向上が着実に図られるよう、目標となる数値（公共下水道や浄化槽の処理人口）の見直しを行うべきである。

5 改定すべき施策について

（1）ごみ処理基本計画

① ごみと資源の排出ルール徹底のための周知・啓発手法の充実

ごみの減量化・資源化の最も基本的な施策である環境教育、市民への情報提供、各種の啓発施策については、さらに強化して着実に進めるとともに、今後は、自治会未加入者、集合住宅等の単身居住者、学生、転入者など、意識啓発が特に必要と思われるところへも周知・啓発を重点的に行うべきである。

併せて、市全域で等しくごみの削減が図れるよう、地域特性に応じた周知・啓発を効果的に行うなどの施策を講じるべきである。

② 事業系一般廃棄物の更なる減量化・資源化に向けた対策

事業系ごみ対策はこれまでも搬入物検査、減量化等計画書提出の義務化、訪問指導などかなり強化がされており、その効果が現れている。今後は、業種ごとにきめ細かく指導・啓発することや、剪定枝を含む木くずや小学校の給食残渣などの食品廃棄物の資源化が期待できるため、積極的に減量化・資源化を行うべきである。

③ 使用済小型電子機器等の再資源化に向けた事業の実施

家庭から排出される使用済小型電子機器等については、国の法制度に基づき、先行自治体の状況を把握した上で、本市における適正なリサイクルが確保され、循環型社会の形成が図られるよう、制度設計及び事業展開を行うべきである。

④ 家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方についての調査研究

家庭ごみの有料化に対する考え方は、中間年度における見直しのため、現基本計画の考え方を踏襲すべきである。しかし、平成１６年度から減少傾向にあった本市の家庭ごみが、平成２３年度は微増に転じたことや、新・相模原市総合計画においても将来人口の増加が見込まれていることなどから、更なる減量化が必要である。

家庭ごみの有料化はそのための有効な施策であるが、市民への負担が増加することなどから、既に実施している他都市のごみ量の推移や、処理経費の状況、課題等について整理する必要がある。また、事業系ごみ処理手数料との均衡も含め、本市におけるごみ処理手数料全体の適正なあり方について、調査研究を行うべきである。

⑤ 収集運搬体制についての調査研究

現在の収集運搬体制における課題等を整理し、収集回数、収集方式、費用対効果等の様々な視点から、その改善に向けた調査研究を行うべきである。

⑥ 安全で安定的なごみ処理・処分体制の確保

清掃工場等はごみを安全で安定的に処理する必要があるため、引き続き維持管理体制の充実を図る必要がある。

併せて、東日本大震災における教訓を生かし、災害に強いごみ処理体制の構築に向けて、国、県の計画や指針の改定に基づく市の災害廃棄物等処理計画の見直しを行うとともに、協定締結団体との具体的な対応方法等についての協議や、災害発生時の初動対応のルール化などが必要である。

また、最終処分場については、次期施設の立地に向けた調査と、施設整備時の市民負担の軽減を図るため、その財源確保に向けた施策の検討が必要である。

⑦ 市民・事業者・行政の協働による仕組みづくりの充実

市民・事業者・行政との協働事業は数多くの実績を積んできている。地域力アップの必要性が求められる中、今後もそれぞれの主体との連携を強化すると同時に、行政は、庁内の関係部署との連携を積極的に進め、更なる協働事業の充実が図れるよう検討していく必要がある。

また、市は地域行事等へ積極的に参加し連携を図り、地域住民にごみに対する理解を深めてもらうことや、事業系ごみも含めたごみの削減量や資源化量等をわかりやすく「見える化」し、その情報を提供・共有化することにより、市民・事業者の更なるごみの減量化・資源化に向けた動機付けを図る必要がある。

⑧ 地域に根ざした組織体制の検討

ごみ分別に関する啓発や排出マナーの指導、廃棄物減量等推進員制度の活用など、地域におけるごみの諸問題に迅速に対応するため、既存の事業所を生かし、より地域に近い組織体制の確立が図られるよう、そのあり方について検討していく必要がある。

（2）生活排水処理基本計画

① 生活排水処理を進めるための市民への普及啓発

平成２０年度に下水道整備区域を見直し、下水道区域と「市設置方式の浄化槽整備区域」が定められた。この「市設置方式の浄化槽整備区域」は、神奈川県の水源地域として窒素、リンが除去できる高度処理合併浄化槽を設置するものである。

生活排水処理の重要性を広く啓発することはもちろん、水源地域としての市民の意識向上と、浄化槽の適切な維持管理が図られるよう推進していく必要がある。

② 津久井クリーンセンターの着実な整備と安定的な管理運営

し尿処理施設の老朽化に伴う津久井クリーンセンターの再整備については、今後も着実に進めることが重要であると同時に、施設の安全で安定的な管理運営の確保が図れるよう、その体制づくりを進める必要がある。

③ ディスポーザー汚泥への対応

都市化の進展による大規模集合住宅の増加に伴い、ディスポーザー排水処理システムの設置件数は今後も増加することが考えられるため、その適正な収集運搬・処理や、ディスポーザー設置者への適正な設置、管理の指導が行える体制の確保が必要である。

6 計画の推進、進行管理について

基本計画の推進に当たっては、現基本計画における市民・事業者・行政の役割分担を基本に積極的に展開していく必要がある。なお、その際には事業に対する費用対効果や、受益と負担の適正化等を考慮し、必要に応じて事業のスクラップアンドビルドの実施や、ごみ・し尿処理手数料等の見直し等を行っていくべきである。

また、計画の進行状況や目標の達成状況に関する市民理解を深めることが重要かつ効果的であると考えることから、計画全体の進行管理を適切に行うとともに、毎年度定める一般廃棄物処理実施計画に基づき、その取り組み結果をまとめ、市民にわかりやすい形で公開していく必要がある。

7 おわりに

次世代に誇れる相模原市の廃棄物行政を受け継いでいくため、「ともにつくる資源循環型都市　さがみはら」の実現に向けた具体的な取り組みについて、本審議会において審議を重ねてきた。

今回改定する基本計画においては、この答申の内容を十分踏まえ、市民・事業者・行政それぞれが当事者の意識を持ち、協働して行動されることを望みたい。

平成３０年度の目標達成に向け、着実な計画の推進がされ「未来へつなぐ循環の環」が強固なものとなるよう期待する。

6　相模原市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿

（平成２４年１０月答申時在任委員、敬称略）

相模原市廃棄物減量等推進審議会　委員名簿

役　職	委員氏名	所　属　等
会　　長	田　所　昌　訓	相模原市自治会連合会
会長職務代理者	木　村　純　二	青山学院大学
委　　員	五十嵐　道　夫	相模原商工会議所
〃	石　川　禮　治	相模原市老人クラブ連合会
〃	石　渡　則　之	相模原商工会議所（商業部会大型店分科会）
〃	勝　山　美代香	公募委員
〃	川　前　寿　和	相模原地域連合
〃	菅　野　泰　男	相模原市子ども会育成連絡協議会
〃	座　間　千代子	相模原市消費者団体連絡会
〃	三　田　明　弘	麻布大学
〃	篠　﨑　けい子	相模原市農業協同組合（女性会）
〃	杉　嵜　文　俊	津久井地域不法投棄防止協議会
〃	高　橋　誠　一	相模原廃棄物対策協議会
〃	西　岡　文　江	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら
〃	橋　本　泰　典	公募委員
〃	馬　場　宏　一	相模原市公立小中学校長会
〃	原　　正　弘	神奈川県県央地区廃棄物処理業協会
〃	宮　崎　由美子	公募委員
〃	八　木　次　夫	相模原市廃棄物減量等代表推進員

答申案策定部会　委員名簿

役　職	委員氏名	所　属　等
部　会　長	三　田　明　弘	麻布大学
部会長職務代理者	座　間　千代子	相模原市消費者団体連絡会
委　　員	五十嵐　道　夫	相模原商工会議所
〃	原　　正　弘	神奈川県県央地区廃棄物処理業協会
〃	宮　崎　由美子	公募委員
〃	八　木　次　夫	相模原市廃棄物減量等代表推進員

（委員は五十音順）

7　パブリックコメント

（１）件　名　　：相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定（案）
（２）意見募集期間　　：平成２４年１２月１７日から平成２５年１月２１日まで
（３）閲覧と配布　　：廃棄物政策課、市役所・各区役所・各総合事務所の行政資料コーナー、各まちづくりセンター、出張所、公民館(青根・沢井公民館を除く)、各図書館
※広報さがみはら（１２月１５日号）でお知らせ、市ホームページで閲覧とダウンロード可
（４）意見の提出方法　　：直接持参、郵送、ファックス、Ｅメール
（５）意見提出者数　　：　４名
（６）意見件数　　：３２件

（意見内訳）

1	第１章　計画の基本事項に関すること	・・・・・　２件
2	第２章　現状と課題に関すること	・・・・・　６件
3	第３章　ごみ処理基本計画に関すること	・・・・・１３件
4	家庭ごみの有料化に関すること	・・・・・　６件
5	一般ごみの収集回数に関すること	・・・・・　３件
6	落ち葉や枝葉の資源化に関すること	・・・・・　２件

（７）相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定（案）に対する意見と市の考え方

１　第１章　計画の基本事項に関すること（２件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
1	改定（案）の「計画改定の目的」について、「東日本大震災等の発生による廃棄物を取り巻く環境の変化や、国の制度改正等に対応するため…。」とあるが、具体的にはどのようなことを指しているのか。例えば、市内で発生するガレキ・火山噴火灰等のボリュームを仮設定して、相模原市自前で処理するための施設を予め用意するということか。	1	「計画改定の目的」につきましては、東日本大震災の発生による災害廃棄物処理体制の見直しの必要性や、経済情勢等に起因するごみ量の変化、いわゆる小型家電リサイクル法、第四次環境基本計画等への対応を図るものです。 ご意見のございました、自前で処理するための施設の整備につきましては、その必要性も含め、市地域防災計画の見直しに基づく市災害廃棄物等処理計画の改定の中で、検討してまいります。
2	改定（案）の「基本理念」について、市は地球温暖化対策実行計画及び条例を制定しており、重点プロジェクトにも廃棄物の発生抑制等を掲げているが、ごみを焼却することが温室効果ガスを排出し、基準以内とはいえ、ダイオキシン等の有害物質を排出していることを具体的に言っていない。 ごみを焼却すること自体が温暖化対策にならないことを明記し、ごみの焼却を最低限にすることを基本理念に入れてもらいたい。	1	改定（案）の「基本理念」の中で、「相模原市は、この「循環型社会」の実現に向け、ごみが廃棄された後のごみ処理中心のシステムとしてではなく、物が生産され、ごみとなって処理されるまでのすべての段階で、一層の４Ｒ※を推進し、資源の消費の抑制、環境への負荷の低減を目指した取組を進めるもの」として、４Ｒの推進による、総体的な取組を基本理念としております。 ※４Ｒ：リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）

２　第２章　現状と課題に関すること（６件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
３	改定（案）の「④　最終処分量」について、溶融スラグは放射性物質が含まれているため、再生利用はされていないはずだが、この説明では誤解が生じる。現時点でのスラグの保管方法について、説明すべきである。 また、改定（案）の「リサイクルの促進」について、溶融スラグは最終処分場の延命化にはなるが、放射性物質を含むスラグの利用はできないことから、見直しが必要である。現状を説明した上で、対処するような文言にすべきである。	３	国の法令では、放射性セシウム濃度が８，０００ベクレル／キログラム以下の廃棄物は、通常の廃棄物として取り扱うことと定めております。また、溶融スラグの再生利用につきましては、製品としての流通段階で１００ベクレル／キログラム以下と定めております。 市の溶融スラグの再生利用につきましては、放射性セシウム濃度が安定するまでの間、道路用アスファルト骨材としての再生利用は自粛しておりましたが、平成２３年度は最終処分場における覆土材として、一部（約１，０００トン）を再生利用しております。 今後も、放射性セシウム濃度の測定を継続するとともに、基準値以下の溶融スラグにつきましては、道路用アスファルト骨材として再生利用を図っていくため、改定（案）は原文どおりとさせていただきます。
４	改定（案）の「４Ｒ推進の仕組みづくり」について、廃棄物減量等推進員制度の「ごみ減量等活動のてびき」は本当に活用されているかの見直しが必要であり、内容の充実を図るのはそのあとである。 さらに制度自体が活用されているのか、名前だけになっていないか実態把握、見直しが必要である。	３	廃棄物減量等推進員の活用につきましては、これまでも行政との連携によるごみの出し方早朝指導の実施や、啓発チラシの配布など、地域におけるごみの減量化・資源化に向けた取組の中心的な役割を担っていただいており、廃棄物減量等推進員との連携は、今後も重要なものであると考えております。 ご意見につきましては、改定（案）の「「廃棄物減量等推進員」との連携と協働」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。

３　第３章　ごみ処理基本計画に関すること（１３件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
5	改定（案）の「⑥　安全で安定的なごみ処理・処分体制の確保」について、生ごみや剪定枝等の焼却ごみを減らすことによる、最終処分場の延命化を行い、施設整備時の市民負担軽減のための財源確保を必要としない政策を検討すべきである。	2	改定（案）の「生ごみの発生抑制と資源化」、「新たな分別品目の追加」及び「資源化促進策の拡充」の中で、最終処分場の延命化が図られるよう検討してまいります。
6	改定（案）の「エ　対象を絞った重点的な周知・啓発」について、概要版だけでは具体的な内容が読み取れない。	1	「対象を絞った重点的な周知・啓発」につきましては、学生や自治会未加入者、集合住宅の単身居住者等に対して、重点的に周知・啓発を実施していくものです。 概要版につきましては、市民の皆様がより気軽に手に取って閲覧いただけるよう、全体量とわかりやすい表現に配慮して作成したものです。 ご意見のございました、施策体系における実施事業の具体的な内容につきましては、改定（案）の全体版をご参照いただきますようお願いいたします。
7	改定（案）概要版の「ケ　最終処分場の整備と維持管理」「コ　災害廃棄物処理体制の整備」について、対象としている廃棄物が不明確である。	1	市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条に基づき、市域における一般廃棄物（家庭から出るごみや、事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外のごみ、し尿等）の処理に関する計画を策定することとされており、今回はその改定を行うものです。 このため、「最終処分場の整備と維持管理」につきましても、対象は市域における一般廃棄物を焼却した焼却灰や不燃物等です。 また、「災害廃棄物処理体制の整備」につきましては、改定（案）の中で、「震災や水害など大規模災害発生時のごみ処理等」として、その対象を位置づけております。

8	改定（案）の「エ　生ごみの発生抑制と資源化」について、段ボールコンポスト講習会や市民アドバイザー派遣などだけでは、対象が堆肥の利用先のある人達に限定される。 堆肥の利用先確保により、生ごみを堆肥化する人がどの程度いるか実態調査を実施すべきであり、また、堆肥化とそれを活用したい団体（市民農園利用者や緑化活動団体等）とのマッチングを進めること等により資源化ルートを作ることで、更なる減量化・資源化につながる。	2	これまで市では、生ごみの堆肥化を推進する市民グループと連携した講習会の実施や、「始めよう生ごみダイエット」パンフレットの配布等により、生ごみの減量化・資源化に関する事業を実施してまいりました。 ご意見につきましては、改定（案）の「生ごみの発生抑制と資源化」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
9	改定（案）の「オ　リユース（再使用）の促進」について、リユース瓶の回収を行政が集団資源回収の項目に入れるか、事業者（スーパーなど）へ拠点回収の協力を依頼する必要がある。 また、リユース食器の貸し出しを環境情報センターで行っているが、連携して祭りでのごみを減らすことにより、行政も連携してリユースの意識付けを行ってもらいたい。	1	市の集団資源回収事業につきましては、リユース（リターナブル）瓶も対象となっております。 また、リユース食器の活用につきましては、改定（案）の「率先した市の取組」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
10	基本施策の「家庭ごみ対策」に、家庭で出る剪定枝等の資源化の検討を加えるべきである。	1	剪定枝等の資源化につきましては、基本施策の「リサイクルの促進」の中に「資源化促進策の拡充」として、位置づけております。
11	計画（案）の「エ　少量排出事業者対策」について、事業系ごみの適正排出がされず、家庭ごみと一緒に排出されているケースが多々見受けられるため、徹底した指導が必要である。	2	これまで市では、市内排出事業者への訪問指導や不適正排出事業者への直接指導を実施してまいりました。 今後も、改定（案）の「事業系ごみの適正排出対策の充実」に基づき、適正排出に向けた様々な対策の充実を図ることとしています。

１２	計画（案）の「ア　地域におけるリサイクルの推進」について、集団資源回収と市の行政回収で品目が重複しているものがある。集団資源回収を重要視することで、地域での資源化が促進され、市民が自立していくと考えられるため、重複している品目については市の行政回収をやめるべき。 また、地域におけるリサイクルの推進を重点的に取り組む事項に加えるべき。	1	市では、資源の行政回収や集団資源回収、公共施設などでの拠点回収等、様々な機会を通じて市民の皆様が資源化に取り組みやすい環境づくりを行っております。 ご意見につきましては、改定（案）の「地域におけるリサイクルの推進」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
１３	改定（案）の「エ　清掃工場の計画的な整備」について、生ごみや剪定枝の資源化と徹底した分別により、北清掃工場の寿命が来るまでに、ごみ量を現在の１／２にして、南清掃工場だけで処理できる量にすれば、清掃工場を建てる財源を確保する必要はない。市民に財政難の為、ごみを減らす必要があることを説明すれば、市民は協力する。	1	改定（案）の「資源化促進策の拡充」の中で、「ごみの減量化・資源化をより一層進めるため、バイオマス利活用の動向、リサイクル品の需給バランスや効率的な事業運営を検討した上で、リサイクルシステムの構築を図る」としております。 ご意見につきましては、改定（案）の「基本理念」に基づき４Ｒを推進していく上での参考とさせていただきます。
１４	改定（案）の「カ　エネルギーの有効活用」について、バイオマス発電施設として清掃工場をとらえると、ごみを多く燃やした方が良いと思う市民がおり、誤解を招くので、削除した方がよい。「有効活用を推進する」も同様で、有効活用するのみでよい。	1	改定（案）の「基本理念」で「物が生産され、ごみとなって処理されるまでのすべての段階で、一層の４Ｒを推進し、資源の消費の抑制、環境への負荷の低減を目指した取組を進める」としています。 エネルギーの有効活用につきましては、最終的にごみとなって処理される段階におけるリサイクルであり、その取組は今後も推進していく必要があるものと考えております。

４　家庭ごみの有料化に関すること（６件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
１５	家庭ごみの有料化は、ごみの減量化が図られるとともに、市の財政確保により市民へ何らかの形での還元がされると考えられるため、実施すべきである。	1	家庭ごみの有料化につきましては、ごみの減量化・資源化に資するとともに、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民の意識改革につながると考えております。 改定（案）の「家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究」の中で、「減量化・資源化対策を一層推進しても、一定期間にわたりごみの排出量が増加するなど、ごみの減量化が図られない場合に、市民に十分な説明を行った上で有料化に取り組む」としております。
１６	家庭ごみの有料化による減量化は一時的なものであり、ごみの発生抑制とリサイクルへの意識啓発は図れるが、ごみの多くを占める生ごみの資源化への意識啓発は図られにくい。 有料化よりも生ごみの資源化を推進するほうが、時間はかかるが継続的な減量になる可能性が高いと考える。	3	家庭ごみの有料化につきましては、ごみの減量化・資源化に資するとともに、排出量に応じた負担の公平化が図られ、市民の意識改革につながると考えております。 生ごみの資源化に関するご意見につきましては、改定（案）の「生ごみの発生抑制と資源化」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。
１７	他市町村で実施しているごみ袋の購入による有料化は、ごみとして燃やすための袋を販売しており、経費が無駄なため、調査研究が必要である。	2	ご意見につきましては、改定（案）の「家庭ごみの有料化を含めたごみ処理手数料のあり方の調査研究」に基づき事業の検討を進める上での参考とさせていただきます。

5　一般ごみの収集回数に関すること（３件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
１８	家庭ごみの収集は週２回に減らし経費を削減し、不便になることによって市民の減量化の意識を高めてもらいたい。	1	ご意見につきましては、改定（案）の「効率的な収集運搬体制の整備」に基づき検討を進める上での参考とさせていただきます。
１９	ごみ収集は週２回で十分である。有料化か、週２回の収集による経費削減を図るか、市民に選ばせるべきである。	1	
２０	ごみの収集を週３回から２回に減らすことで、生ごみを溜めておくことへの抵抗感から、生ごみの資源化が促進される。 収集回数を週３回から２回になることでサービス低下を懸念する必要はないと感じる。	1	

6　落ち葉や枝葉の資源化に関すること（２件）

通番	改定（案）に対する意見等（要旨）	件数	市の考え方
２１	街路樹及び市内の公園等で発生する落ち葉や伐採した枝葉等は焼却しているのか。 焼却しているのであれば、焼却せずに有機物は有機物として活用すべきである。	1	道路の街路樹や公園等の樹木から排出される剪定枝につきましては、現在、民間事業者への委託により、チップ化し、堆肥や製紙会社等での燃料として活用を図ることで、再資源化と新たな天然資源の投入抑制を図っております。 改定（案）の「資源化促進策の拡充」の中で、「ごみの減量化・資源化をより一層進めるため、バイオマス利活用の動向、リサイクル品の需給バランスや効率的な事業運営を検討した上で、リサイクルシステムの構築を図る」としております。
２２	市内の街路樹はほとんどが落葉樹だが、一定比率を常緑樹に切り替えることで落ち葉等の発生量も低減できるのではないか。	1	ご意見につきましては、市街路樹維持管理計画に基づく街路樹植替えの際の参考とさせていただき、地域住民の皆様と調整を図りながら検討を進めてまいります。

８　「ごみの減量化・資源化」に関するアンケート（平成２３年度）

【調査概要】

（１）目　　的　　ごみの減量化・資源化等に関する市民のご意見をいただき、今後のごみ行政施策の参考とするために実施。
（２）対　　象　　６０６人（廃棄物減量等代表推進員：２２人、廃棄物減量等推進員：５８４人）
（３）回答者数　　４７０人（回答率：７７．６％）
（４）実施期間　　平成２３年１０月２４日から１１月３０日まで
（５）実施方法　　郵送により実施

【主な調査結果】

【問】　ごみや資源を分別するときに迷う、わからない品目（回答は３つまで）

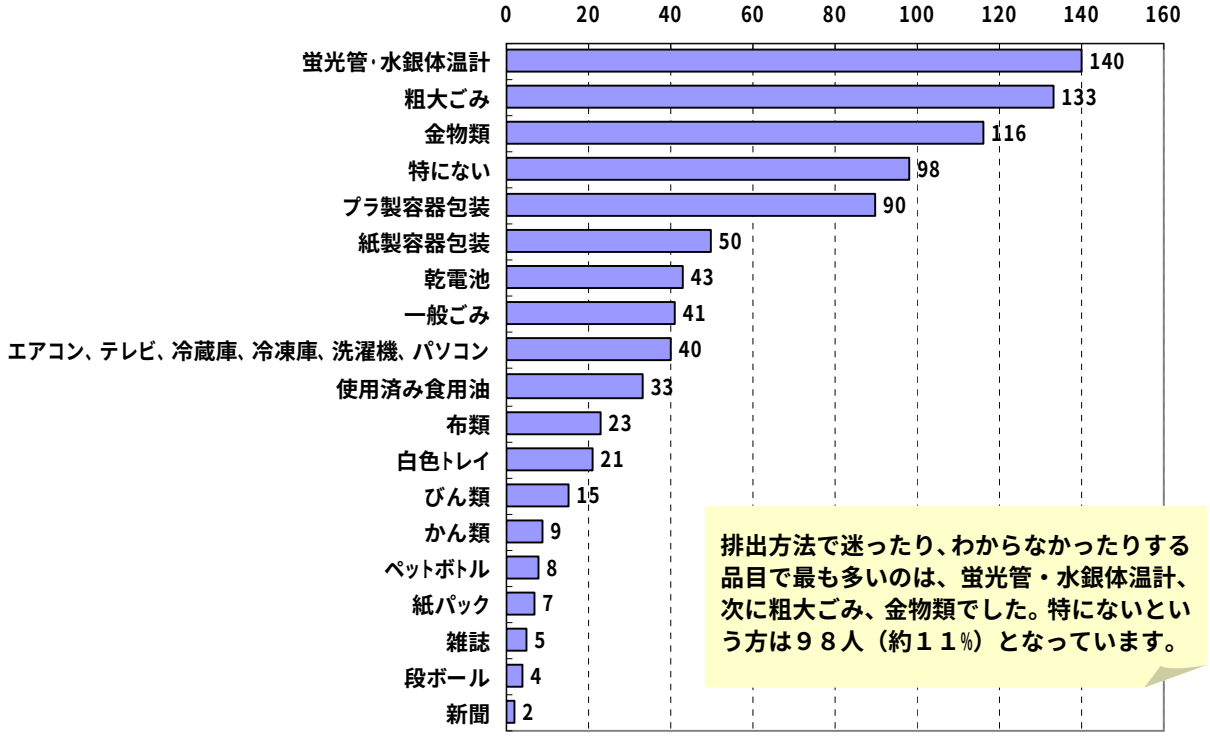

【問】　今後のごみや資源の収集回数について

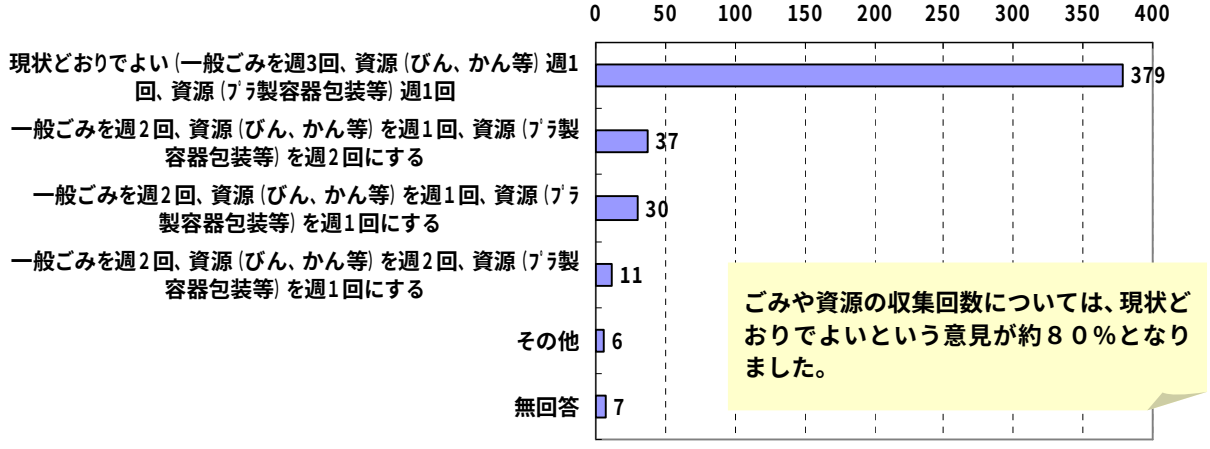

【問】 日頃ごみを少なくするために心がけていること

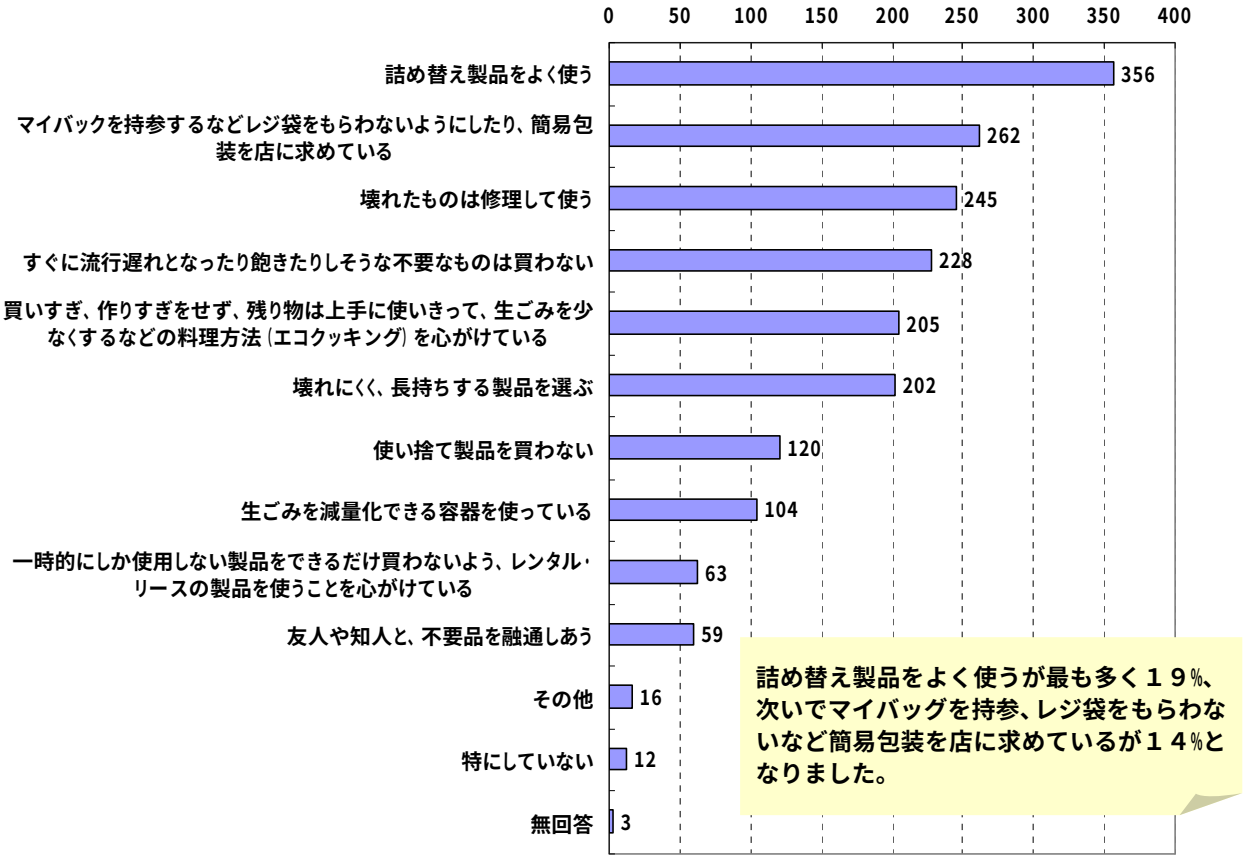

詰め替え製品をよく使うが最も多く１９％、次いでマイバッグを持参、レジ袋をもらわないなど簡易包装を店に求めているが１４％となりました。

【問】 市では、平成２０年３月に「相模原市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、平成２４年度までに市民１人１日あたり５３０グラム以下に、また、平成３０年度までに５００グラム以下にする目標を掲げています。この目標について、あなたは今後のごみの減量化・資源化への取り組みをどうしていくべきか。（回答は１つ）

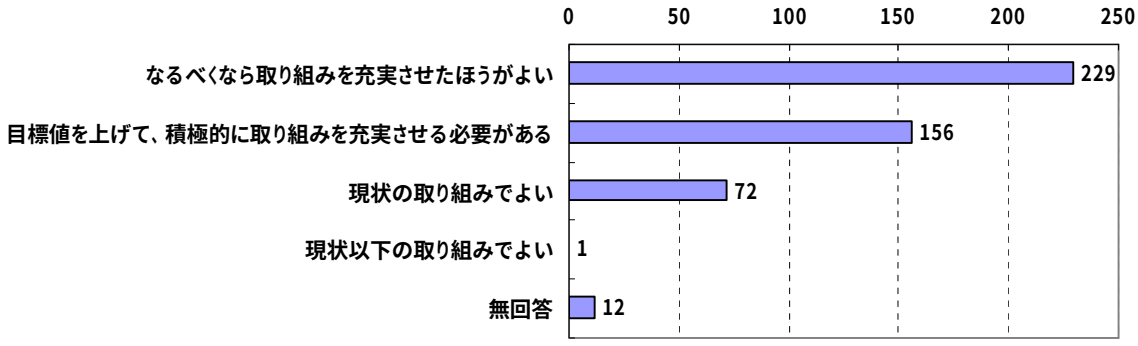

充実させたほうがよい」または「充実させる必要がある」が全体の８０％を超える結果でした。

【問】 あなたは、今後、市や市民がごみの減量化・資源化のために必要な取り組みは何か。
（回答は２つまで）

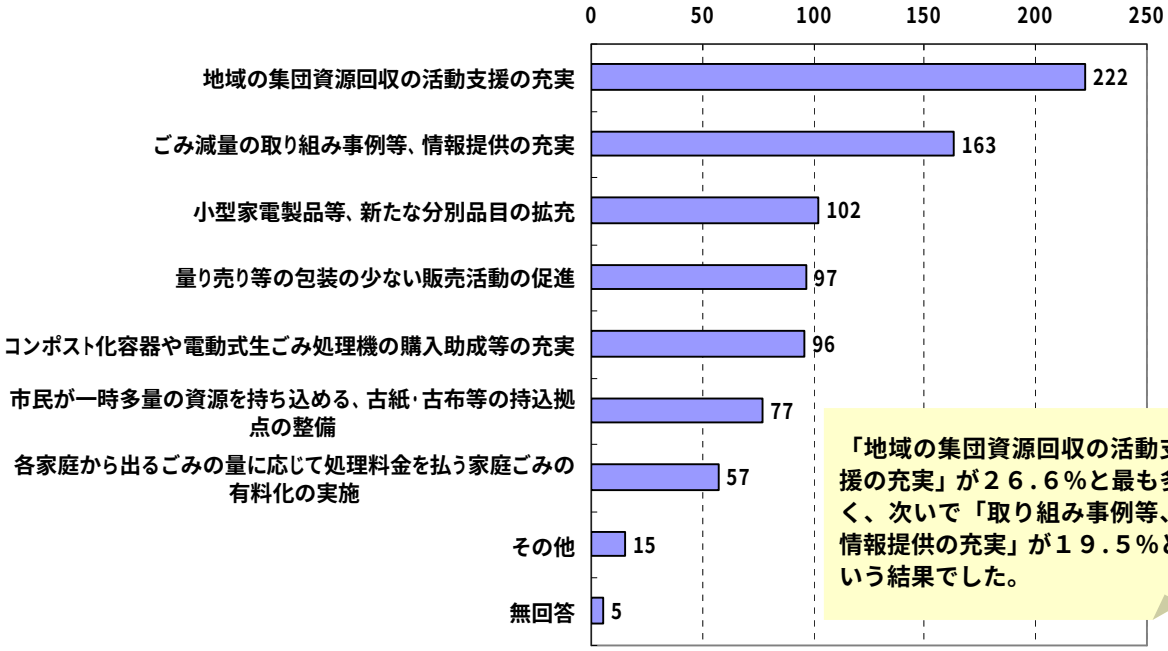

「地域の集団資源回収の活動支援の充実」が２６．６％と最も多く、次いで「取り組み事例等、情報提供の充実」が１９．５％という結果でした。

【問】 あなたは、ごみの有料化について。（回答は１つ）

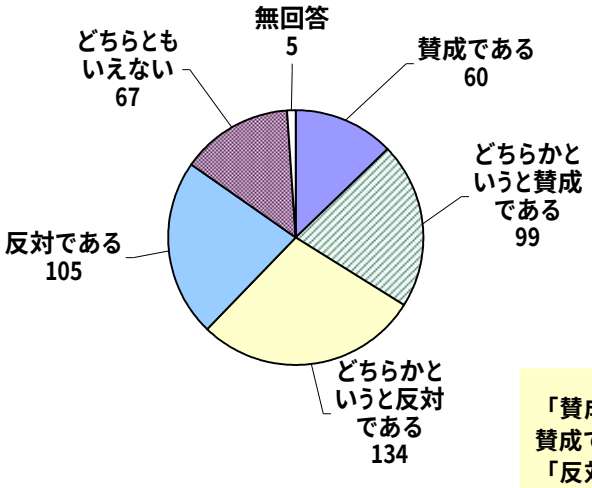

「賛成」または「どちらかというと賛成である」が「３３．９％」であり、「反対」または「どちらかというと反対である」が「５０．８％」と、約半数を占める結果でした。

【問】 今後、市がごみやリサイクルに関する情報をお知らせする場合、どのような方法が効果的か。（回答は３つまで）

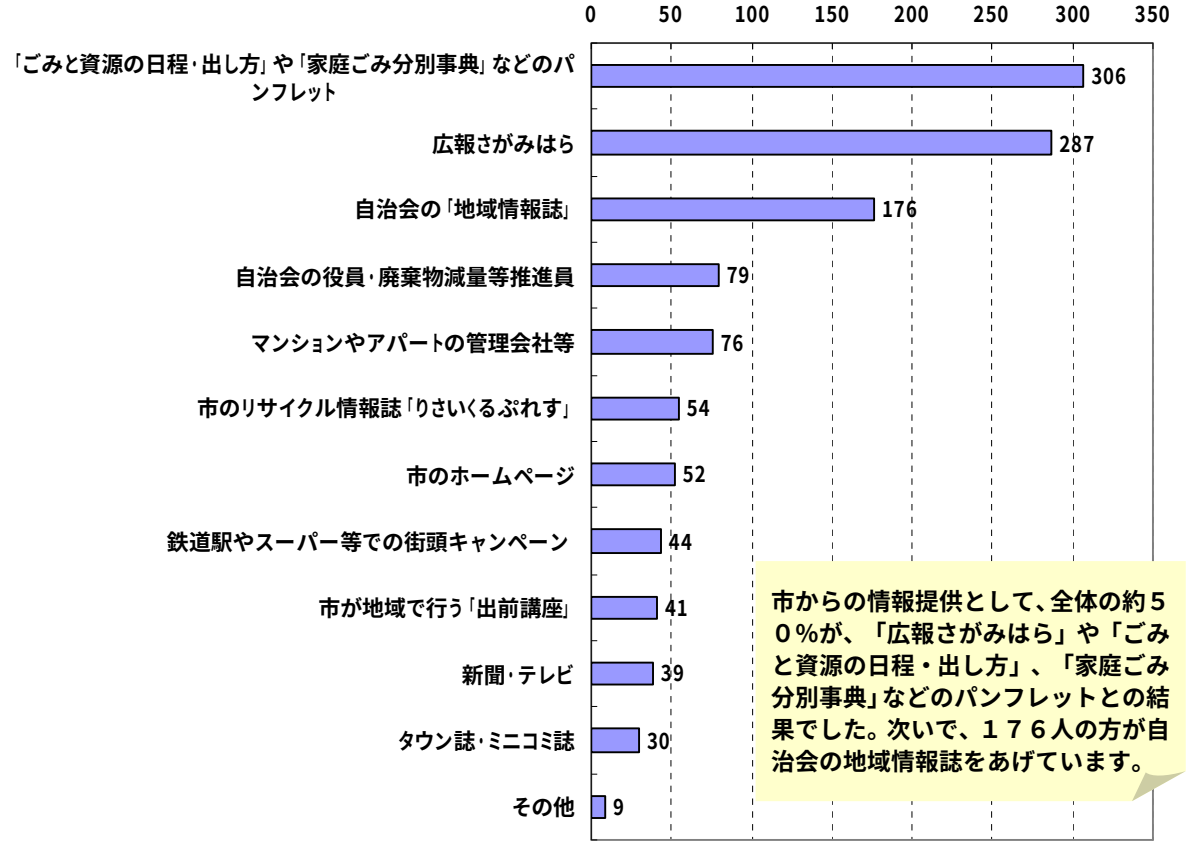

市からの情報提供として、全体の約５０％が、「広報さがみはら」や「ごみと資源の日程・出し方」、「家庭ごみ分別事典」などのパンフレットとの結果でした。次いで、１７６人の方が自治会の地域情報誌をあげています。

【問】 ごみの減量化・資源化を進めるためには、今後、市はどのような情報提供を充実するべきか。（回答は２つまで）

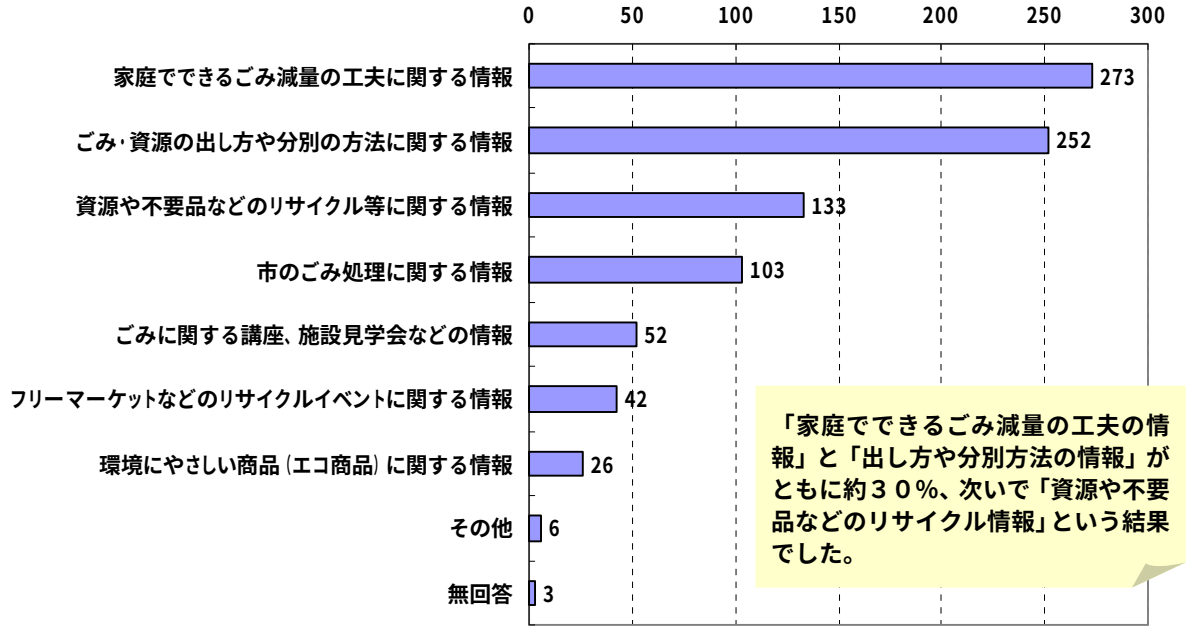

「家庭でできるごみ減量の工夫の情報」と「出し方や分別方法の情報」がともに約３０％、次いで「資源や不要品などのリサイクル情報」という結果でした。

9　用語説明

（環境白書、相模原市下水道ビジョン等より一部抜粋・加筆）

【あ】

アオコ

富栄養化（水中の窒素・リンなどの栄養分濃度が高まった状態）した湖や沼で、初夏から盛夏にかけて藻類が異常増殖して、水面が緑色の粉をふいたようになる現象やその藻類を言う。アオコが水面を覆うことで、水中の酸素濃度が低くなり、また、水中に太陽光も差し込まなくなるため、水生生物が死滅してしまう。

アダプト制度

公園、緑地、道路、河川敷などの市が所管する公共施設の美化活動を市民と市のパートナーシップに基づき、市民が自発的に行い、市が活動を支援する取り組み。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動に伴って生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。（産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定された、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの２０種類の廃棄物のこと。）

ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

【か】

合併処理浄化槽

主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

高度処理型合併浄化槽

窒素やリンの除去能力を有する合併処理浄化槽のこと。

ごみ組成

家庭からの一般ごみなどのごみを細かく種類ごとに分けて、その重量比率などを調査したもので、ごみの内訳の比率のこと。

【さ】

災害廃棄物

震災や水害によって発生する廃棄物のこと。

最終処分場

廃棄物を最終的に埋立て処分する施設。

在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される、または家庭から排出される可能性のある医療廃棄物のこと。

循環型社会

大量生産･大量消費･大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される社会としている。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について、基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律。

使用済小型電子機器等の再資源化制度

市町村が回収ボックスなどで回収した使用済小型電子機器等を、国が認定した適正にリサイクルを行う者・組織等へ引き渡すことで、レアメタルを含む有用金属の資源化を促進させる制度。

処分

廃棄物を物理的、科学的、生物学的な手段によって形態、外観、内容について変化させ、生活環境の保全上支障の少ないものにすること。

水源地域

本計画書では、津久井湖、相模湖などのダム湖を抱える合併前の津久井 4 町を言う。相模川水系の神奈川県内における最上流部にあたり、水源かん養の役割を果たしている地域。

スクラップアンドビルド

機能的に古くなったものを廃棄し、新しいものに置き換えること。（設備や組織等で効率の悪い部分を整理し、新しく設けること。）

【た】

多量排出事業者

事業活動に伴い多量の一般廃棄物を排出する事業者のことで、市では「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例」に基づき、事業の用に供する部分の延べ床面積が 1,000 平方メートル以上の建築物を所有し、又は占有する事業者、年間 36 トン以上の事業系一般廃棄物を市のごみ処理施設に搬入している事業者としている。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破砕、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど資源として再利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

ディスポーザー

生ごみを粉砕し、排水と一緒に排水管に投入する装置のこと。

適正処理困難物

廃棄物のうち、市の処理施設でその適正な処理が困難なもの。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源（石油・石炭など）を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、下水汚泥などがある。

バイオディーゼル燃料

廃食用油を再生して、ディーゼル車の代替燃料などに使用するもので、排ガス中の硫黄酸化物や黒煙を大幅に減少させることができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律。

４Ｒ（フォーアール）

リフューズ（Refuse）：発生抑制、リデュース（Reduce）：排出抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の４つの頭文字「R」をとったもの。

覆土

最終処分場で、焼却灰などの埋め立てたものが飛散したり、ガスや悪臭を放散するのを防ぐために表面を覆う土砂等のこと。

不適物

流動床式ガス化溶融炉である南清掃工場の焼却工程において選別されるもので、鉄、アルミ以外の不燃物。（陶磁器、ガラスなど）

【や】

溶融スラグ

一般廃棄物等の焼却施設から発生する焼却灰等を溶融固化したもので、道路用溶融スラグ骨材やコンクリート用溶融スラグ細骨材として利用されている。南清掃工場においては、流動床式ガス化溶融炉で、スラグが生成されている。

【ら】

リサイクル（再生利用）

ごみを資源として再利用すること。びんを砕いて再度びんを製造するなど、原材料として再利用する再生利用と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）がある。

リサイクルループ

廃棄物から製品をつくり、廃棄物を出したところでそれを利用する一連の流れのこと。（例　食品スーパーの食品残さを収集・処理し、飼料をつくり、豚を育て、その豚肉をスーパーで再び販売する）

リターナブル容器

洗浄して繰り返し利用される容器のこと。

リデュース（排出抑制）

ものを大切に使い、ごみを減らすこと。リユース、リサイクルに優先される。

リフューズ（発生抑制）

ごみになるものを受け取らないこと。具体的には、スーパーのレジ袋や包装紙・割り箸等を購入時で断ったり、本当に必要な物以外を衝動買いしないこと。

リユース（再使用）

いったん使用された製品や容器等を繰り返し使うこと。

相模原市一般廃棄物処理基本計画

循環型社会形成さがみはら プラン２１

発行　平成２５年３月
編集　相模原市 環境経済局 資源循環部 廃棄物政策課
〒２５２－５２７７
神奈川県相模原市中央区中央２丁目１１番１５号
ＴＥＬ ０４２－７５４－１１１１（代表）
ＦＡＸ ０４２－７５３－９４１３（代表）
E-mail haiki-seisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

- **Refuse** ごみになるものを受け取らない
- **Reduce** ものを大切に使い、ごみを減らす
- **Reuse** ものを繰り返し使う
- **Recycle** ごみを資源として再び利用する

政策会議　議事録

平成２５年２月８日

１　相模原市職員会館の移管に伴う取扱いについて

（説明者：総務部長）

（１）主な意見等

○　総合事務所と職員会館で減免率が違う理由は何か。
→　職員会館については、現行５０％の負担を求めており、今後も同様に５０％の負担を求めていく。４町の総合事務所に関しては、合併の経過から組合が事務所を出し、組合の仕事のみではなく、職員厚生会や神奈川県市町村職員共済組合の書類を置くなど出先職員の利便性のために利用していくことを理由として１００％免除とする。

○　他の政令指定都市の状況はどのようになっているのか。
→　職員労働組合に費用負担を求めている政令指定都市は、大阪市、京都市、千葉市と本市であったが、大阪市は職員労働組合が本庁舎から移転する方向と聞いている。千葉市は減免なしで費用負担を求め、本市と京都市は５０％減免である。

○　職員会館の建設趣旨を考え、職員厚生会の利用に支障が出ることが無いよう配慮して欲しい。

○　総合事務所で、職員労働組合の手続きをしている職員は少ないと聞くが、仮になくなったとしても影響がないのではないか。
→　城山は週２日、津久井が週４日、相模湖が週３日、藤野が週２日で対応している。利用する職員に支障が出ることに対して配慮が必要であると考えている。

○　市民が利用する際の利用負担金は、今までと変わらないのか。
→　若干安くなるが、実費負担まで考慮すると現在と変わらない。

○　目的外使用許可において転貸は禁止されているが、職員生活協同組合とテナントの契約は問題ないのか。
→　問題がないように精査する。

イ　結　　果

○　原案のとおり承認する。

２　さがみはら森林ビジョン実施計画の策定について

（説明者：経済部長）

（１）主な意見等

○　表が読みにくいので整理して欲しい。

○　計画の中で「重点事項」と「重点項目」という文言を使っているが、意味が違うのか。
→　同じ意味なので整合を図り、訂正したい。

○　市民の森はどのようなイメージなのか。
→　森林ビジョンの中でも、木材を利活用していくため森林の整備が必要となることが書かれているので、森林体験に重点をおいた市民の森を考えている。

○　市民の森の候補地を決めるスケジュールは。
→　平成２３年度から検討しているが、来年度中も引き続き検討したい。

○　候補地の選定に当たっては、公平性を保つようにしてほしい。

○　経済部だけでなく、広く庁内の情報共有に配慮して欲しい。

○　子どもたちの教育も含めてバイオマスの関係など幅広い分野や林業としての産業分野などもあり、本市の特徴となる資源だと思うので、これから事業を進めていく上では、早期に専管組織も考えた方が良いのではないか。
→　環境経済局内において推進する組織も含めて、専管組織の位置付けの検討に入っている。

○　審議会委員について、女性の登用に配慮してほしい。

（２）結　　果

○　原案を一部修正し、承認する。

３　相模原市一般廃棄物処理基本計画の改定（案）について

（説明者：資源循環部長）

（１）主な意見等

○　剪定枝の資源化については、費用対効果を考えると難しく課題である。
→　資源化を進める場合、出口として何に使うのかというところが整理できないと難しい。例えば農地が多くあれば堆肥化という方法もあるが、本市の場合、現時点においては焼却に伴うサーマルリサイクルという方法が有効な手段であると考えられる。

○　全国的にもごみの減量が進んでいるのか。
→　ごみの減量化が進んでおり、清掃工場の数を縮小している自治体も出てきている。

○　有料化も実施方法によっては、かえって経費が増大することにもなる。
→　袋代で料金を徴収する方法が多いが、他市の事例によると袋の料金を低く設定すると、ごみの減量効果がほとんどないという結果がある。

○　当面は、収集回数を減らすことなどで経費節減に結び付けていく方が効果的ではないか。
→　有料化や戸別収集を進めるに当たっては、旧市は共同住宅が多いということと、津久井地域は戸別収集が効率的に良いのかという議論が出てくると思う。

○　早期に収集回数の見直しを検討する考えは。
→　回数の見直しには、現在民間委託している内容の修正や労務関係など、清掃行政事務全体に影響するため、時間は必要である。

○　様々な制度の検討に当たってはサービスの一方的な削減だけなく、市民の立場に立った検討をしてほしい。
→　ワーキングの中で検討していきたい。

○　生活排水処理基本計画について、外部監査からも指導を受けている中で、重点的に取り組む事項の「生活排水処理を進めるための市民への普及啓発」だけでは取組が不足しているのではないか。
→　都市建設局と調整する。

○　新しい人口推計に入れ替えることで、数値目標に影響はあったのか。
→　数値目標については影響がなかったため、変わっていない。

○　ごみの総排出量に含まれる事業系ごみについては、これから企業誘致を行っていく中で、工場側でもゼロエミッションの取組が進んでいるかもしれないが、ごみ量は事業所数の動向により影響するということで良いのか。
→　事業系ごみは経済情勢により影響を受けることも考えられるが、今回大幅に総排出量が減った要因としては、条例改正を行ったことや、事業所に対する適正排出指導を強化したことなどが影響していると考えている。

○　北清掃工場は長寿命化で対応していくのか。
→　当面は長寿命化計画を立てて、延命化を図っていきたいと考えている。

○　最終処分場は適地の選定に時間がかかるので、早い時期から検討すべきである。

（2）結　　果

○　原案のとおり承認する。

以　　上